

# 第558回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和6年 1月19日(金)

午前10時30分

場所 茨城県土浦合同庁舎 第1分庁舎

第3会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

## 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) 第1種区画漁業(小割式養殖業)に係る霞ヶ浦北浦海区漁場計画(案)について

【諮問】

(2) 公聴会の開催について【協議】

(3) 主要資源の状況について【報告】

(4) ワカサギ採捕禁止期間中のアメリカナマズ駆除試験に係る特別採捕許可について

【協議】

(5) 令和5年度ワカサギ人工ふ化放流事業に伴う特別採捕許可について【報告】

(6) 資源利用協議会の開催結果について【報告】

(7) 全漁調連東日本ブロック会議の開催結果について【報告】

(8) その他

7 閉 会

漁諮問第20号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第3項の規定に基づき、霞ヶ浦北浦海区に係る海区漁場計画案を作成したので、同法第64条第4項の規定に基づき、意見を求める。

令和6年1月4日

茨城県知事 大井川 和彦



## 諮問の理由

霞ヶ浦北浦海区において現在免許している第1種区画漁業権（小割式養殖業）の存続期間は、令和6年8月31日をもって満了するが、当該海区における漁業生産力の発展と水産資源の保存及び管理を図るためには、引き続き漁業の免許をする必要があり、また、公益にも支障を及ぼさないと認められるので、別紙のとおり海区漁場計画案を作成し、意見を求めるものである。

# 霞ヶ浦北浦海区漁場計画（案）

## 第1 漁業権に関する事項

### 1 公示番号 霞北区第11号

#### (1) 免許の内容たるべき事項

##### ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

##### イ 漁場の位置

茨城県かすみがうら市牛渡地先

##### ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図1のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第11号	36° 3.645' N 140° 19.900' E	茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭 中16.00
ア	36° 3.530' N 140° 20.030' E	基点区第11号から136度59分288メートルの点
イ	36° 3.533' N 140° 20.113' E	基点区第11号から122度35分381メートルの点
ウ	36° 3.472' N 140° 20.146' E	基点区第11号から130度30分489メートルの点
エ	36° 3.472' N 140° 20.050' E	基点区第11号から144度30分391メートルの点

#### (2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、400平方メートル以内とする。

#### (3) 免許予定日

令和6年9月1日

#### (4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

#### (5) 関係地区

茨城県かすみがうら市牛渡

(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権



2 公示番号 霞北区第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県かすみがうら市牛渡地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図2のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第13号	36° 3.792' N 140° 20.866' E	茨城県かすみがうら市牛渡地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭 中17.50
ア	36° 3.652' N 140° 20.559' E	基点区第13号から240度30分528メートルの点
イ	36° 3.701' N 140° 20.745' E	基点区第13号から226度50分248メートルの点
ウ	36° 3.709' N 140° 20.872' E	基点区第13号から176度31分154メートルの点
エ	36° 3.564' N 140° 20.899' E	基点区第13号から173度00分424メートルの点
オ	36° 3.559' N 140° 20.573' E	基点区第13号から225度15分616メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、3,125平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

(5) 関係地区

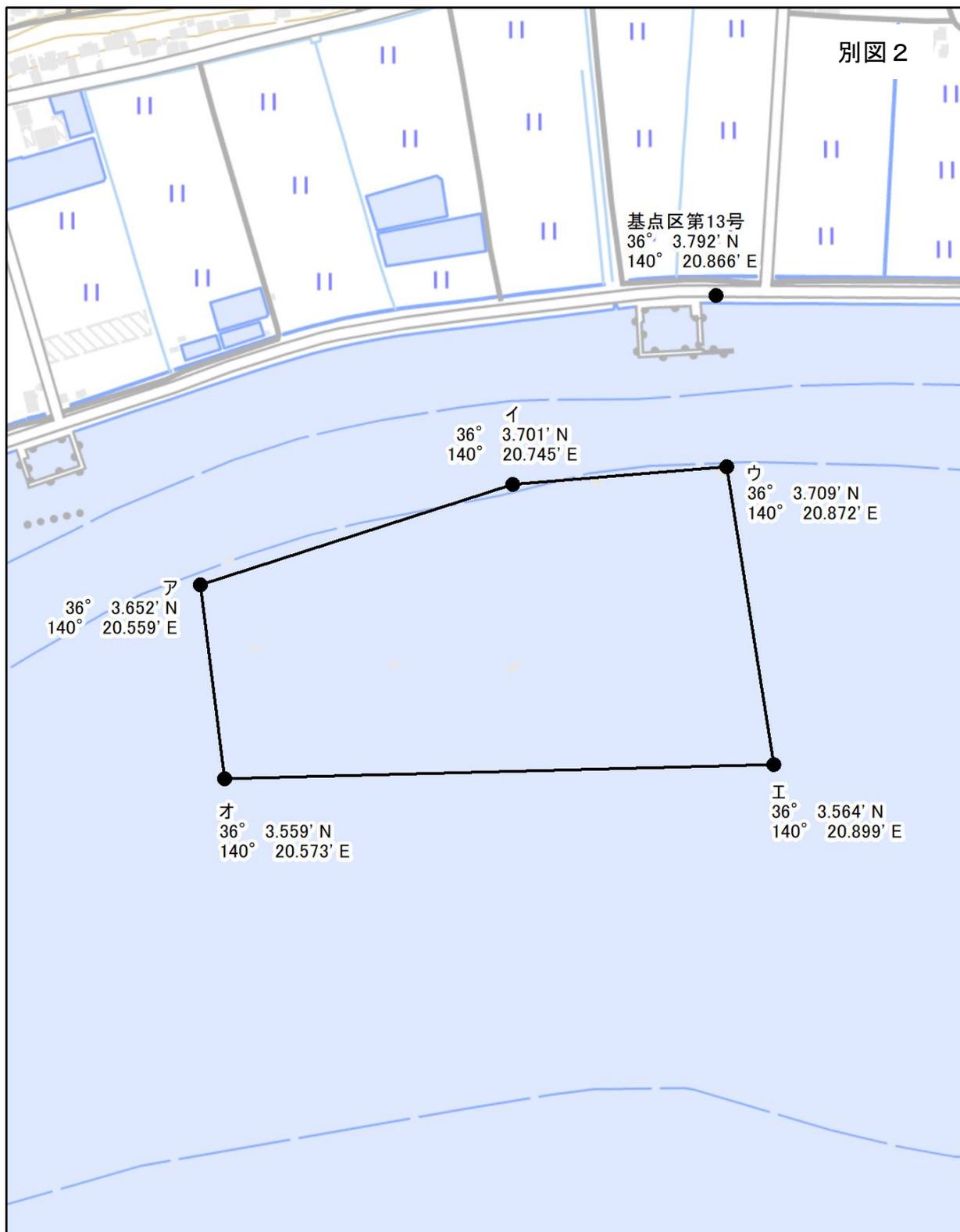
茨城県かすみがうら市牛渡

(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権



# 霞北区第13号

背景図; 地理院タイル

### 3 公示番号 霞北区第15号

#### (1) 免許の内容たるべき事項

##### ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

##### イ 漁場の位置

茨城県かすみがうら市坂地先

##### ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図3のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第15号	36° 4.105' N 140° 22.416' E	茨城県かすみがうら市坂地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭中 20.25
ア	36° 4.159' N 140° 22.601' E	基点区第15号から70度00分295メートルの点
イ	36° 4.078' N 140° 22.678' E	基点区第15号から97度00分397メートルの点
ウ	36° 4.064' N 140° 22.623' E	基点区第15号から103度30分319メートルの点
エ	36° 4.131' N 140° 22.541' E	基点区第15号から75度30分194メートルの点

#### (2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、1,125平方メートル以内とする。

#### (3) 免許予定日

令和6年9月1日

#### (4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

#### (5) 関係地区

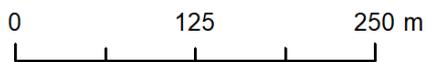
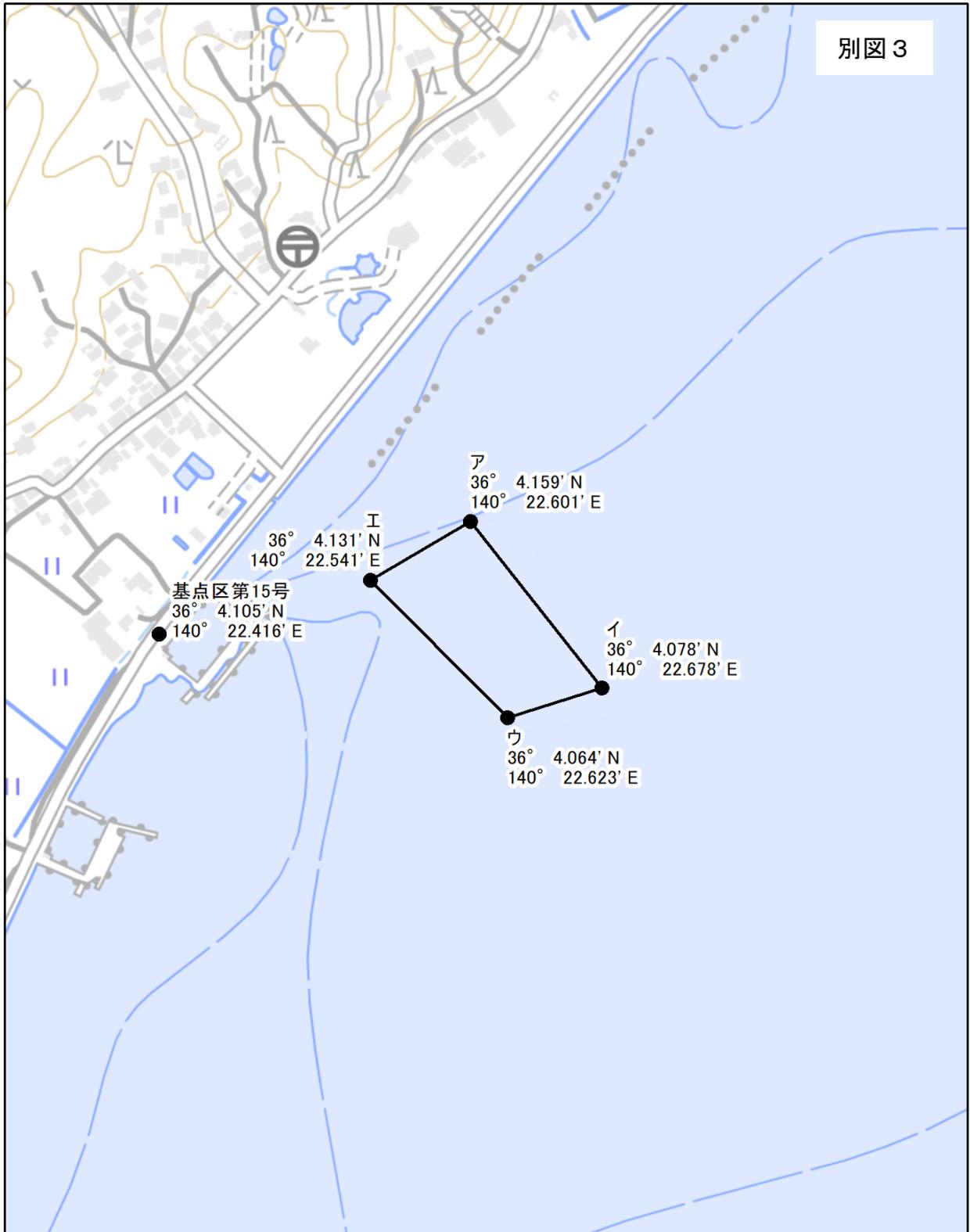
茨城県かすみがうら市坂及び田伏

#### (6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権

別図 3



## 霞北区第15号

背景図; 地理院タイル

4 公示番号 霞北区第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県かすみがうら市田伏地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図4のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第16号	36° 4.844' N 140° 23.333' E	茨城県かすみがうら市田伏地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭 中22.25
ア	36° 4.879' N 140° 23.668' E	基点区第16号から82度24分506メートルの点
イ	36° 4.806' N 140° 23.765' E	基点区第16号から95度56分652メートルの点
ウ	36° 4.362' N 140° 23.580' E	基点区第16号から157度06分965メートルの点
エ	36° 4.437' N 140° 23.483' E	基点区第16号から163度06分786メートルの点
オ	36° 4.762' N 140° 23.619' E	基点区第16号から109度08分455メートルの点
カ	36° 4.793' N 140° 23.579' E	基点区第16号から104度02分381メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、4,075平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

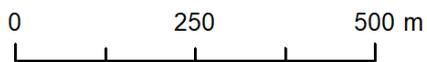
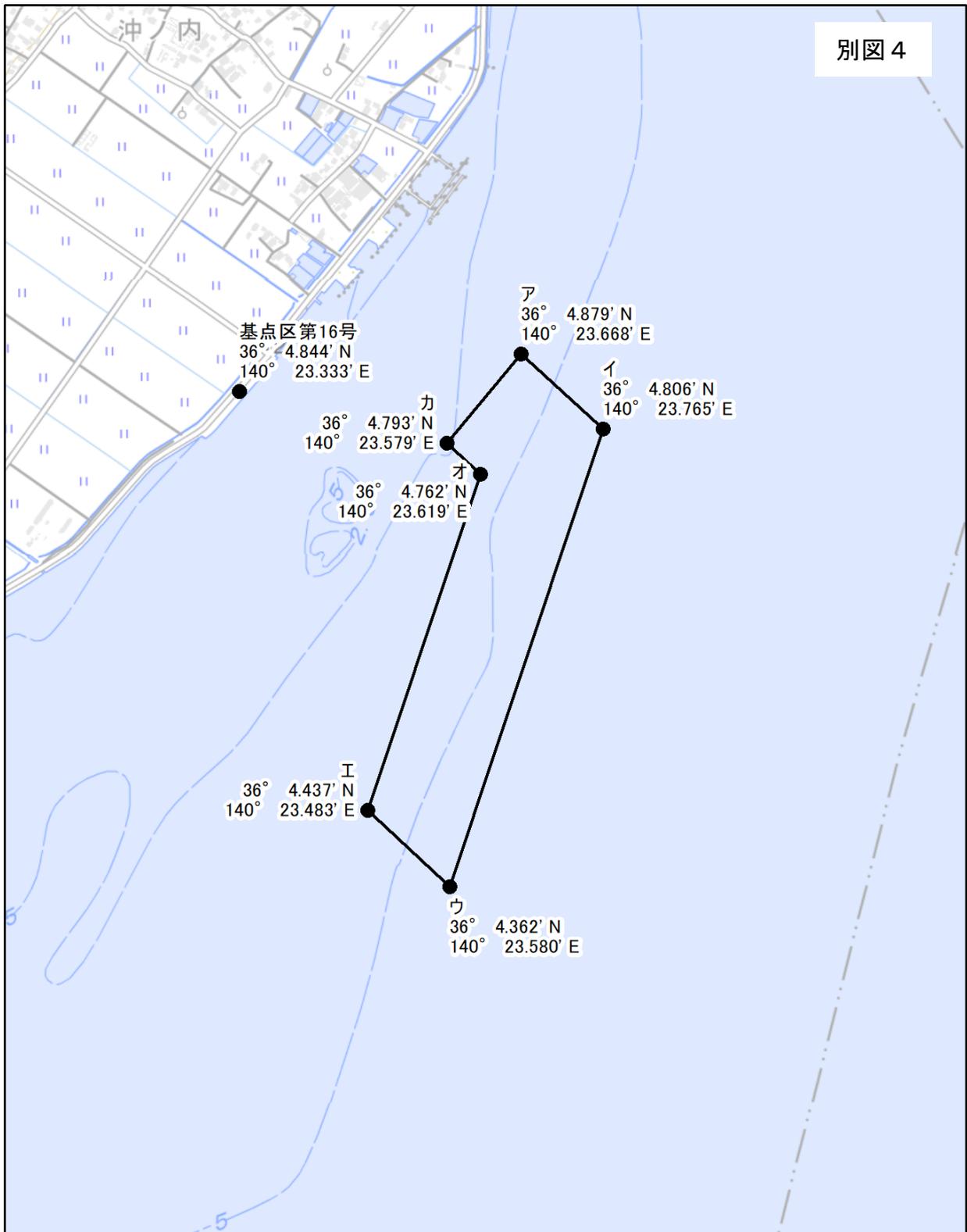
令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

- (5) 関係地区  
茨城県かすみがうら市田伏
  
- (6) 存続期間  
令和6年9月1日から令和11年8月31日まで
  
- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権

別図 4



# 霞北区第16号

背景図;地理院タイル

5 公示番号 霞北区第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県かすみがうら市田伏地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図5のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第17号	36° 5.511' N 140° 23.037' E	茨城県かすみがうら市田伏地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭 中24.25
ア	36° 5.744' N 140° 23.182' E	基点区第17号から26度30分482メートルの点
イ	36° 5.827' N 140° 23.310' E	基点区第17号から34度45分714メートルの点
ウ	36° 5.687' N 140° 23.457' E	基点区第17号から62度29分710メートルの点
エ	36° 5.599' N 140° 23.360' E	基点区第17号から71度14分511メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、3,575平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

(5) 関係地区

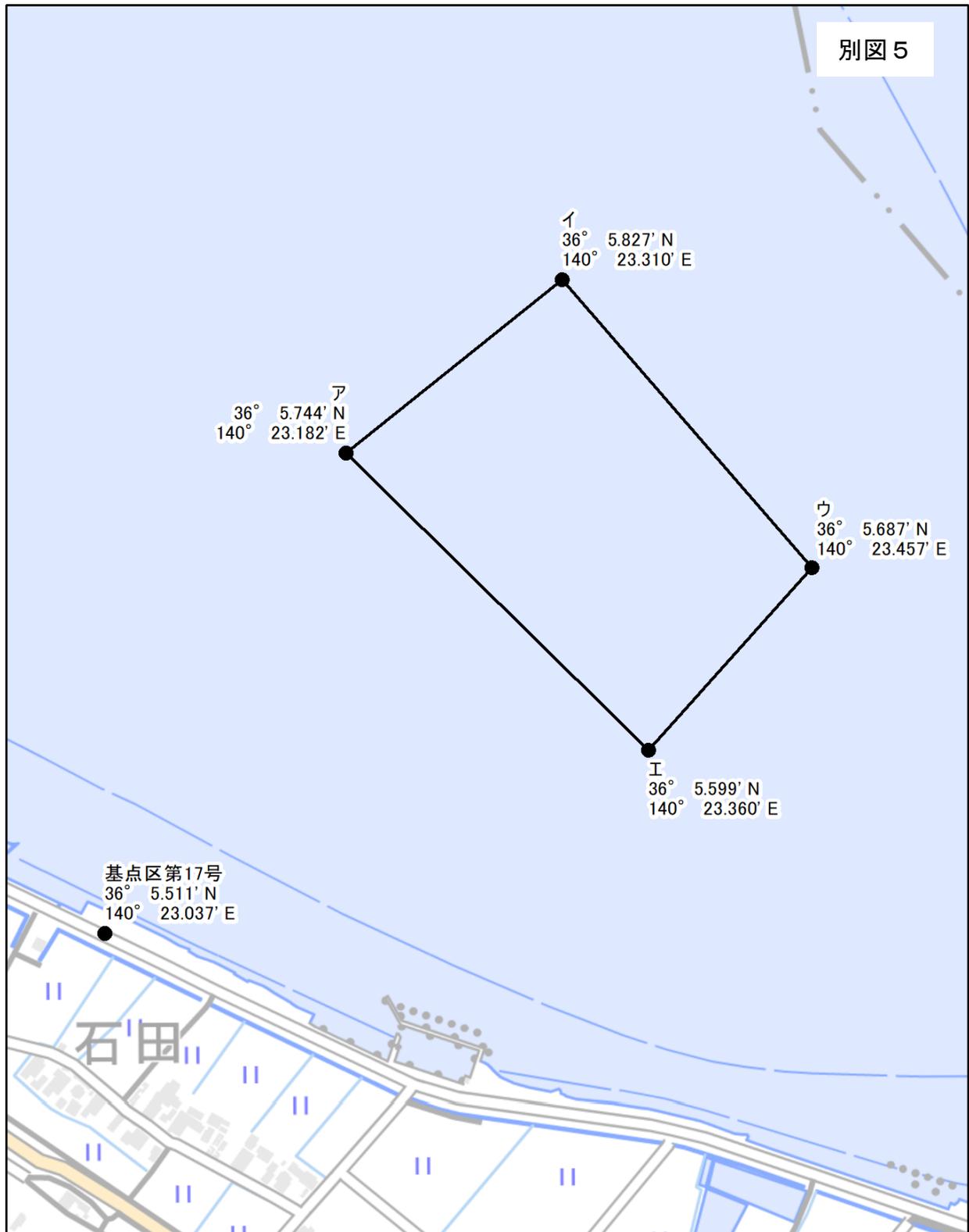
茨城県かすみがうら市田伏

(6) 存続期間

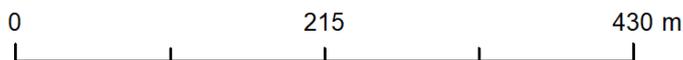
令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権

別図5



# 霞北区第17号



背景図; 地理院タイル

6 公示番号 霞北区第22号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県小美玉市下玉里地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図6のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第22号	36° 8.592' N 140° 20.428' E	茨城県小美玉市下玉里地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左 30.50
ア	36° 8.466' N 140° 20.346' E	基点区第22号から207度30分263メートルの点
イ	36° 8.422' N 140° 20.206' E	基点区第22号から226度15分458メートルの点
ウ	36° 8.501' N 140° 20.187' E	基点区第22号から244度30分398メートルの点
エ	36° 8.528' N 140° 20.272' E	基点区第22号から242度45分262メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、1,500平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

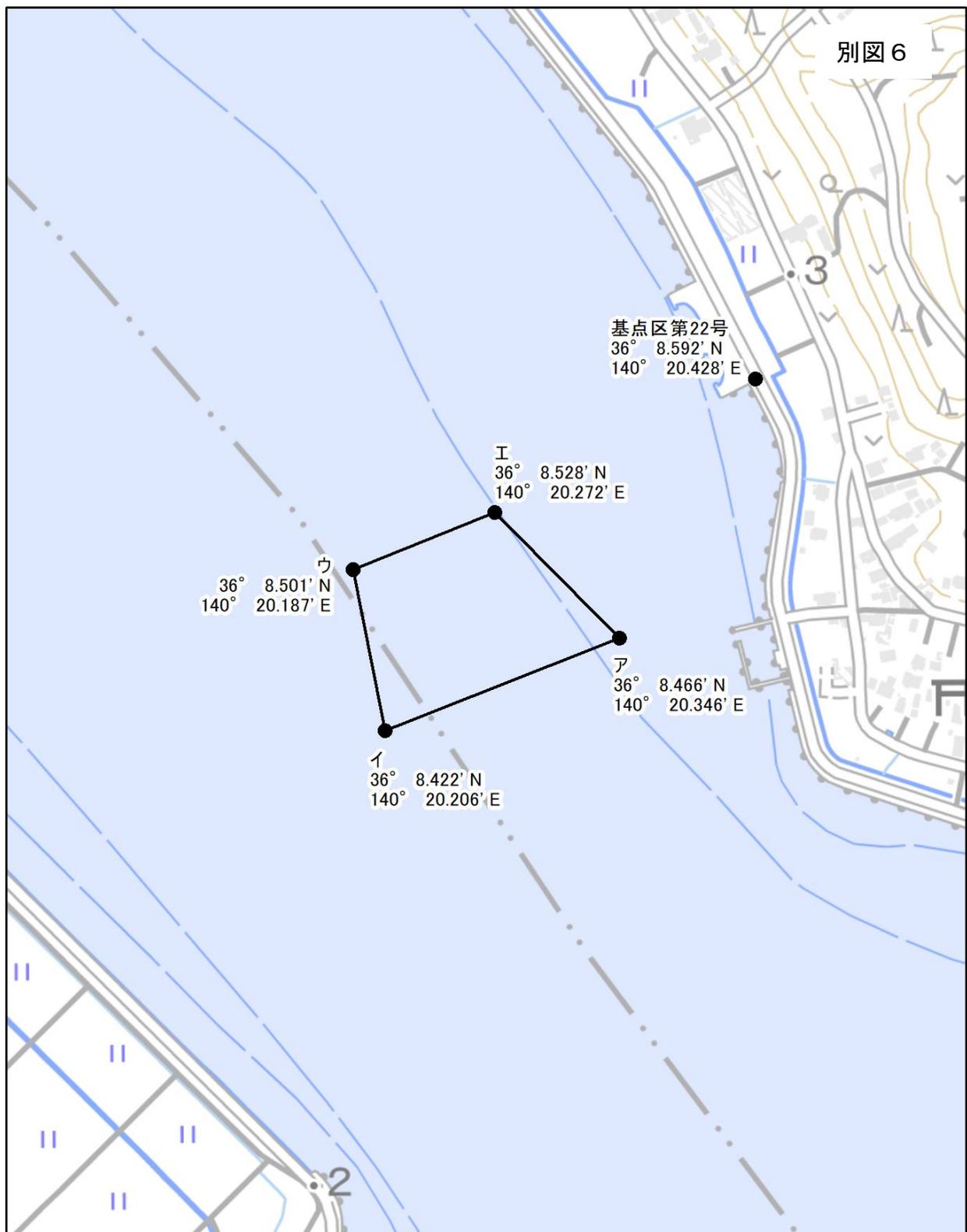
(5) 関係地区

茨城県小美玉市下玉里

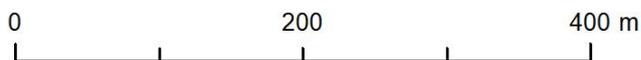
(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権



# 霞北区第22号



背景図; 地理院タイル

7 公示番号 霞北区第25号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市手賀地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図7のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第25号	36° 4.297' N 140° 25.155' E	茨城県行方市手賀地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左16.00
ア	36° 3.949' N 140° 24.706' E	基点区第25号から226度00分932メートルの点
イ	36° 3.914' N 140° 24.407' E	基点区第25号から237度25分1,328メートルの点
ウ	36° 4.653' N 140° 24.388' E	基点区第25号から299度25分1,327メートルの点
エ	36° 4.796' N 140° 24.399' E	基点区第25号から308度45分1,462メートルの点
オ	36° 4.824' N 140° 24.491' E	基点区第25号から314度00分1,394メートルの点
カ	36° 4.743' N 140° 24.700' E	基点区第25号から319度58分1,071メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、19,625平方メートル以内とする。

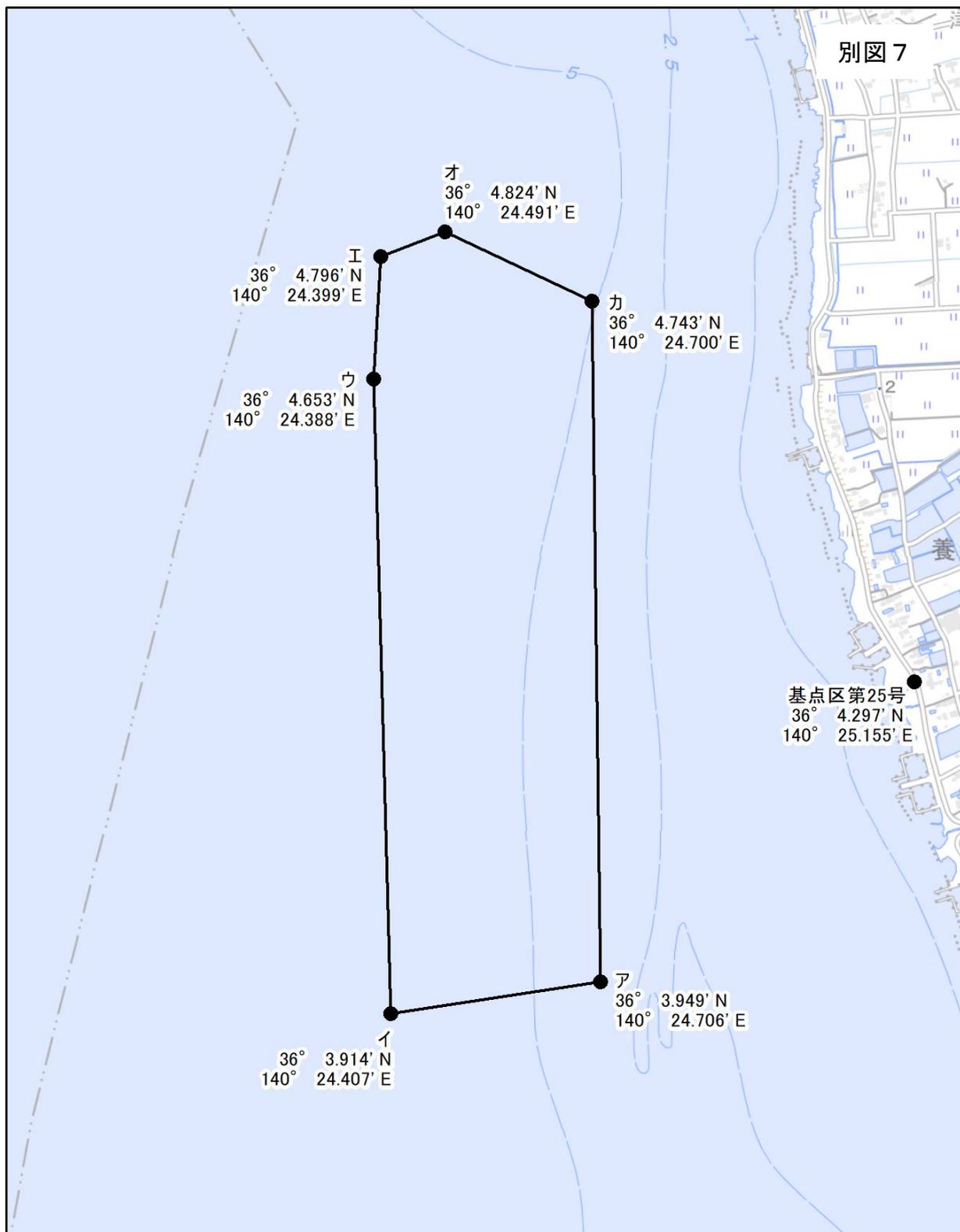
(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

- (5) 関係地区  
茨城県行方市手賀
  
- (6) 存続期間  
令和6年9月1日から令和11年8月31日まで
  
- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権



# 霞北区第25号

背景図; 地理院タイル

8 公示番号 霞北区第26号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市西蓮寺地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図8のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第26号	36° 3.845' N 140° 25.404' E	茨城県行方市西蓮寺地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左15.00
ア	36° 3.498' N 140° 25.122' E	基点区第26号から213度00分770メートルの点
イ	36° 3.388' N 140° 24.993' E	基点区第26号から215度45分1,047メートルの点
ウ	36° 3.611' N 140° 24.724' E	基点区第26号から246度40分1,110メートルの点
エ	36° 3.767' N 140° 24.539' E	基点区第26号から263度15分1,307メートルの点
オ	36° 3.885' N 140° 24.632' E	基点区第26号から273度15分1,162メートルの点
カ	36° 3.937' N 140° 24.754' E	基点区第26号から279度30分991メートルの点
キ	36° 3.813' N 140° 24.861' E	基点区第26号から265度30分818メートルの点
ク	36° 3.688' N 140° 25.017' E	基点区第26号から243度00分650メートルの点
ケ	36° 3.634' N 140° 24.997' E	基点区第26号から237度00分726メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、5,500平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

(5) 関係地区

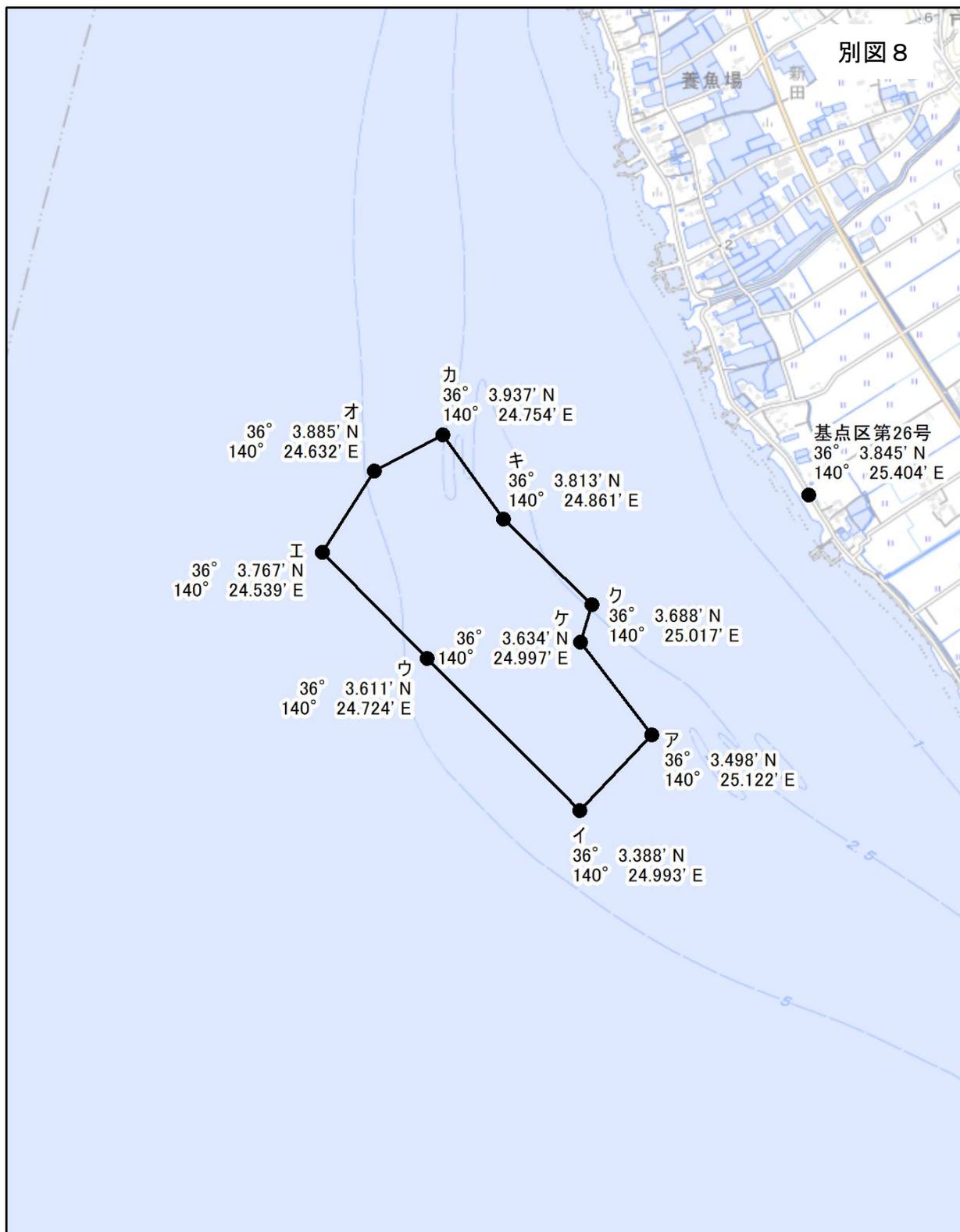
茨城県行方市西蓮寺、井上及び手賀

(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権



## 霞北区第26号

背景図; 地理院タイル

9 公示番号 霞北区第30号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市五町田地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図9のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第30号	36° 2.821' N 140° 26.410' E	茨城県行方市五町田地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭左12.50
ア	36° 2.768' N 140° 26.080' E	基点区第30号から258度30分506メートルの点
イ	36° 2.712' N 140° 26.168' E	基点区第30号から240度40分416メートルの点
ウ	36° 2.604' N 140° 26.162' E	基点区第30号から222度30分548メートルの点
エ	36° 2.492' N 140° 25.989' E	基点区第30号から225度50分878メートルの点
オ	36° 2.675' N 140° 25.939' E	基点区第30号から248度45分758メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、1,450平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

(5) 関係地区

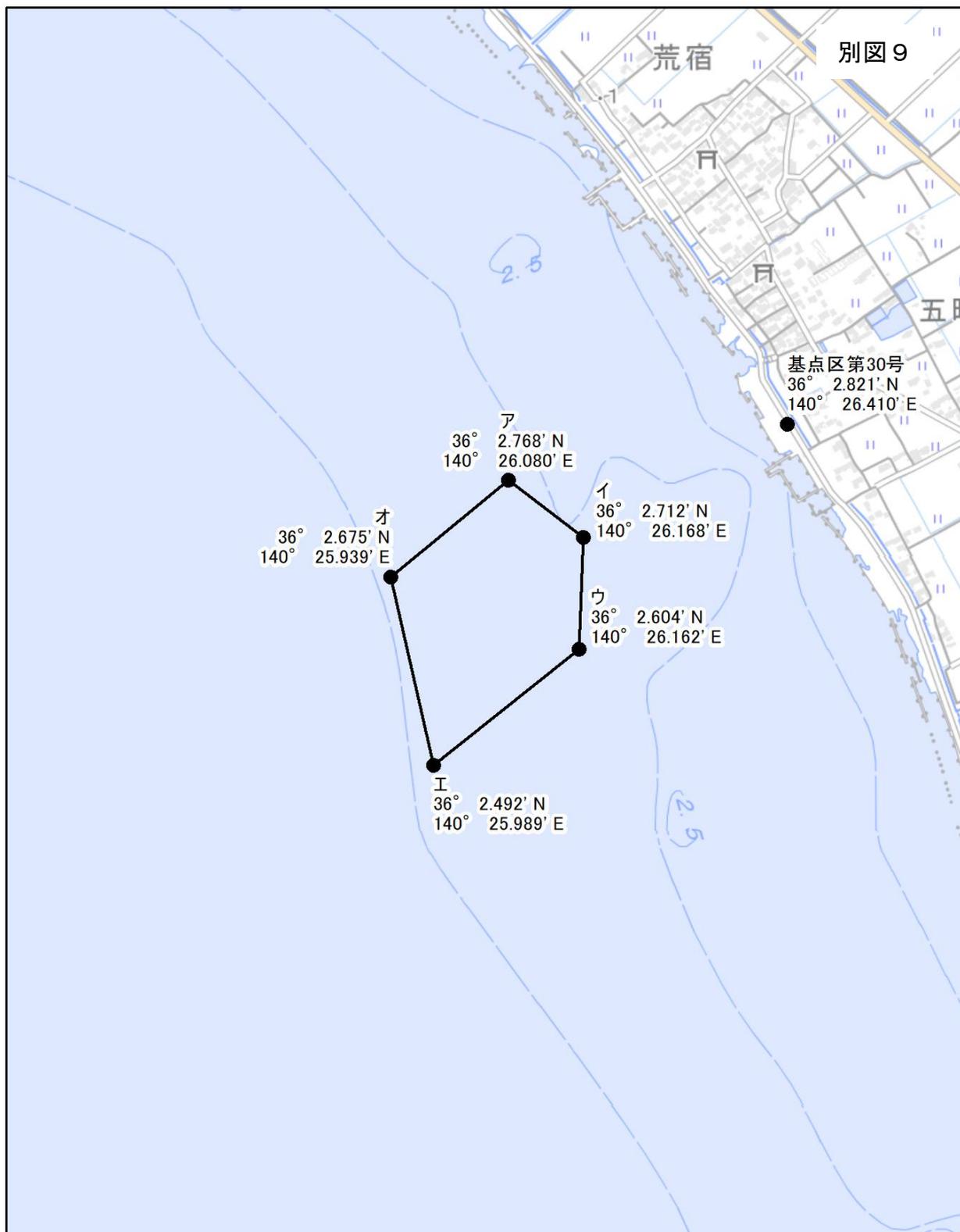
茨城県行方市五町田

(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権



# 霞北区第30号



背景図; 地理院タイル

10 公示番号 霞北区第52号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県銚田市江川地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図10のとおり）。

	緯度経度	位置
基点区 第52号	36° 4.225' N 140° 33.358' E	茨城県銚田市江川地先の国土交通省北浦キロ杭左17.00
ア	36° 4.000' N 140° 33.402' E	基点区第52号から170度30分422メートルの点
イ	36° 3.974' N 140° 33.272' E	基点区第52号から195度00分482メートルの点
ウ	36° 4.121' N 140° 33.218' E	基点区第52号から227度00分284メートルの点
エ	36° 4.172' N 140° 32.990' E	基点区第52号から259度30分561メートルの点
オ	36° 4.226' N 140° 32.947' E	基点区第52号から269度40分616メートルの点
カ	36° 4.302' N 140° 33.011' E	基点区第52号から284度50分540メートルの点
キ	36° 4.195' N 140° 33.340' E	基点区第52号から205度00分63メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、3,250平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

(5) 関係地区

茨城県銚田市江川及び中居

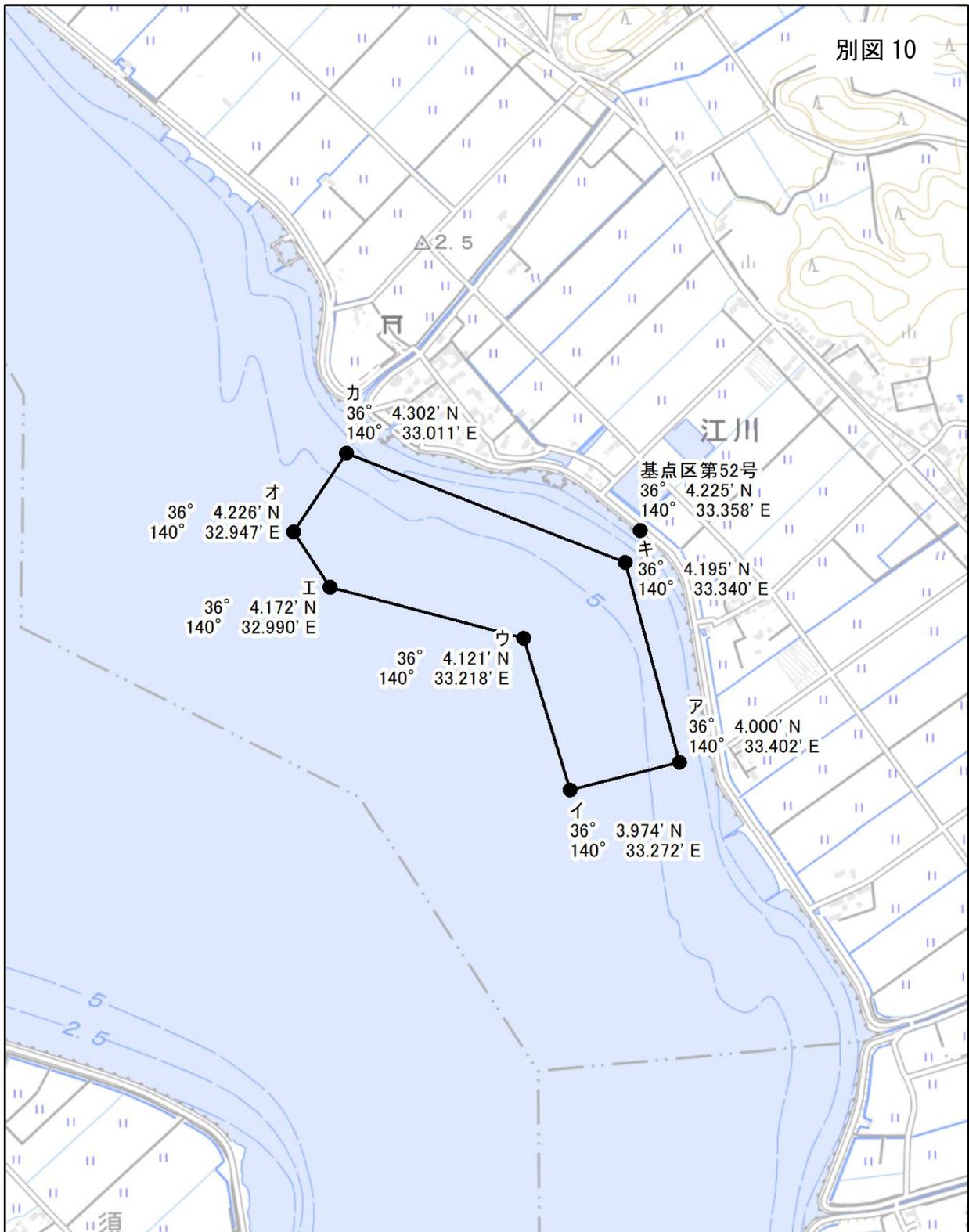
(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

別図 10



# 霞北区第52号



背景図; 地理院タイル

11 公示番号 霞北区第 63 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県行方市宇崎地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(別図 11 のとおり)。

	緯度経度	位置
基点区 第63号	36° 0.963' N 140° 33.107' E	茨城県行方市宇崎地先の国土交通省北浦キロ杭右13.00
ア	36° 0.952' N 140° 33.170' E	基点区第63号から102度15分96メートルの点
イ	36° 0.943' N 140° 33.192' E	基点区第63号から106度00分133メートルの点
ウ	36° 0.908' N 140° 33.147' E	基点区第63号から149度30分118メートルの点
エ	36° 0.928' N 140° 33.129' E	基点区第63号から153度00分73メートルの点

(2) 制限又は条件

いけす網の設置面積は、500 平方メートル以内とする。

(3) 免許予定日

令和6年9月1日

(4) 申請期間

令和6年5月31日から令和6年7月31日まで

(5) 関係地区

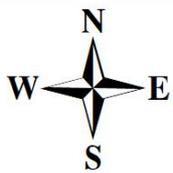
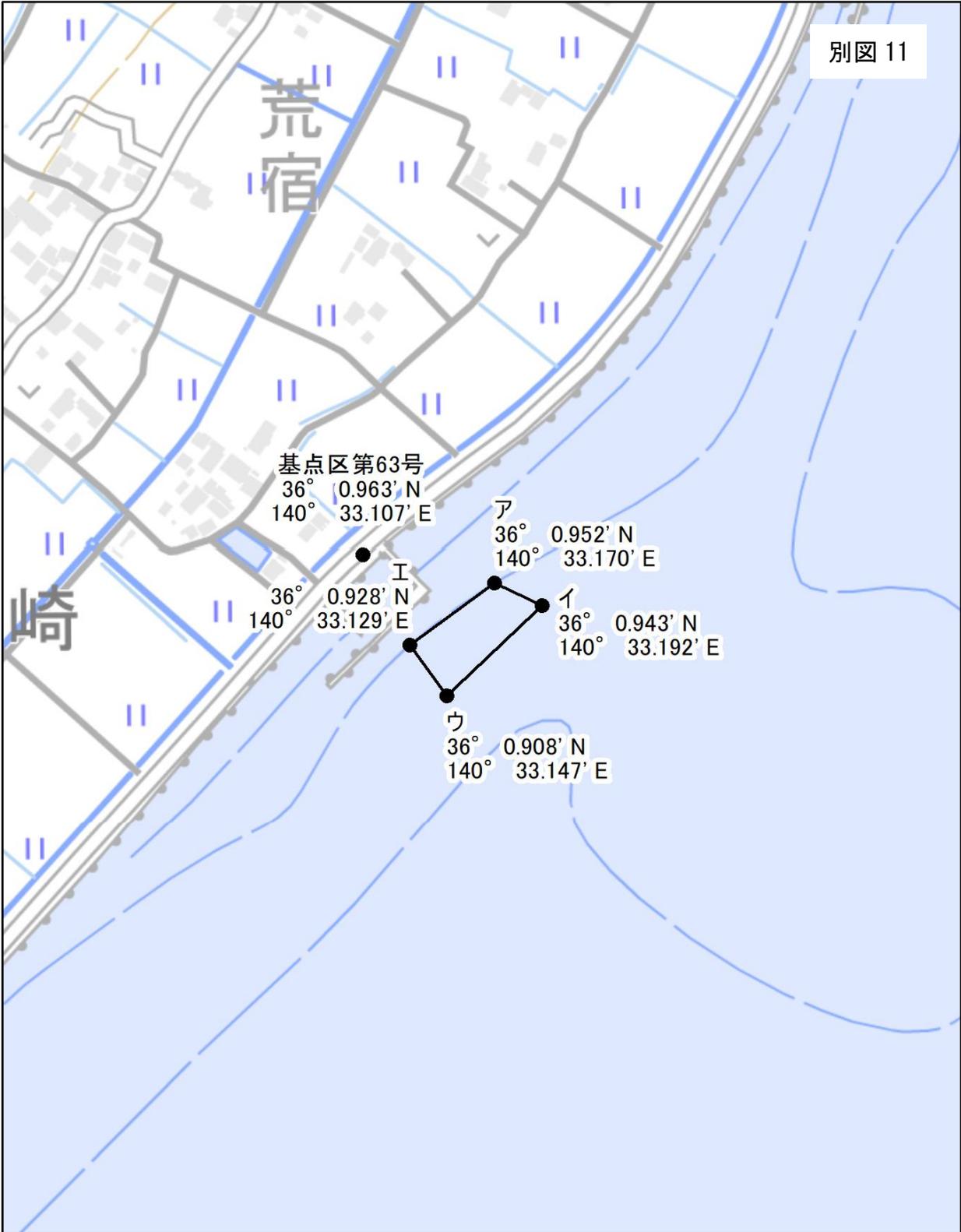
茨城県行方市宇崎

(6) 存続期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

- (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権

別図 11



### 霞北区第63号

背景図; 地理院タイル

第2 類似漁業権以外の漁業権  
該当なし

第3 保全沿岸漁場に関する事項  
該当なし

第4 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

1 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

(1) 意見の概要  
(漁業調整委員会諮問実施後に記載)

(2) 意見の処理の結果  
(漁業調整委員会諮問実施後に記載)

(3) その他  
(漁業調整委員会諮問実施後に記載)

2 漁場の図面

「第1 漁業権に関する事項」内の別図1から11のとおり。

第1種区画漁業(小割式養殖業)に係る霞ヶ浦北浦海区漁場計画(案)について

1. 免許期間

令和 元年9月1日から令和 6年8月31日まで(現在)

令和 6年9月1日から令和11年8月31日まで(次回)

2. 切替えスケジュールの概要

年度	月	事項	内容
R4	1-2月	意向調査	行使者を対象に継続意向を調査
R5	6-9月	行使実態調査	関係漁協・行使者からの意見聴取、行使実態の確認
	10月	基本方針 取扱方針	委員会における免許の基本方針案、海区漁場計画の 取扱方針案の協議
	11月	素案協議	委員会における海区漁場計画(素案)の協議
	12月	関係機関調整	関係者・関係機関との調整(利害関係人の意見聴取等) (法第64条第1項)
	1月	委員会諮問	<u>知事から委員会あて海区漁場計画の諮問(法第64条第4項)</u>
	2月	公聴会	公聴会(法第64条第5項)
	2月	委員会答申	委員会から知事あて答申
	3月	決定公示	海区漁場計画の公表・公示(法第64条第6項)
R6	5-7月	免許申請	免許申請書受付(法第69条第1項)
	7-8月	審査	適格性の審査(法第72条)
	8月	委員会諮問 答申	知事から委員会あて諮問(法第70条) 委員会から知事あて答申
	8月	免許	免許状交付(法第69条)
	9月	公示	県報登載

※「法」は漁業法を示す

3. 霞ヶ浦北浦海区漁場計画(案)概要 …資料1－3のとおり

4. 現行の免許からの変更点 …資料1－4のとおり

5. 漁業法第63条第1項第1号の規定に基づく関係機関協議について

- ・ 設定する漁業権漁場に関する各機関に協議し、公益に支障を及ぼさないことを確認した。

6. 漁業法第64条第1項の規定に基づく利害関係人の意見聴取について

- ・ 当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人からの意見を聴取するため、茨城県県民意見提出手続制度（パブリックコメント制度）により当該海区漁場計画素案に対する意見を募集したところ、意見の提出はなかった。

## 霞ヶ浦北浦海区漁場計画(案) 概要

第1 漁業権に関する事項		第11号	第13号	第15号	第16号	第17号	第22号	第25号	第26号	第30号	第52号	第63号
(1) 免許の内容たるべき事項	ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類:第1種区画漁業 漁業の名称:小割式養殖業 漁業の時期:1月1日から12月31日まで										
	イ 漁場の位置	かすみがうら市牛渡地先	かすみがうら市牛渡地先	かすみがうら市坂地先	かすみがうら市田伏地先	かすみがうら市田伏地先	小美玉市下玉里地先	行方市手賀地先	行方市西蓮寺地先	行方市五町田地先	鉾田市江川地先	行方市宇崎地先
	ウ 漁場の区域	区域変更 表記是正※	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり	なし あり
(2) 制限又は条件	いけす網の設置面積	400㎡以内	3,125㎡以内	1,125㎡以内	4,075㎡以内	3,575㎡以内	1,500㎡以内	19,625㎡以内	5,500㎡以内	1,450㎡以内	3,250㎡以内	500㎡以内
(3) 免許予定日		令和6年9月1日										
(4) 申請期間		令和6年5月31日から令和6年7月31日まで										
(5) 関係地区		かすみがうら市牛渡	かすみがうら市牛渡	かすみがうら市坂、かすみがうら市田伏	かすみがうら市田伏	かすみがうら市田伏	小美玉市下玉里	行方市手賀	行方市西蓮寺、行方市井上、行方市手賀	行方市五町田	鉾田市江川、鉾田市中居	行方市宇崎
(6) 個別漁業権又は団体漁業権の別		団体漁業権										
(7) 存続期間		令和6年9月1日から令和11年8月31日まで										
第2 類似漁業権以外の漁業権		該当なし										
第3 沿岸保全漁場に関する事項		該当なし										
第4 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項												
1 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果		(漁業調整委員会への諮問手続き完了後に記載する事項)										
2 漁場の図面		「第1 漁業権に関する事項」内の別図のとおり										

※基点名の変更及び区域の表記を緯度経度を基本とする表記への変更を実施

## 現行の免許からの変更点

## 第1 漁業権に関する事項

公示番号 (免許番号)	(1)ア 漁業種類の名称及び漁業時期			(1)イ 漁場の位置 ウ 漁場の区域	(2) 制限又は条件	(3) 免許予定日	(4) 申請期間	(5) 関係地区	(6) 個別漁業権又は 団体漁業権の別 ※漁業法改正に伴 い追加	(7) 存在期間	備考
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期								
霞北区第11号	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし (基点、計算点の緯 度経度を追記)	以下の制限又は条 件を削除  ・養殖できる水産動 物は、コイ、フナ、レ ンギョ、ナマズ、チャ ネルキョットフィッ シュ、ウナギ及びテ ナガエビに限る。  ⇒新たに漁業権行 使規則(県認可)で 規定する	令和6年9月1日	令和6年5月31日 から 令和6年7月31日	変更なし	団体漁業権	令和6年9月1日 から 令和11年8月31日 (5年間)	
霞北区第13号											
霞北区第15号											
霞北区第16号											
霞北区第17号											
霞北区第22号											
霞北区第25号											
霞北区第26号											
霞北区第30号											
霞北区第52号											
霞北区第63号											

※霞北区第12号、41号、43号を削除

## 第2 類似漁業権以外の漁業権 ※漁業法改正に伴い追加

該当なし

## 第3 保全沿岸漁場に関する事項 ※漁業法改正に伴い追加

該当なし

## 第4 漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第24条各号に掲げる事項 ※漁業法改正に伴い追加

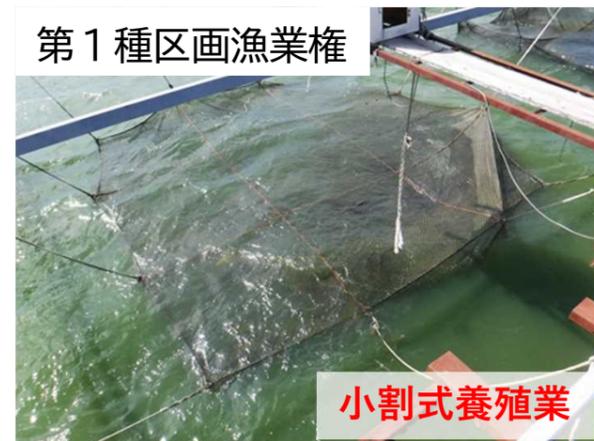
1 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果	(漁業調整委員会への諮問手続き完了後に記載する事項)
2 漁場の図面	「第1 漁業権に関する事項」内の別図のとおり

# 霞ヶ浦北浦海区の漁業権概要 (R6.1時点)

## 参考資料1-1



免許番号	漁業種類	漁業権者
霞北区第11号	第1種区画 (小割式養殖業)	霞ヶ浦漁協
※ 霞北区第12号		
霞北区第13号		
霞北区第15号		
霞北区第16号		
霞北区第17号		
霞北区第22号		
霞北区第25号		
霞北区第26号		
霞北区第30号		
※ 霞北区第41号	第1種区画 (真珠養殖業)	霞ヶ浦漁協
※ 霞北区第43号		きたうら広域漁協
霞北区第52号		戸田真珠(有)、清和真珠(株)、大湖真珠(株)
霞北区第63号	柳瀬パール(有)	
霞北区第111号	第2種共同	渡辺 幸司
霞北区第121号		霞ヶ浦漁協
霞北区第122号		
霞北共第1号		
霞北共第2号		
霞北共第3号		
霞北共第4号		
霞北共第5号		
霞北共第6号		
霞北共第7号		霞ヶ浦漁協、麻生漁協
霞北共第8号		霞ヶ浦漁協
霞北共第9号		
霞北共第10号		潮来漁協
霞北共第11号		
霞北共第12号		
霞北共第13号		きたうら広域漁協
霞北共第14号		
霞北共第15号		
霞北共第16号		
霞北共第17号		
霞北共第18号	潮来漁協、常陸川漁協	



## 法令抜粋

### 漁業法

#### (海区漁場計画)

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第百六条第四項において同じ。）

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

#### (海区漁場計画の要件等)

第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

五 前条第二項第一号ニについて、第七十五条第一項の期間より短い期間を定めるに当たっては、漁業調整のため必要な範囲内であること。

六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。

2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たっては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、

漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

(海区漁場計画の作成の手続)

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第九十九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。

7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。

8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

(漁業の免許)

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

公 告 (案)  
(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)

◎海区漁場計画に関する公聴会開催

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 5 項の規定に基づき、霞ヶ浦北浦海区における海区漁場計画について、次のとおり公聴会を開催しますので、意見を述べたい方はご出席ください。

令和 6 年 月 日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会  
会 長 鈴 木 幸 雄

1 開催の日時及び場所

令和 6 年 2 月 15 日（木） 午前 10 時  
土浦市真鍋 5 丁目 17 番 26 号  
茨城県土浦合同庁舎 本庁舎 第 1 会議室

2 案 件

第 1 種区画漁業（小割式養殖業）に係る霞ヶ浦北浦海区漁場計画案について  
なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

- (1) 縦覧に供する書類 第 1 種区画漁業（小割式養殖業）に係る霞ヶ浦北浦海区漁場計画案の写し
- (2) 縦覧期間 県報掲載日から公聴会開催日前日まで
- (3) 縦覧場所 土浦市真鍋 5 丁目 17 番 26 号 茨城県土浦合同庁舎内  
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局

3 公述の申込み

公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）は、公聴会前日の午後 4 時までに別に定める様式により、住所、氏名、年齢、職業、当該事案に関して利害関係を有する理由及び発言内容の要旨を記載した書面を当委員会事務局に提出すること。

4 公述者の範囲

公聴会における公述者の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該海区において漁業を営む者
- (2) 当該海区において漁業を営もうとする者
- (3) その他の利害関係人

5 その他

上記のほか、公聴会は霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会の公聴会に関する手続規程（昭和 36 年霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会規程第 2 号）に定めるところによる。

様式

公 述 申 込 書

1 住 所

2 氏 名

3 年 齢

4 職 業

5 当該事案に関して利害関係を有する理由

6 発言内容の要旨

令和 年 月 日

氏名（自署）

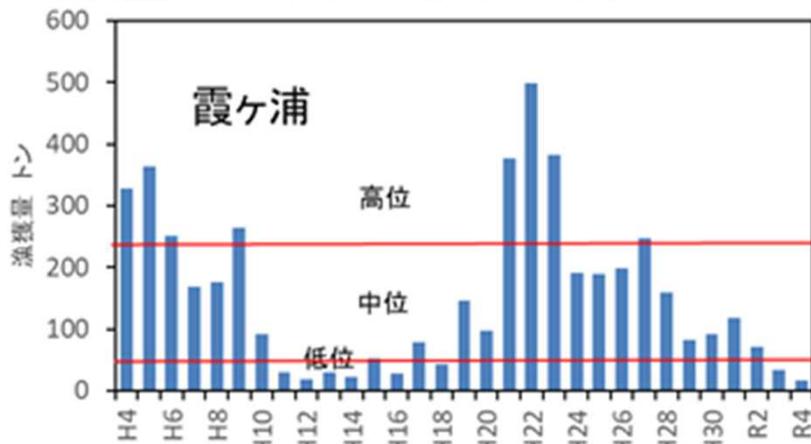
霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

会 長 鈴木 幸雄 殿

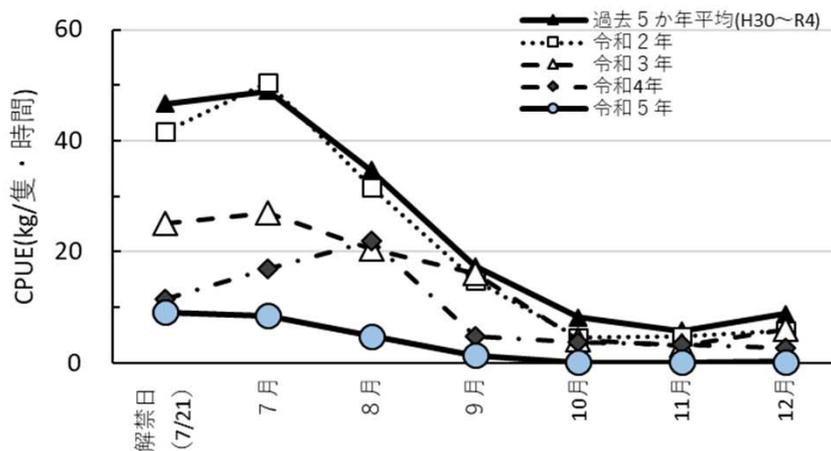
# ●主要資源の状況について

## ワカサギ（霞ヶ浦）

漁獲量：R2年以降急激に減少



月別漁模様：R5年は解禁以降低水準

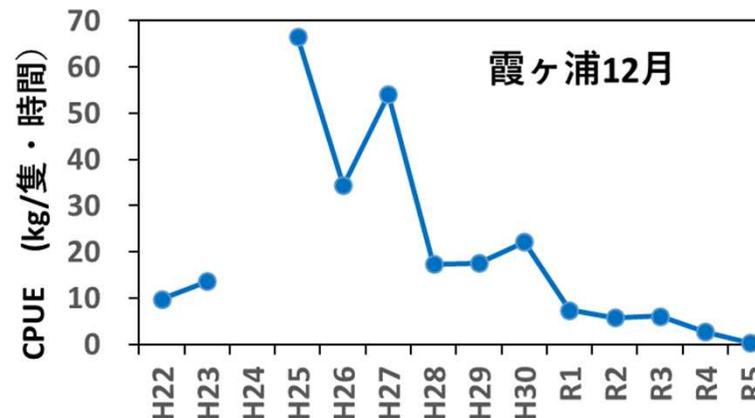


### 最近の不漁の要因

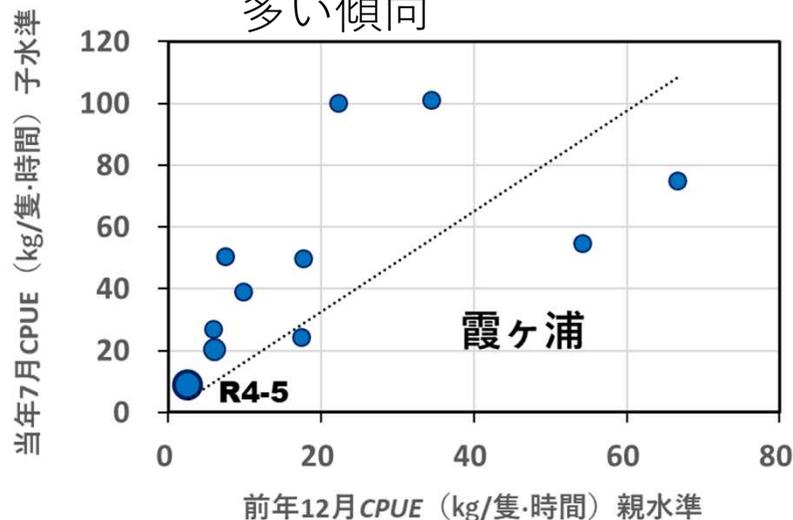
- ・R1,2年の夏季高水温で親になるワカサギが少なくなり、翌年生まれる子の資源が少なくなり、その後も資源が少ない状況が続いている。

令和6年1月19日 霞ヶ浦北浦漁業調整委員会  
茨城県水産試験場内水面支場

12月の親の量：R1年以降低水準  
R5年はさらに低下



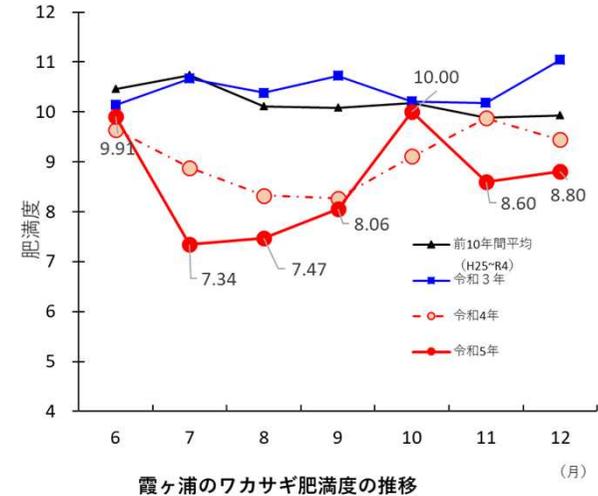
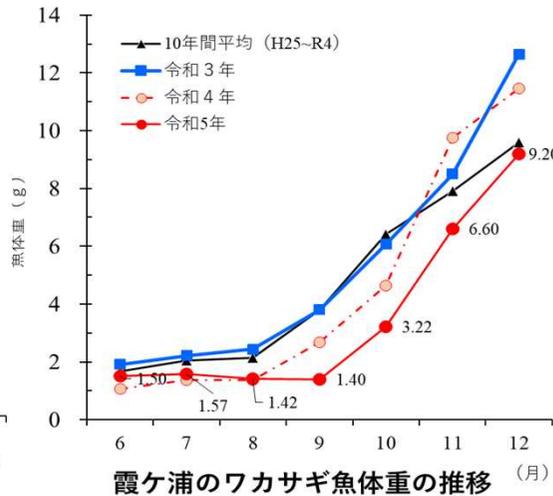
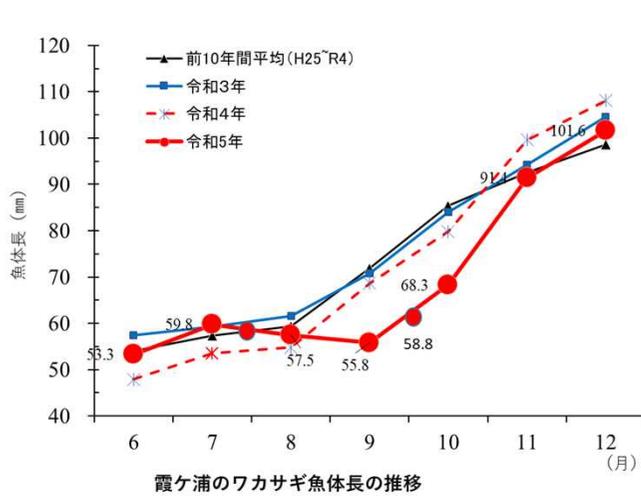
親子関係：12月の親が多いと翌年の子は多い傾向



親の量と子の量には比例関係があるので、できるだけ親を残す必要がある。

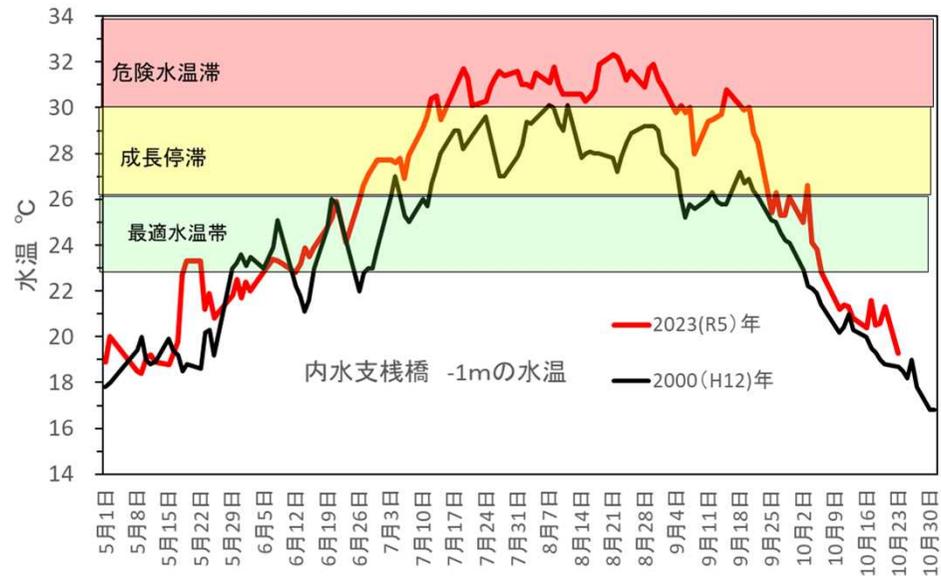
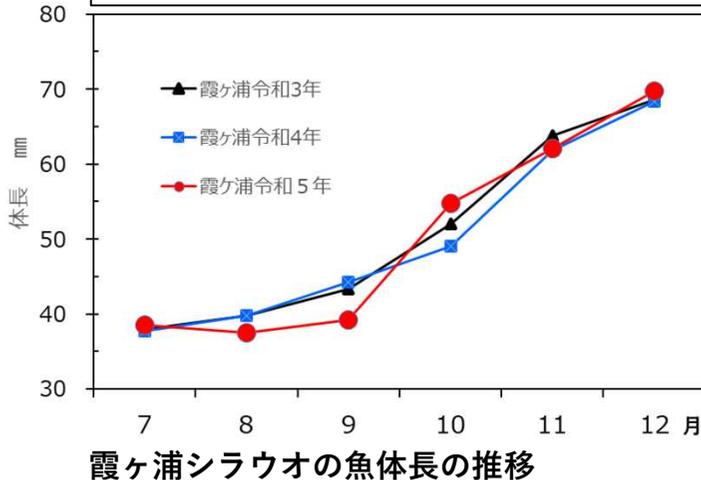
## ワカサギの成長（霞ヶ浦）

- ・9月までは高水温の影響と考えられる成長停滞がみられた。
- ・10月以降に成長が進んだが、肥満度は例年より低い。



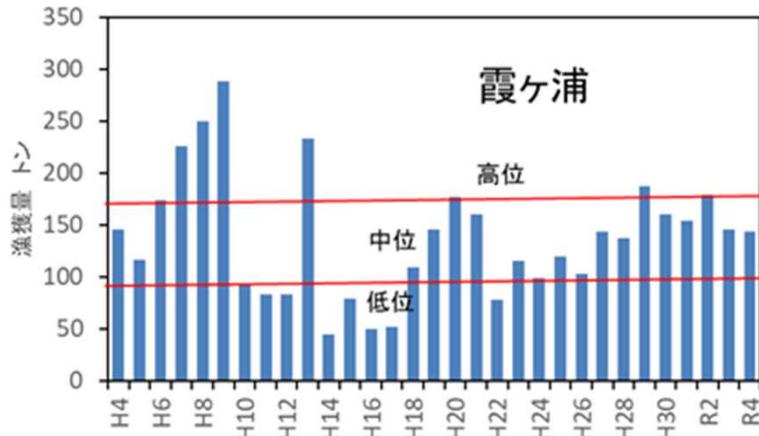
## シラウオの成長

- ・9月までは成長が停滞。
- ・10月以降は成長が進んだ。

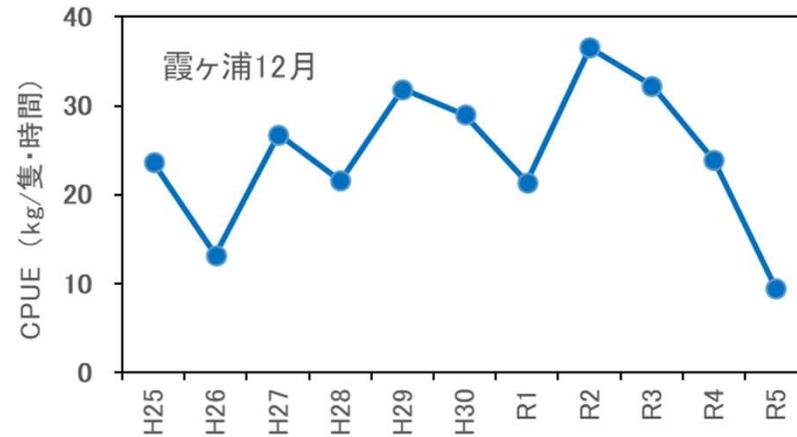


# シラウオ（霞ヶ浦）

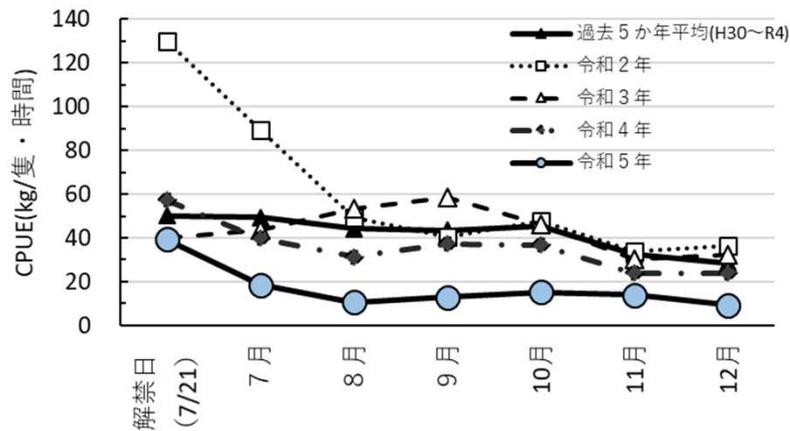
漁獲量：最近は150トン前後で推移



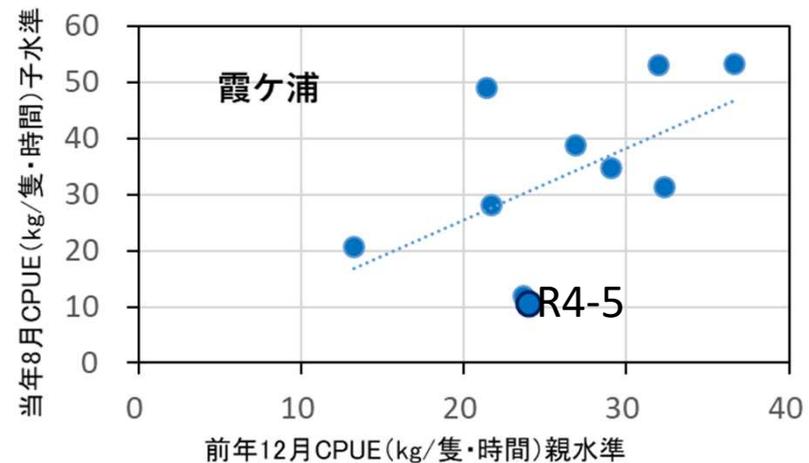
12月の親の量：R3年以降低下



月別漁模様：R5年は7月以降R4年の半分以下で推移  
12月は9.4kg/隻・時まで低下



親子関係：12月の親が多いと翌年の子は多い傾向

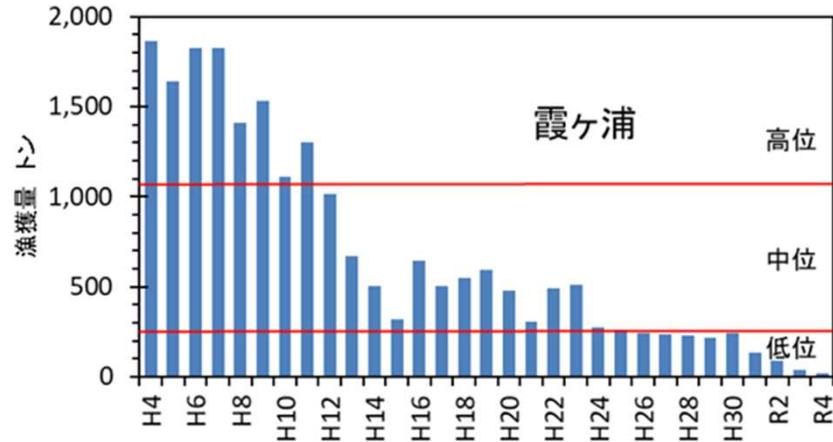


・ R4-R5年の再生産関係は悪く、5月以降の横ひきでの稚魚の混獲が少なかったことから、仔稚魚期に減耗したと推察される。

・ 親の量と子の量には比例関係があるので、できるだけ親を残す必要がある。

# テナガエビ（霞ヶ浦）

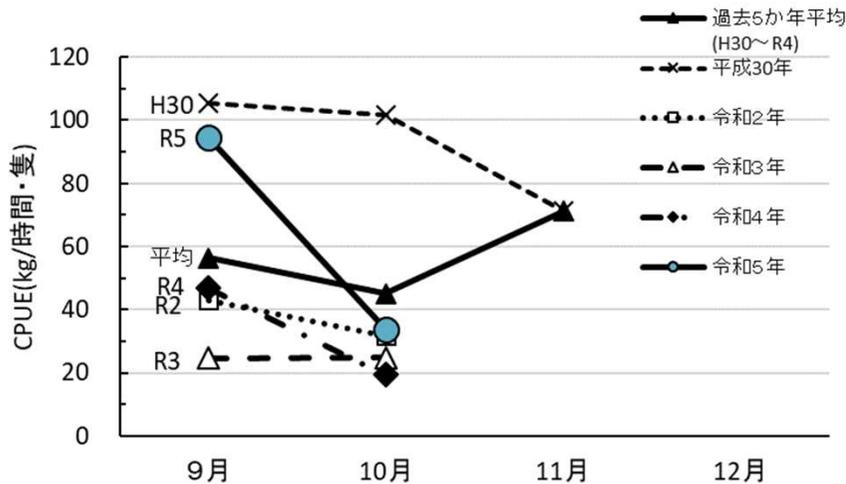
漁獲量：R1年以降急激に減少



## R5年9月に好漁となった要因

- ◆ R5年は4月の水温が例年よりも高く、産卵が早まった。  
(抱卵エビの出現が直近10年で最速)
- ◆ 高水温により、卵からのふ化も早まったと推測される。  
(水温30℃なら25℃よりもふ化が約1週間早くなる)
- ◆ R5年生まれの新仔が早くから漁獲資源に加わったほか、早期に成熟・産卵し、産卵量の増加に寄与した可能性がある。

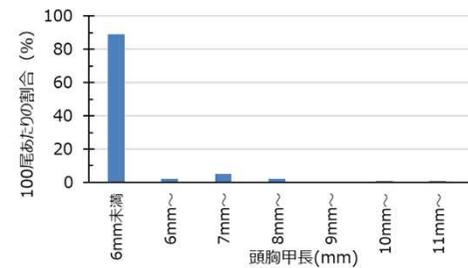
月別漁模様：R5年9月は約100kg/隻・時の漁獲で近年にない高い水準



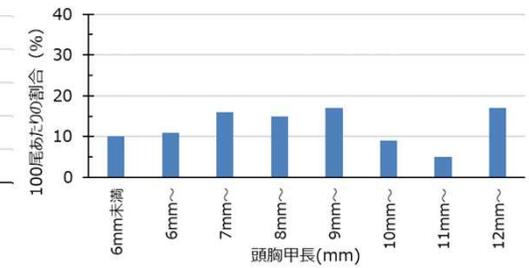
## 資源状況と漁期

- ・ 9月はH30年並みの資源水準であったが、需要と供給の関係から、20日間で終漁となった。

R5年10/19 麻生トロール・エビ



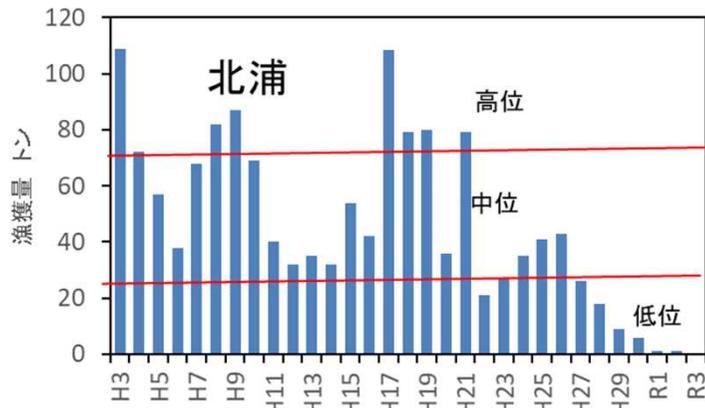
R5年10/16 内水支前棧橋・エビ



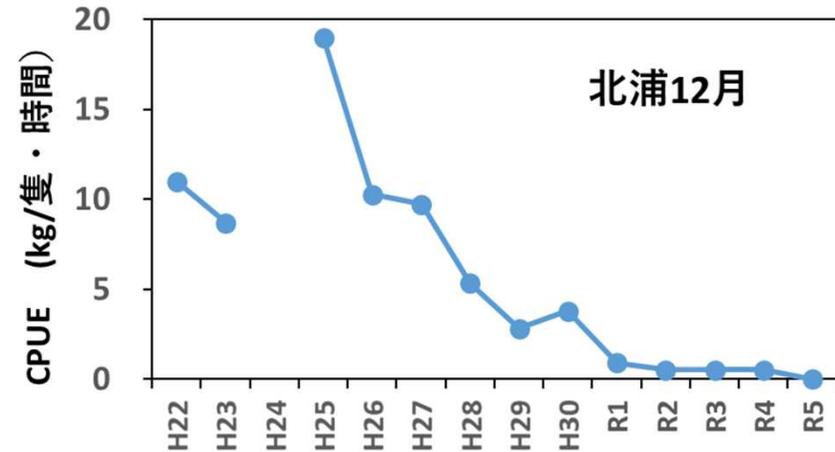
- ・ 10月沖の漁獲エビは約90%が稚エビサイズ（沖で中,小サイズのエビが減った）
- ・ 10月湖岸付近のエビは稚エビ～中,小サイズまで幅広い大きさのエビがみられた。

# ワカサギ（北浦）

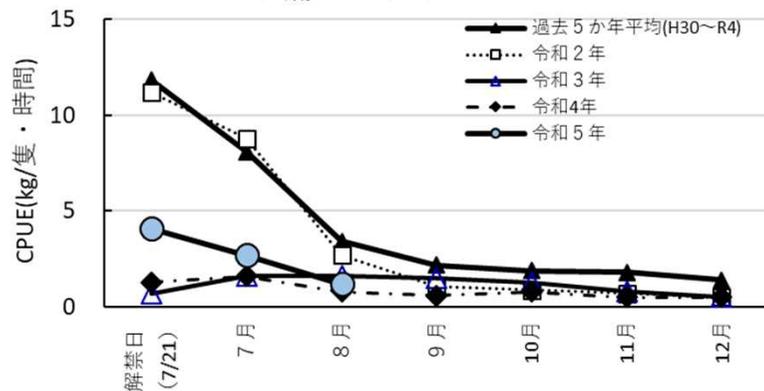
漁獲量：H27年以降減少  
R1年以降急激に減少



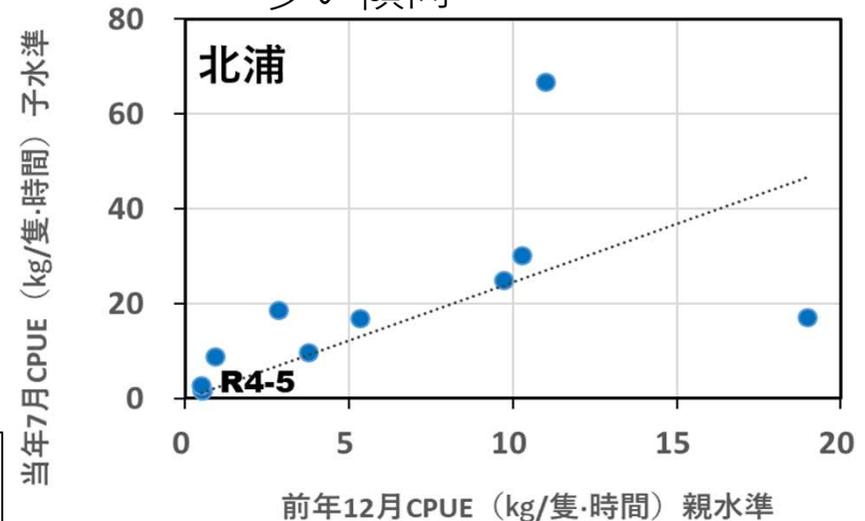
12月の親の量：R1年以降、極めて低水準



月別漁模様：R5年も解禁以降低水準



親子関係：12月の親が多いと翌年の子は多い傾向



## 最近の不漁の要因

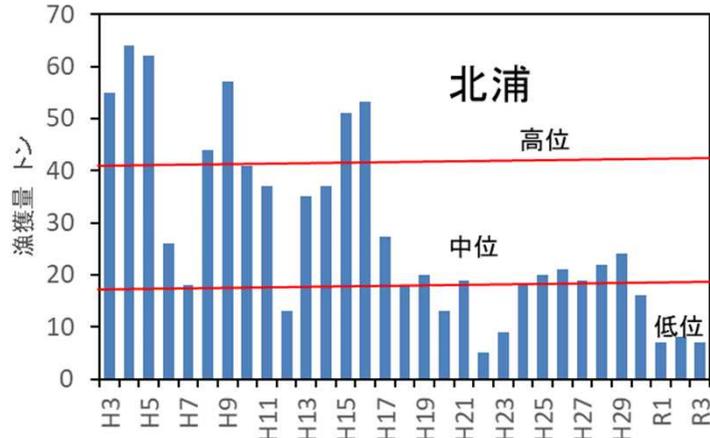
・ R1,2年の夏季高水温で親になるワカサギが少なくなり、翌年生まれる子の資源が少なくなり、その後も資源が少ない状況が続いている。

親資源量が少なくなってしまったため、回復に時間がかかる。

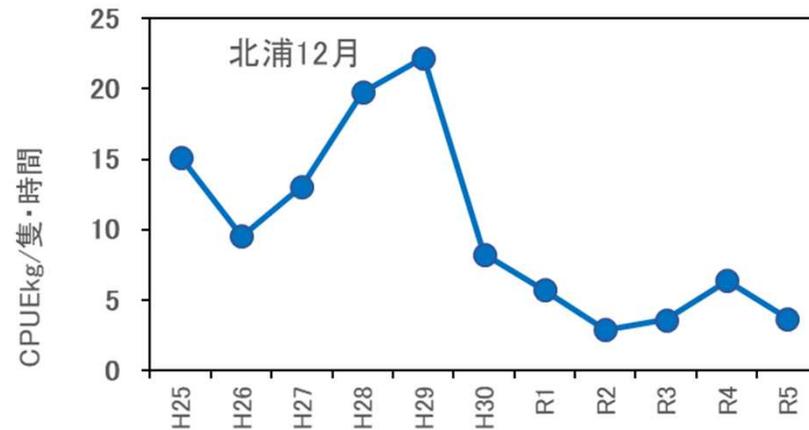
# シラウオ（北浦）

漁獲量：H30年以降減少

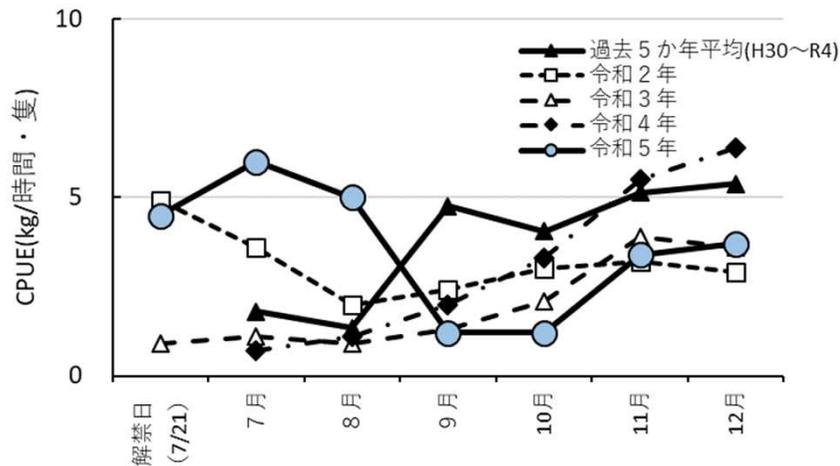
R1年以降極めて低水準



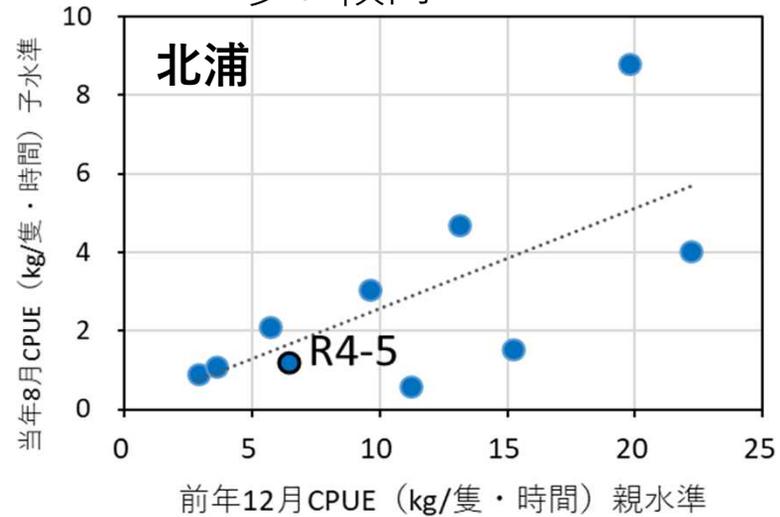
12月の親の量：H30年以降低水準



月別漁模様：R5年も解禁以降低水準



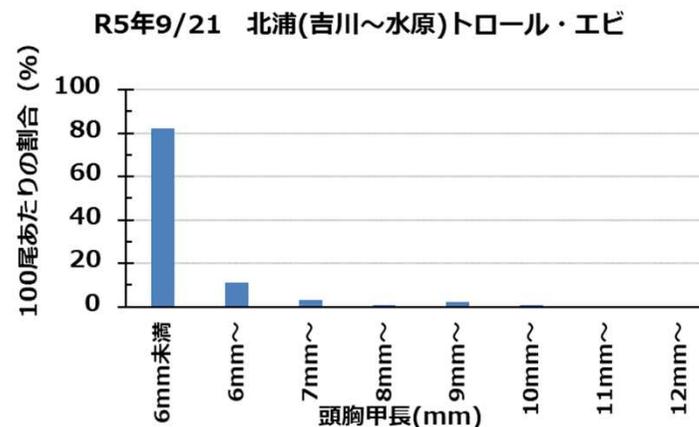
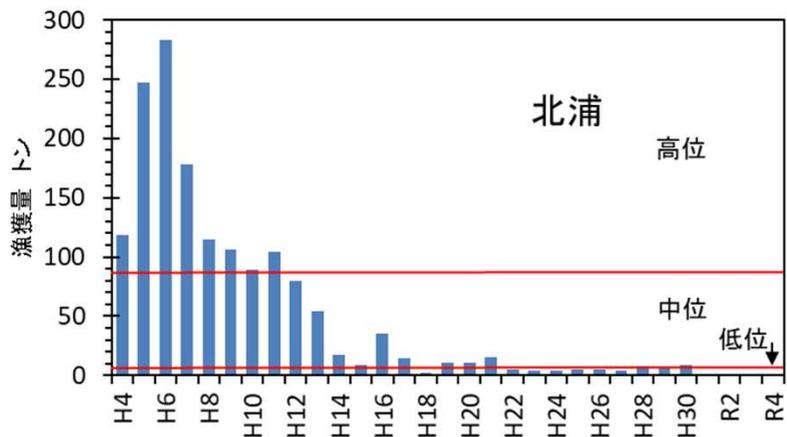
親子関係：12月の親が多いと翌年の子は多い傾向



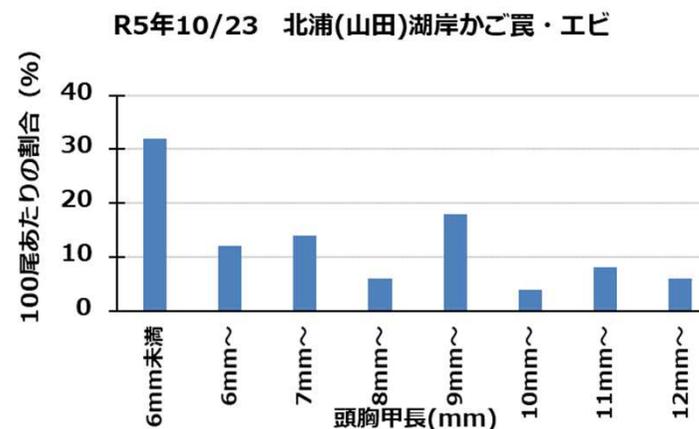
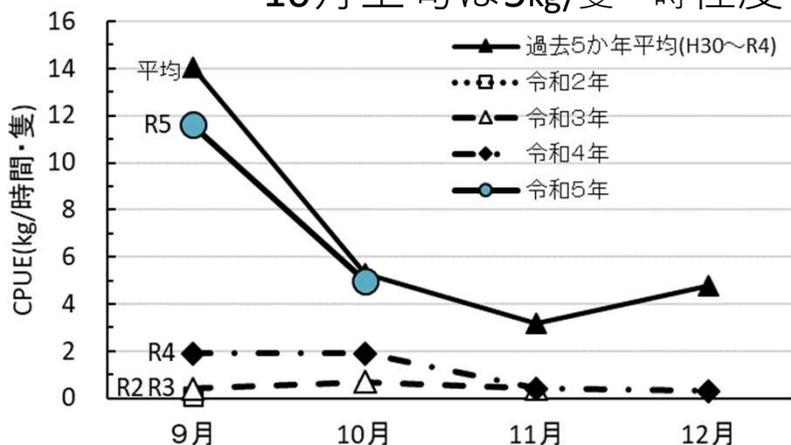
親資源量が少なくなってしまったため、回復に時間がかかる。

# テナガエビ（北浦）

漁獲量：H22年からH30年は4～10トン  
R1年以降0トンが続く



月別漁模様：R5年9月は11kg/隻・時程度の漁獲  
10月上旬は5kg/隻・時程度の漁獲



- ・ R5年はR4年を上回る量となった。
- ・ エビの増加は、高水温にともない産卵時期やふ化が早まったことが関係していると考えられる。

- ・ 9月下旬沖の漁獲エビは約80%が稚エビサイズ
- ・ 10月湖岸付近のエビは稚エビ～中,小サイズまで幅広い大きさのエビがみられた。

## ワカサギ採捕禁止期間中のアメリカナマズ駆除試験に係る特別採捕許可について

今般、霞ヶ浦漁協から下記の通り、ワカサギ採捕禁止期間中のアメリカナマズ駆除試験に係る特別採捕許可申請があった。

申請内容は、ワカサギの資源保護を目的としており、霞ヶ浦北浦の漁業生産力の発展に資すると考えられるが、新たな取組であることから、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則 41条第1項の規定及び「霞ヶ浦北浦海区における試験研究機関等の特別採捕許可の取扱方針」に基づき、下記のとおり許可をするにあたり、協議を行うもの。

### 記

#### 1. 許可申請者

行方市玉造甲 1 5 6 0 - 6

霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 鈴木 幸雄

#### 2. 試験の目的

同漁協が実施するワカサギ人工ふ化放流事業（1～2月）において、親魚を採捕するための張網漁具内で大量の親魚がアメリカナマズ等による食害を受けている様子が確認されていることから、同時期に目合いの大きな張網を用いて、ワカサギの混獲を回避しつつ、アメリカナマズ等の駆除を行うことで、ワカサギ資源の保護を図る。

#### 3. 許可しようとする内容

別添のとおり

## 関係法令等

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（抜粋）

（禁止期間）

第 33 条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。

水産動物	禁止期間
わかさぎ	1月21日から2月末日まで及び5月1日から7月20日まで
以下、略	以下、略

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（漁具漁法の制限及び禁止）

第 35 条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

(1) 略

(2) わかさぎさし網(網の目合 1.08 センチメートル以上(網の節数 29 節以下)3.03 センチメートル以下(網の節数 11 節以上)の網地を使用するさし網をいう。)

(3)～(9) 略

（遊漁者等の漁具漁法の制限）

第 38 条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

(1) 竿釣及び手釣(まき餌釣を除く。)

(2) たも網及び又さし手網(船を使用しないものに限る。)

(3) 投網(船を使用しないものに限る。)

(4) やす及びはし具(船を使用しないものに限る。)

(5) 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(1) 漁業者が漁業を営む場合

(2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

霞ヶ浦漁業協同組合 霞北第 5 号第 2 種共同漁業権行使規則（抜粋）

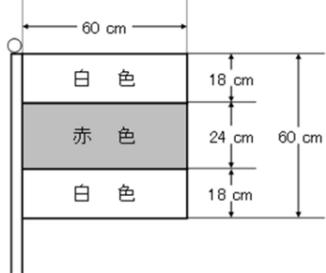
（禁止期間）

第 9 条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ右欄に掲げる期間はこれを営んではならない。

漁業の名称	禁止期間
大型雑魚張網漁業	1月21日から2月末日まで
小型雑魚張網漁業	同上

別 添

ワカサギ採捕禁止期間中のアメリカナマズ駆除試験に係る特別採捕許可の内容

項目	内容	備考
許可対象	霞ヶ浦漁業協同組合	・ 申請者
適用を除外する事項	茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則 第 33 条（禁止期間） わかさぎ：1/21～2/末、5/1～7/20 第 38 条（遊漁者等の漁具漁法の制限） 漁業者が漁業を営むため以外に水産動植物を採捕する漁法は、竿釣、たも網、船舶を使用しない投網、やす、徒手採捕など一部の漁法に限られている。	・ ワカサギを混獲するおそれがあるため。 ・ 霞ヶ浦漁協の漁業権行使規則において、1/21～2/末日の張網操業を禁止しており、今回の試験は漁業協同組合として実施するため。
採捕する水産動植物の種類及び数量	アメリカナマズ、その他水産動植物 10,000kg 以内	
採捕の区域	霞北共第 5 号漁業権漁場の区域内（小美玉市小川地先～行方市浜地先）5 箇所以内	・ 申請者自らに免許された漁業権漁場内
使用する漁具及び漁法	建網漁業のうちます網漁業（張網漁業）による漁法。 <u>ただし、袋網の目合いが 3.37 センチメートル以上（10 節以下）のものとする。</u>	・ ワカサギの混獲を防止するため ・ 【参考】わかさぎさし網（禁止漁具）：目合 1.08 cm 以上（網の節数 29 節以下）3.03 cm 以下（網の節数 11 節以上）
使用する漁具の統数	合計 5 ケ統以内	
許可の期間	令和 6 年 1 月 21 日から令和 6 年 2 月 29 日まで	・ ワカサギ採捕禁止期間（県漁業調整規則） ・ 張網操業禁止期間（漁業権行使規則）
許可の条件	<p>(1) 採捕を行うときは、別記様式の「特採標識（標旗）」を見やすい場所に掲揚しなければならない。</p> <p>(2) 採捕を行うときは、許可証に記載された採捕に従事する者が記載された船舶に乗船し、採捕しなければならない。</p> <p>(3) 漁業等に被害を与えた場合は、その損害額を賠償しなければならない。</p> <p>(4) 知事の指定した茨城県の職員の乗船又は立会を拒否してはならない。</p> <p>(5) 採捕した水産動植物は販売してはならない。（<u>種苗供給及び試験操業の場合は、この限りではない。</u>）</p> <div style="text-align: center;">  <p>【別記様式】 特採標識</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワカサギが混獲された場合に人工ふ化放流事業に供する。 →種苗供給</li> <li>・ アメリカナマズ等を試験的に販売する（経済性の検証）。 →試験操業</li> </ul>
許可の取消等	特別採捕許可に関して違反行為があったとき又は、漁業調整上、資源保護上の理由から知事が必要と判断した場合には、この許可を全部又は一部を制限し、又は取り消すことがある。	



張網禁止期間におけるアメリカナマズ駆除試験(食害状況と漁具概念図)

①張網漁具内におけるアメリカナマズによるワカサギの食害状況



写真1 令和5年1月下旬



写真2 令和5年3月上旬

- 張網で漁獲されたアメリカナマズの胃内容物写真。
- 写真1は、アメリカナマズ約3.7kg/尾の胃内容物(ワカサギ計37尾、約290g)。

②駆除試験に使用する張網漁具の概念図

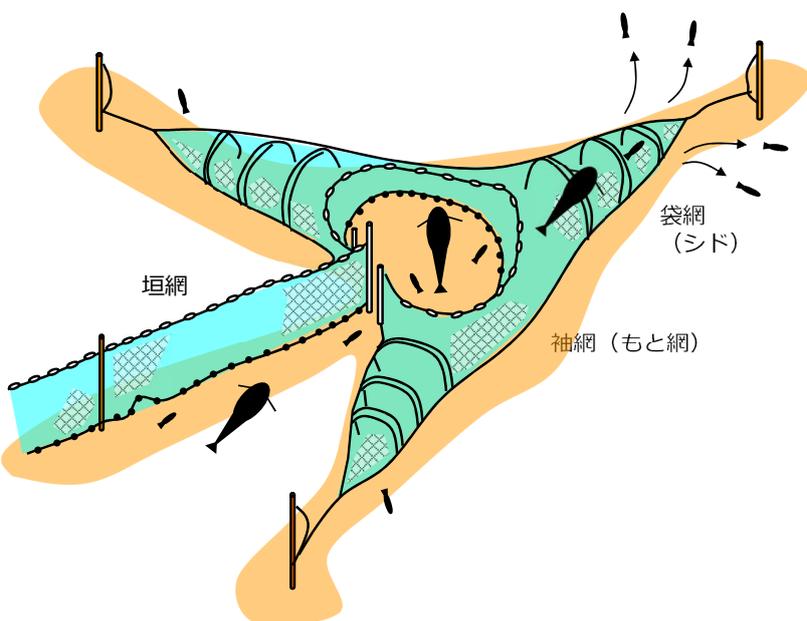


図 使用する張網漁具の概念図

※使用する袋網の目合いは、3.37センチメートル以上(10節以下)とする。

【参考】わかさぎさし網(禁止漁具)の網の目合: 1.08センチメートル以上(網の節数29節以下)3.03センチメートル以下(網の節数11節以上)、県規則第35条

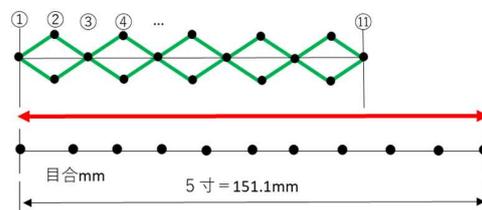


写真3 目合い8節(約4.3cm)の網



写真4 目合い6節(約6.1cm)の網

【参考】目合(節数) …網を引き延ばした状態で、151.5mm(5寸)の間にある結束の数。



## 資料 5-1

## 令和5年度 ワカサギ人工ふ化放流事業に伴う特別採捕許可について

霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

	霞ヶ浦地区		北浦地区
1 許可対象者	霞ヶ浦漁業協同組合	麻生漁業協同組合	きたうら広域漁業協同組合
2 目的	ワカサギ人工ふ化放流事業	同 左	同 左
3 採捕従事者	組 合 員	同 左	同 左
4 採捕場所	同漁協のうち8支部の地先 (土浦、かすみがうら市、小美玉、玉造、 稲敷、古渡、美浦、阿見町)	同漁協の地先	同漁協のうち2支部の地先 (大和、北浦)
5 漁 法	建 網 漁 業 の う ち 「 ま す 網 漁 業 ( 張 網 漁 業 ) 」		
6 使用漁具の統数	70ヶ統以内	4ヶ統以内	8ヶ統以内
7 採捕の数量	ワカサギ及びその他の魚類  合計 5,000kg 以内	ワカサギ及びその他の魚類  合計 250kg 以内	ワカサギ及びその他の魚類  合計 400kg 以内
8 採卵目標数量	3億3,100万粒	4,950万粒	8,000万粒
9 採捕期間	令和6年1月21日から令和6年2月29日まで		
10 採捕魚の取扱い	<p>採捕したワカサギは採卵に供するものとし、廃魚<sup>※1</sup>は廃棄処分ならびに試験研究及び教育実習に無償提供する場合を除き、漁業協同組合の責任において冷蔵庫に保管するなど許可期間中はこれを販売しない。</p> <p>ただし、一部の廃魚については、漁業協同組合管理のもと、漁協作成の証票を貼付するなどの取組を条件として、共同出荷・販売等を行うことができることとする。<sup>※2</sup></p> <p>※1 (1) 採卵、採精後のもの (2) 採捕時に死亡又は未熟と認められ、人工ふ化事業に供することができないもの (3) 雌雄の採捕比率が偏重し、人工ふ化事業に供する必要がないもの</p> <p>※2 <u>令和5年度は、ワカサギ資源が低位であるため、共同出荷・販売等は行わず、人工採卵に適さない未熟魚等は可能な限り再放流する。</u></p>		
11 備 考	・採卵及びふ化放流は許可対象者が行い、必要に応じて水産試験場内水面支場が技術指導を行う。		

## 令和5年度ワカサギ人工ふ化放流事業実施に伴う特別採捕許可について

## 第1 趣旨

ワカサギの増殖を図ることを目的とした、「人工ふ化放流事業」の実施に係る特別採捕許可。

## 第2 許可対象

霞ヶ浦北浦海区において第2種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合

## 第3 適用を除外する事項

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則 第33条(採捕禁止期間)、第38条(遊漁者等の漁具漁法の制限)

## 第4 採捕する水産動植物の種類及び数量

ワカサギ、その他の魚類 (数量は各漁業協同組合の申請数量以内)

## 第5 採捕の期間

令和6年1月21日から同年2月29日まで

## 第6 採捕の区域

申請漁業協同組合に帰属する第2種共同漁業権漁場内

## 第7 使用する漁具及び漁法

張網 (漁具数は各漁業協同組合の申請数量)

## 第8 採捕に従事する者の氏名及び住所

各漁業協同組合から事業参加者として申請のあった者

## 第9 使用する船舶

各漁業協同組合から申請のあった船舶

## 第10 許可の有効期間

許可の日から令和6年2月29日まで

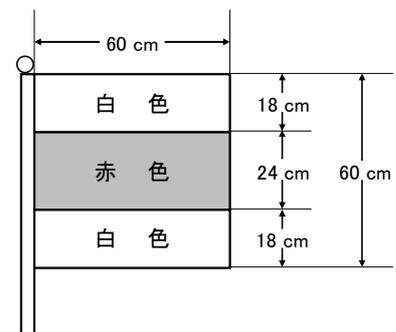
## 第11 許可の条件

- (1) 採捕を行うときは、別記様式の「特採標識(標旗)」を見やすい場所に掲揚しなければならない。
- (2) 採捕を行うときは、許可証に記載された採捕に従事する者が記載された船舶に乗船し、採捕しなければならない。
- (3) 漁業等に被害を与えた場合は、その損害額を賠償しなければならない。
- (4) 採捕した水産動植物は、販売してはならない。ただし、採捕したワカサギのうち、漁業協同組合が実施する種卵及び廃魚の販売を除く。
- (5) 採捕及び採捕した漁獲物の処理(保管を含む)については、知事の指定した茨城県の職員の乗船又は立会を拒否してはならない。

## 第12 特採許可の取消等

特別採捕許可に関して違反行為があったときは、この許可の全部又は一部を制限し、又は取り消すことがある。

【別記様式】  
(特採標旗)



## ワカサギ廃魚の取扱要領

平成 29 年 1 月 20 日  
茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所

特別採捕許可に基づくワカサギ人工ふ化事業における廃魚の取り扱いについて、本要領のとおり定める。

### 1. 廃魚の認定基準

次のいずれかとする。

- (1) 採卵、採精後のもの。
- (2) 採捕時に死亡又は未熟と認められ、人工ふ化事業に供することができないもの。
- (3) 雌雄の採捕比率が偏重し、人工ふ化事業に供する必要がないもの。

### 2. 取扱責任者の設置等

- (1) 特別採捕の許可を受けた者が廃魚を販売しようとする場合には、取扱責任者を設置しなければならない。
- (2) (1) を設置した場合は、茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長あて報告しなければならない。
- (3) 取扱責任者は、本要領に基づき廃魚の認定を行う。

### 3. 廃魚の販売等

- (1) 特別採捕の許可を受けた者が廃魚の販売を行おうとする場合には、団体名称及び特別採捕許可で採捕されたワカサギであることを内容とする証票（別記参照）を作成し、これを付すること。
- (2) (1) の証票は、第三者に譲渡してはならない。
- (3) 廃魚の認定が無いワカサギを販売してはならない。

【別記】

実際に使用している証票



## 令和4年度ワカサギ人工ふ化放流事業の結果について

令和5年4月21日  
霞ヶ浦北浦水産事務所 漁業調整課

### 1. 採卵実施期間

霞ヶ浦地区：霞ヶ浦漁協1/20～2/2 麻生漁協 1/23～1/26  
北浦地区：きたうら広域漁協 1/22～2/2

### 2. 令和4年度ワカサギ人工ふ化放流事業の結果

組 合 名	採捕回数 (延べ)	採捕数量 (kg)					シュロ 枚 数 (枚)	キンラン 数 (本)	分離 卵数 (万粒)	合計 卵数 (万粒)
		オス	メス		未判別	計				
			成熟	未熟						
霞ヶ浦漁協	12	11.8	9.3	2.5	169.0	192.6	2,004	205	611	7,544
土浦支部 かすみがうら支部 小美玉支部 玉造支部 阿見町支部 (自然採卵施設)	自然採卵施設で実施									
美浦村・古渡支部	7	0	0	0	169.0	169.0	1,154	205	611	4,738
稲敷支部	2	5.8	5.3	2.5	0	13.6	545	0	0	1,799
麻生漁協	3	6.0	4.0	0	0	10.0	305	0	0	1,007
霞ヶ浦 計	2	2.0	4.0	0.9	-	6.9	750	0	0	2,500
きたうら広域漁協	6	22.6	4.8	1.9	-	29.3	1,076	0	0	3,582
大和支部	3	4.6	0.8	0.7	-	6.1	171	0	0	569
霞ヶ浦漁協より提供						0	0	(60)	0	(1080)
北浦支部	3	18.0	4.0	1.2	-	23.2	905	0	0	3,013
霞ヶ浦漁協より提供						0	(60)	(40)	0	(920)
北浦 計	6	22.6	4.8	1.9	-	29.3	1,076	0	0	3,582
合 計	20	36.4	18.1	5.3	169.0	228.8	3,830	205	611	13,625

注1) 自然採卵施設の合計4,738万粒のうち1,862万粒を他漁協等に提供

注2) ( ) の数は集計に含めていない

注3) 1/21～2/2は特別採捕許可による

### 3. 平成30年～令和4年度の採卵計画と実績

組合名	年度	採捕回数 (延べ)	ワカサギ採捕数量(kg)					採卵計画 (万粒)	採卵実績 (万粒)	実績/ 計画 (%)
			オス	メス 成熟	メス 未熟	未判別	計			
霞ヶ浦漁協	H30	46	92.8	103.1	167.9	378.1	741.9	33,000	25,995	79%
	R1	26	43.9	13.7	74.5	207.2	339.3	33,100	18,806	57%
	R2	32	18.3	6.0	2.6	250.3	277.2	33,100	12,040	36%
	R3	14	4.6	5.1	0.7	126.2	136.6	34,600	11,918	34%
	R4	12	11.8	9.3	2.5	169.0	192.6	33,100	7,544	23%
麻生漁協	H30	2	22.0	1.5	0.0	-	23.5	4,950	3,563	72%
	R1	2	7.5	3.5	0.5	-	11.5	4,950	2,667	54%
	R2	2	9.0	4.0	0.0	-	13.0	4,950	3,400	69%
	R3	2	5.0	6.0	0.8	-	11.8	4,950	3,000	61%
	R4	2	2.0	4.0	0.9	-	6.9	4,950	2,500	51%
きたうら 広域漁協	H30	5	75.0	12.6	5.2	-	92.8	8,000	9,627	120%
	R1	6	8.7	3.1	1.3	-	13.1	8,000	3,697	46%
	R2	6	21.7	4.0	2.7	-	28.4	8,000	4,831	60%
	R3	6	13.6	4.9	2.9	-	21.4	8,000	4,245	53%
	R4	6	22.6	4.8	1.9	-	29.3	8,000	3,582	45%

# 資料6-1

令和5年11月15日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会  
会長 鈴木 幸雄 殿

資源利用協議会 座長 小曾戸 誠

令和5年度 霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会における決定事項について（報告）

このことについて、ワカサギ等の漁獲量の低迷を受け、令和5年11月14日に開催した霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会の決定事項について、下記のとおり報告する。

## 記

霞ヶ浦地区におけるワカサギ資源は、極めて低水準にあり、シラウオ資源についても減少傾向にあることから、ワカサギ及びシラウオ資源の保護に向け、トロール部会等において年末操業における資源保護対策の強化について協議し、底層びきの自粛に加え、操業時間の短縮や休漁日の設定、操業期間の短縮など、より一層の対策を講じること。



(写)

令和5年11月15日

霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長 殿  
きたうら広域漁業協同組合 代表理事組合長 殿  
麻生漁業協同組合 代表理事組合長 殿  
潮来漁業協同組合 代表理事組合長 殿

資源利用協議会 座長 小曾戸 誠

令和5年度 霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会における決定事項について

ワカサギ等の漁獲量の低迷を受け、令和5年11月14日に開催した霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会において、資源保護対策について協議した結果、以下のとおり決定されたので指示します。

記

霞ヶ浦地区におけるワカサギ資源は、極めて低水準にあり、シラウオ資源についても減少傾向にあることから、ワカサギ及びシラウオ資源の保護に向け、トロール部会等において年末操業における資源保護対策の強化について協議し、底層びきの自粛に加え、操業時間の短縮や休漁日の設定、操業期間の短縮など、より一層の対策を講じること。

## 資料6-2

令和6年1月19日  
茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所

### 令和5年度 霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会の結果

霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会の結果は以下のとおりです。

#### (協議結果概要)

- 霞ヶ浦地区におけるワカサギ資源は、昨年以上に保護すべき資源水準(危機的状況)にあり、更にシラウオ資源についても昨年を下回る低水準にあることから、年末操業(トロール漁)においては、昨年実施した底層曳の自粛によるワカサギ資源の保護に加え、「操業時間の短縮」、「休漁日の設定」、「操業期間の短縮」など、より一層の対策を協議、実施する必要がある。

#### (開催日時等)

- ・ 開催日時：令和5年11月14日(火)午後2時から
- ・ 開催場所：かすみがうら市農村環境改善センター会議室
- ・ 参加者：漁協関係者(霞ヶ浦漁協、麻生漁協、きたうら広域漁協、潮来漁協)10名、水産加工組合関係者7名、県関係者(水産試験場、水産事務所)14名 計31名
- ・ 議題：
  - (1) 資源利用協議会設置運営要項の改正について(水産事務所)
  - (2) 主要資源の状況について(内水支)
  - (3) 主要資源の保護対策について(水産事務所)
  - (4) 霞ヶ浦北浦の漁業振興対策について(水産事務所)

#### (主な意見)

- ・ ワカサギ資源については、昨年以上に危機的状況にあり、引き続き年末操業における資源保護対策が必要。
- ・ シラウオ資源は、低水準であるものの経済的には何とか操業できている状況にあり、資源保護は必要だが、漁業経営の維持にも配慮願いたい。
- ・ 年末操業における資源保護対策として現実的に検討可能な項目は、「操業時間の短縮」、「休漁日の設定」、「操業期間の短縮」など。
- ・ 加工業者の中では、資源保護等のため12月10日で買い止めをすることを検討している。
- ・ 資源保護対策だけでなく、河川環境の改善(ワカサギの産卵場、避暑場)などの取組も同時に検討していく必要がある。
- ・ ワカサギの食害防止など資源保護にもつながる未利用魚回収事業の支援についても充実すべき。



- 資源利用協議会からの指示をうけ、令和5年11月22日開催の霞ヶ浦地区トロール部会において、年末操業における資源保護対策が以下の通り決定した。

【ワカサギ】昨年に引き続き底層曳を自粛する(11/30~12/30)。

【シラウオ】12月期の組合出荷事業(共同集荷)を行わない。

## 霞ヶ浦北浦における資源利用協議会設置運営要項

(目的)

第1条 資源状況や霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会の意見等を基に、霞ヶ浦北浦における資源利用や資源管理に関することを検討する。

(資源利用協議会の構成等)

第2条 資源利用協議会(以下、「協議会」という。)は、操業実態や資源状況が霞ヶ浦、北浦で異なることを勘案し、霞ヶ浦、北浦の2つの地区に設置すものとし、それぞれの名称を「霞ヶ浦地区資源利用協議会」、「北浦地区資源利用協議会」とする。また、必要に応じ、両地区合同で「霞ヶ浦北浦地区資源利用協議会」を設置できるものとする。

各協議会の構成員は、漁業関係者、水産加工業関係者、県で構成し、構成員、人数の内訳は別表のとおりとする。

(開催)

第3条 協議会は、次のときに開催する。

- (1) 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会から開催の指示があったとき
- (2) 茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長、霞ヶ浦北浦地区の漁業協同組合長及び霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合長が協議し、必要と認めたとき

(協議事項)

第4条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 資源利用に関する事項
- (2) 資源管理の取り組みに関する事項
- (3) その他漁業調整に関する事項
- (4) 市場動向及び消費拡大に関する事項
- (5) その他協議会で必要と認めた事項

(座長)

第5条 協議会の座長は、茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長とする。

(構成員の役割)

第6条 構成員は、協議会の結果を構成員が所属する団体内に周知する。

2 漁業関係の構成員は、協議会で決定された第4条の事項について、所属団体で検討の上、具体的対策を実施する。

(座長の役割)

第7条 座長は、協議会を招集し、議事を務めるものとする。

2 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会において資源利用に関する意見を聴取するとともに、その内容を協議会へ報告する。

3 座長は、協議会における決定事項を霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会へ報告するとともに、関係漁協へ指示する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所に置く。

(その他)

第9条 協議会の運営等に関し、この要項に定めのないもの及び疑義が生じたときは、協議会で定めるものとする。

別表

協議会の構成員

	該当者	霞ヶ浦地区	北浦地区
漁業関係	漁業協同組合長※	2名	2名
	漁業者部会役員	トロール部会3名 定置部会2名	3名 (トロール部会, 定置部会 あわせて)
	漁業協同組合長の推薦を受けた者	部会担当理事 1名	部会担当理事 1名
		合計8名以内	合計6名以内
水産 加工業関係	水産加工業協同組合長※	1名	1名
	組合長の推薦を受けた者	5名	3名
		合計6名以内	合計4名以内
県	霞ヶ浦北浦水産事務所長	1名	1名
	水産試験場内水面支場長	1名	1名
合計		16名以内	12名以内

※副組合長が代行可。

附則

1 この要項は、平成25年7月 3日から施行する。

2 この要項は、令和5年11月14日から施行する。

## 全国海区漁業調整委員会連合会 第 58 回東日本ブロック会議 次第

令和 5 年 11 月 9 日（木）午後 2 時から  
静岡市葵区紺屋町 3-10  
中島屋グランドホテル 4 階「オーキッド」

## 1 開 会

静岡海区漁業調整委員会 会 長 鈴木 精

## 2 挨拶

(1) 全国海区漁業調整委員会連合会 会 長 今野 智光

(2) 来賓あいさつ

水産庁資源管理部管理調整課 課長補佐 土方 教義  
静岡県経済産業部 農林水産担当部長 櫻井 正陽

## 3 議長選出

## 4 議事録署名人選出

5 報告事項 . . . . . 資料 1  
令和 5 年度総会決議事項の要望活動結果について

6 議 事 . . . . . 資料 2  
【第 1 号議案】  
令和 6 年度総会に向けた要望事項について

【第 2 号議案】  
次年度開催海区について

【その他】  
ブロック内照会事項について  
・海の異変や気候変動による漁獲魚種の変化と漁業調整問題について  
・政府要望提案事項の取扱いについて

## 7 講 演

題 目 漁業者と創る地域のトップブランド

講 師 株式会社サスエ前田魚店 取締役 前田 尚毅 氏

## 8 閉 会

# 議 事

## 【第 1 号議案】

令和 6 年度総会に向けた  
要望事項について

# 令和6年度総会に向けた要望事項について(案)

【東日本ブロック（とりまとめ 静岡海区）】

## I 海区漁業調整委員会制度について

### (1) 静岡海区（継続：同文）

令和6年度要望	参考（令和5年度要望）
<b>要望</b> 海区漁業調整委員会制度について (海区漁業調整委員の資質向上について)	<b>要望</b> 海区漁業調整委員会制度について (海区漁業調整委員の資質向上について)
<b>要望に至った経緯</b> 海区漁業調整委員会は、広範、強力な権限、機能を有しており、諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定、指示、認定などを行う決定機関である。このほか漁業調整や資源管理など広範な事案について公平公正な審議を行うためには、技術的、専門的な知識を習得しておく必要がある。	<b>要望に至った経緯</b> 海区漁業調整委員会は、広範、強力な権限、機能を有しており、諮問機関、建議機関であるばかりでなく、自ら裁定、指示、認定などを行う決定機関である。このほか漁業調整や資源管理など広範な事案について公平公正な審議を行うためには、技術的、専門的な知識を習得しておく必要がある。
<b>要望内容</b> 海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会等を設けること。	<b>要望内容</b> 海区漁業調整委員のさらなる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会等を設けること。

## II 沿岸漁業の秩序維持について

要望なし

### Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

#### (1) 北海道連合海区（継続：同文）

令和6年度要望	参考（令和5年度要望）
<p><b>要望</b></p> <p>クロマグロ資源の適正利用について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>クロマグロ資源の適正利用について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>太平洋クロマグロの資源管理は、平成30年より、TAC制度による厳格な管理がスタートし、平成31年4月に大型魚と割当が少ない小型魚を交換できる融通の仕組みが制度化され、令和3年12月の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCFFC）において大型魚の15%増枠がかなったところ。しかし、昨今、資源量が大幅に増加しているとの漁業者の実感がある中で、十分な枠の確保に至っておらず、国際的なルールに則った、資源量に見合った漁獲枠の増枠が求められている。</p> <p>また、現状において、クロマグロの混獲回避のため、定置網漁業の操業に大きな負担や減収が生じているほか、零細な漁業者が多い、はえ縄や一本釣り漁業においても、休漁や休業等により漁業経営に影響を及ぼしていることから、沿岸漁業者が将来にわたって漁業が続けられるよう、クロマグロの資源管理措置に伴う水揚げ減少に対し直接補填する等の支援制度を一層拡充する必要がある。</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>太平洋クロマグロの資源管理は、平成30年より、TAC制度による厳格な管理がスタートし、平成31年4月に大型魚と割当が少ない小型魚を交換できる融通の仕組みが制度化され、令和3年12月の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCFFC）において大型魚の15%増枠がかなったところ。しかし、昨今、資源量が大幅に増加しているとの漁業者の実感がある中で、十分な枠の確保に至っておらず、国際的なルールに則った、資源量に見合った漁獲枠の増枠が求められている。</p> <p>また、現状において、クロマグロの混獲回避のため、定置網漁業の操業に大きな負担や減収が生じているほか、零細な漁業者が多い、はえ縄や一本釣り漁業においても、休漁や休業等により漁業経営に影響を及ぼしていることから、沿岸漁業者が将来にわたって漁業が続けられるよう、クロマグロの資源管理措置に伴う水揚げ減少に対し直接補填する等の支援制度を一層拡充する必要がある。</p>

要望内容	要望内容
<p>1 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を歴史的中間値の約4万3千トンへ回復）を既に達成し、次期回復目標（漁獲がない場合の資源量の20%（約13万トン）まで回復）も令和5年に達成見込みであることを踏まえ、これまで以上にさらなる漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。</p> <p>2 資源管理の取組に対応した直接補填などの支援制度を拡充すること。</p>	<p>1 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を歴史的中間値の約4万3千トンへ回復）を既に達成し、次期回復目標（漁獲がない場合の資源量の20%（約13万トン）まで回復）も令和5年に達成見込みであることを踏まえ、これまで以上にさらなる漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。</p> <p>2 資源管理の取組に対応した直接補填などの支援制度を拡充すること。</p>

(2) 青森県東部海区（継続：同文）

令和6年度要望	参考（令和5年度要望）
<p><b>要望</b></p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>定置漁業では、クロマグロ30キロ未満小型魚（以下「小型魚」という。）の漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの対応をする場合、サケ、ブリ等も漁獲できなくなり、漁業経営に与える影響は非常に大きなものとなっています。</p> <p>また、零細で就業者数の多い沿岸漁業における小型魚の資源保護対策は、管理のために多大な労力・経費を要する上、漁家経営、漁協運営、漁業集落の存続や市場流通への影響</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>定置漁業では、クロマグロ30キロ未満小型魚（以下「小型魚」という。）の漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの対応をする場合、サケ、ブリ等も漁獲できなくなり、漁業経営に与える影響は非常に大きなものとなっています。</p> <p>また、零細で就業者数の多い沿岸漁業における小型魚の資源保護対策は管理のために多大な労力・経費を要する上、漁家経営、漁協運営、漁業集落の存続や市場流通への</p>

も大きいなど、非常に大きな課題があります。

さらに、大型魚については、説明が不十分、漁獲枠が少ないこと、などの漁業者からの不満が多く、今後の漁業経営に対する不安を抱いている状況にあります。

一方で、漁業においては、漁獲枠を月別・漁協別に細分化するなど厳格な資源管理措置の遵守に努力している中、漁業生産者団体に所属しない遊漁等の船舶による採捕の現状把握が困難であり、また、新たな規制となる広域漁業調整委員会指示への常習的かつ連鎖的な違反の疑義情報が多数寄せられ、委員会指示の本来の目的が達成されているとは言いがたく、都道府県管理及び漁場利用の秩序維持に大きく影響を及ぼす事態が発生しています。

つきましては、これらの課題を解決するために、以下について国の特段の措置を要望いたします。

影響も大きいなど非常に大きな課題があります。

さらに、大型魚については、説明が不十分、漁獲枠が少ないこと、などの漁業者からの不満が多く、今後の漁業経営に対する不安を抱いている状況にあります。

一方で、漁業においては、漁獲枠を月別・漁協別に細分化するなど厳格な資源管理措置の遵守に努力している中、漁業生産者団体に所属しない遊漁等の船舶による採捕の現状把握が困難であり、また、新たな規制となる広域漁業調整委員会指示への常習的かつ連鎖的な違反の疑義情報が多数寄せられ、委員会指示の本来の目的が達成されているとは言いがたく、都道府県管理及び漁場利用の秩序維持に大きく影響を及ぼす事態が発生しています。

つきましては、これらの課題を解決するために、以下について国の特段の措置を要望いたします。

### 要望内容

- 1 定置網に入った小型魚を生かして放流する実用的な技術を早急に確立すること。
- 2 数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進する。漁業者が今後とも資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。

### 要望内容

- 1 定置網に入った小型魚を生かして放流する実用的な技術を早急に確立すること。
- 2 数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進する。漁業者が今後とも資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。

3 大中型まき網漁業を含む各種漁業の小型魚漁獲実態について、具体的な漁獲方法、漁獲サイズ、単価、流通形態、経営体数、歴史的経緯、地域経済における重要性など、総合的・多角的な調査・比較検討を行い、我が国全体で小型魚保護による経済的損失等を極力減らし、より効率的で効果的な小型魚保護対策を検討すること。

4 資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。また、漁場形成の変化に伴い、一部の大臣許可漁業の地先海面へ新規参入することにより、これまで、輻輳する漁業種間で醸成された地先の漁業協定等による漁場利用の秩序が、大幅な現状変更により混乱する事態が発生し、加えて、これらによる海難事故及び漁具の交錯等の操業上のトラブルが頻発していることから、大臣許可漁業のIQによる漁獲管理に併せて、漁場ほかの利用の地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

5 遊漁者及び遊漁船業者の採捕の実態の迅速な把握のため、報告システムの構築と法体系を整理し、都道府県における資源管理措置に影響を及ぼすことのないよう、遊漁者等に対し、資源管理の制度及びその重要性について広く周知徹底し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導すること。

3 大中型まき網漁業を含む各種漁業の小型魚漁獲実態について、具体的な漁獲方法、漁獲サイズ、単価、流通形態、経営体数、歴史的経緯、地域経済における重要性など、総合的・多角的な調査・比較検討を行い、我が国全体で小型魚保護による経済的損失等を極力減らし、より効率的で効果的な小型魚保護対策を検討すること。

4 資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。また、漁場形成の変化に伴い、一部の大臣許可漁業の地先海面へ新規参入により、これまで、輻輳する漁業種間で醸成された地先の漁業協定等による漁場利用の秩序が、大幅な現状変更により混乱する事態が発生し、加えて、これらによる海難事故及び漁具の交錯等の操業上のトラブルが頻発していることから、大臣許可漁業のIQによる漁獲管理に併せて、漁場ほかの利用の地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

5 遊漁者及び遊漁船業者の採捕の実態の迅速な把握のため、報告システムの構築と法体系を整理し、都道府県における資源管理措置に影響を及ぼすことのないよう、遊漁者等に対し、資源管理の制度及びその重要性について広く周知徹底し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導すること。

### (3) 宮城海区 (継続：経緯変更)

令和6年度要望	参考 (令和5年度要望)
<p><b>要望</b></p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>国は、国際合意に基づき、太平洋クロマグロの資源を回復させるため、平成27年1月から漁獲管理に取り組んでおり、令和2年12月から漁業法に基づくより厳格な漁獲管理を実施している。</p> <p>ISC (北太平洋まぐろ類国際科学委員会) の評価によると、資源量は平成22年以降順調に回復し続けており、令和2年時点では評価期間 (昭和27年～) で2番目のピークとなるに至っている。</p> <p>実際に宮城県沿岸に来遊するクロマグロも増加傾向であり、<u>定置網漁業においては来遊量が漁獲枠を大幅に超過し、漁獲量を上回る量のクロマグロを放流している。</u>来遊量の多い網では、盛漁期には連日数十尾から数百尾のクロマグロの放流作業を行っているほか、他魚種を含めた全放流や網起こしを中止せざるを得ない事態も生じている。また、漁船漁業においてもしばしば意図しない大量の混獲が見られる。</p> <p>本県のクロマグロ漁獲量は定置網漁業の占める割合が大きく、特に小型魚においては9割以上が定置網で漁獲されているが、定置網の漁獲量に占めるクロマグロの割合は、資源管理のために放流したクロマグロの推定量を加えても1%未満である。</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>国は、国際合意に基づき、太平洋クロマグロの資源を回復するため、平成27年1月から漁獲管理に取り組んでおり、令和2年12月から漁業法に基づくより厳格な漁獲管理を実施している。</p> <p>水産研究・教育機構の調査によれば、太平洋クロマグロの加入量指標は、これまでの調査期間 (平成23年～平成30年) の平均を上回るとされている。実際に宮城県沿岸に来遊するクロマグロも増加傾向であり、平成30年には一部の定置網においてクロマグロが大量に入網したために、イワシやサバなど他魚種も含めた全数放流や、1週間にわたる網揚げを実施せざるを得ない事態となった。また、定置以外の漁船漁業についても、平成31年4月にクロマグロの大量混獲があり、採捕停止命令が発動された。</p> <p>本県においてはクロマグロの90%以上は定置網で漁獲されるが、定置の漁獲量に占めるクロマグロの割合は、資源管理のために放流したクロマグロの推定量を加えても1%未満である。</p> <p>しかし、上記のような事態が継続すれば、漁業者の経営存続、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴い地域水産加工業者への原魚供給が減少することになり、関連産業を</p>

<p>しかし、上記のような事態が継続すれば、漁業者の経営存続、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴い地域水産加工業者への原魚供給が減少することとなり、関連産業を含む地域水産業への影響が懸念されている。</p> <p>〈参考〉 【宮城県の定置網の水揚げ状況 (令和4年4月～令和5年3月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全魚種の合計漁獲量 : 59,641 トン</li> <li>・クロマグロ漁獲量 : 71.8 トン</li> </ul> <p>(内訳: 小型魚 65.2 トン、大型魚 6.6 トン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クロマグロ推定放流量: 413 トン</li> <li>・全魚種の合計漁獲量に占めるクロマグロ漁獲量+放流量の割合 → 0.8%</li> </ul>	<p>含む地域水産業への影響が懸念されている。</p> <p>〈参考〉 [宮城県の定置網の水揚げ状況 (R3年1月～R3年12月)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全魚種の合計漁獲量 : 113,840 トン</li> <li>・クロマグロ漁獲量 : 40 トン</li> <li>・クロマグロ推定放流量: 102 トン</li> <li>・全魚種の合計漁獲量に占めるクロマグロ漁獲量+放流量の割合: 0.1%</li> </ul>
<p><b>要望内容</b></p> <p>本県沿岸では、クロマグロは定置網のほか、かじき等流し網漁業等その他漁船漁業でも混獲されるが、いずれも魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少が懸念されることから、引き続き、沿岸漁業への漁獲枠の配分について十分に配慮すること。</p>	<p><b>要望内容</b></p> <p>本県沿岸では、クロマグロは定置網のほか、かじき等流し網漁業等その他漁船漁業でも混獲されるが、いずれも魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少が懸念されることから、沿岸漁業への十分な漁獲枠の配分について配慮すること。</p>

#### (4) 千葉海区 (継続: 経緯・内容変更)

令和6年度要望	参考 (令和5年度要望)
<p><b>要望</b></p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>

## 要望に至った経緯

令和4年に北太平洋まぐろ類国際科学委員会（I S C）が行った資源評価では、2020年の親魚量は約6.5万トンであり、順調に回復していることから、中位で増加傾向とされた。

I S Cによる資源評価は2年毎であり、漁獲枠の検討に供するまで時間を要するため、直近の資源量に応じた適切な漁獲枠配分に反映されておらず、小型漁船漁業者は、漁獲枠を超えないよう計画的な漁獲に取り組んでいるものの、小型魚の漁獲枠は、過去の漁獲実績の半分のままであり、漁業経営には影響が出ている。

また、定置網漁業者は、突発的な大量入網を避けるための網の改良などには新たな費用負担が発生するため、休漁してクロマグロが定置から出ていくのを待つか、側網を下げてクロマグロ以外の魚も含めて逃がす方法等で対応しており、経営への影響が懸念される。

そのため、最近の漁獲実績等を踏まえた漁獲枠の配分や来遊状況に柔軟に対応した漁獲枠の確保、国際交渉での漁獲枠の増加、漁業継続のための経営支援策の拡充が必要である。

## 要望に至った経緯

令和2年に北太平洋まぐろ類国際科学委員会（I S C）が行った資源評価では、低位で増加傾向とされ、親魚資源量は最低水準から増加しつつある。これを受け、令和3年のW C P F C年次会合では、大型魚は15%増枠された一方で、小型魚は現状維持となった。I S Cによる資源評価は2年毎であり、漁獲枠の検討に供するまで時間を要するため、直近の資源量に応じた適切な漁獲枠配分に反映されていない。

小型漁船漁業者は、漁獲枠を超えないよう計画的な漁獲に取り組んでいるが、利用している漁業者の多い小型魚の漁獲枠は、過去の漁獲実績の半分のままであり、漁業経営には影響が出ている。

また、定置網漁業者は突発的な大量入網を避けるための網の改良などには新たな費用負担が発生するため、休漁してクロマグロが定置から出ていくのを待つか側網を下げてクロマグロ以外の魚も含めて逃がす方法等で対応しており経営への影響が懸念される。

そのため、最近の漁獲実績等を踏まえた漁獲枠の配分や来遊状況に柔軟に対応した漁獲枠の確保、国際交渉での漁獲枠の増加、漁業継続のための経営支援策の拡充が必要である。

### 要望内容

- 1 漁獲枠の配分については、零細かつ着業者数が多い沿岸漁業において、資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている状況を鑑み、不公平感がないよう、知事管理漁業の配分枠を増やすこと。
- 2 定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保などの仕組みを確立すること。
- 3 最新の情報を漁獲枠に迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施すると共に、我が国が国際会議を主導して、資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠実現に向けて、引き続き強力で働きかけること。
- 4 資源管理の実施に伴う減収対策として、休漁に対する漁業補償制度や沿岸漁業者が操業自粛時に実施する混獲魚の放流作業を支援する事業の更なる充実を図ること。

### 要望内容

- 1 漁獲枠の配分については、零細かつ着業者数が多い沿岸漁業において、資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている状況を鑑み、不公平感がないよう、知事管理漁業の配分枠を増やすこと。
- 2 定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保などの仕組みを確立すること。
- 3 資源評価の頻度を上げ、漁獲枠へ迅速に反映させると共に、我が国が国際会議を主導して、資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠実現に向けて、引き続き強力で働きかけること。
- 4 資源管理の実施に伴う減収対策として、休漁に対する漁業補償制度や沿岸漁業者が操業自粛時に実施する混獲魚の放流作業を支援する事業の更なる充実を図ること。

## (5) 神奈川海区（一部新規：経緯・内容変更）

令和6年度要望	参考（令和5年度要望）
<b>要望</b> 太平洋クロマグロ資源管理について	<b>要望</b> 太平洋クロマグロ資源管理について
<b>要望に至った経緯</b> 太平洋クロマグロについては、厳しい漁獲管理が実施されているが、定置網漁業については、混獲が避けられず、入網したクロマグロを再放流するため操業時間が長くなり、経営コストが増大するとともに、産地市場にお	<b>要望に至った経緯</b> 太平洋クロマグロについては、厳しい漁獲管理が実施されているが、定置網漁業については、混獲が避けられず、入網したクロマグロを再放流するため操業時間が長くなり、経営コストが増大するとともに、産

いては取扱金額が減少する等、漁協を始めとした地域経済にまで悪影響が広がっている。

国ではクロマグロを再放流する技術開発に努めているとのことであるが、実用化まではまだ時間がかかると考えられ、それまでは漁獲枠を管理することが大変困難で、漁業者は強い不安を感じながら操業している。

加えて、厳しい漁獲管理により、操業停止を余儀なくされた場合の支援について、当連合会からの要望でも漁業収入安定対策事業の措置では不十分と指摘してきたところ、国においては休漁の際の支援事業を措置されたところであるが、そもそもの漁業収入安定対策事業について、漁獲可能量管理は改正漁業法に基づき実施されているにもかかわらず、同事業においては法的な裏付けがない状態となっている。

中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 北小委員会等に向けた太平洋クロマグロの資源状況等に関する説明会 (2023年6月6日) の資料の6ページに、年齢別の漁獲係数の図が示されている。この図を見ると、2018年-2020年の漁獲係数は2002-2004年に比べ、0歳魚で約3分の1、1歳魚で約5分の1、2歳魚で約7分の1、3歳魚で約4分の1と、大きく削減される結果となっていることが判る。

若齢魚に対するこのような極めて低い漁獲係数は、ほとんど「漁獲するな」と言っていることに等しく、日本の沿岸漁業、特に、定置網漁業が大混乱に陥ったことは、記憶に新しいところである。確かに、若齢魚の漁獲規制によって産卵親魚量は増大したかもしれないが、そのための過酷な負担を背負わされることになったのは沿岸の零細漁業者であり、負担の公平性という観点からからみる

地市場においては取扱金額が減少する等、漁協を始めとした地域経済にまで悪影響が広がっている。

国ではクロマグロを再放流する技術開発に努めているとのことであるが、実用化まではまだ時間がかかると考えられ、それまでは漁獲枠を管理することが大変困難で、漁業者は強い不安を感じながら操業している。

加えて、厳しい漁獲管理により、操業停止を余儀なくされた場合の支援について、当連合会からの要望でも漁業収入安定対策事業の措置では不十分と指摘してきたところ、国においては休漁の際の支援事業を措置されたところであるが、そもそもの漁業収入安定対策事業について、漁獲可能量管理は改正漁業法に基づき実施されているにもかかわらず、同事業においては法的な裏付けがない状態となっている。

と、極めて偏った資源管理が実施されたと言わざるを得ない。このような若齢魚に対する極端な漁獲圧の削減を行わなくても、もう少し穏やかな漁獲規制、たとえば、2002-2004年の漁獲係数の2分の1程度に漁獲量を規制したとしても、親魚量は十分に回復していたことがシミュレーションにより示されている（櫻本、2016,季報 548. 水産資源保護協会）。

### 要望内容

- 1 再放流等のための経営コスト増大については「クロマグロ混獲回避活動事業」等が設置されているが、まだ十分な成果が得られておらず、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを、今後とも行うこと。また、WCPFCの次回の資源評価は令和6年3月に予定されていることから、令和6年度のTACの増枠は不可能であり、今後も厳しい資源管理が継続されることが予想されるため、同事業の継続に努めること。
- 2 資源管理による規制措置により操業停止を余儀なくされる漁業者に対し、国では漁業収入安定対策事業等により、漁業共済制度を上乗せ・補完する補償制度が毎年度予算措置により追加実施されているが、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、これらの支援措置をきちんと網羅し、法的な裏付けのある体系的に整理した制度として継続実施すること
- 3 若齢魚に対する漁獲規制が実施されたことにより、沿岸漁業、特に定置網漁業は大混乱に陥った。規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応すること。

### 要望内容

- 1 再放流等のための経営コスト増大については、「クロマグロ混獲回避活動支援事業」等が措置されているが、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。また、今後も厳しい資源管理が続くことが予想されることから、同事業の継続に努めること。
- 2 資源管理による規制措置により操業停止を余儀なくされる漁業者に対し、国では漁業収入安定対策事業等により、漁業共済制度を上乗せ・補完する補償制度が毎年度予算措置により追加実施されているが、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、これらの支援措置をきちんと網羅し、法的な裏付けのある体系的に整理した制度として継続実施すること。

(6) 三重海区 (継続：経緯変更)

令和6年度要望	参考 (令和5年度要望)
<p><b>要望</b></p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>太平洋クロマグロ資源管理について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>クロマグロの資源量の増加に伴い、本県においても、特に小型魚が主に定置、一本釣り、中型まき網漁業で漁獲されている。<u>また、大型魚の漁獲も増加傾向にある。</u></p> <p>本県沿岸への春の来遊量が海況により変わることから、来遊予測を立てることが難しく、場合によっては早期是正の漁獲制限を実施することになる。</p> <p>令和3(2021)年12月の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)等で、大型魚の漁獲枠が15%増枠され、小型魚に振り替えられた。<u>令和5(2023)年12月の国際会議で我が国は小型魚を大型魚に振り替えられる枠の上限を30%に引き上げる勧告を行う予定</u>とのことであり、2024年には資源評価が行われるため、それに合わせてさらなる増枠が望まれる。</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>クロマグロの資源量の増加に伴い、本県においても、特に小型魚が主に定置、一本釣り、中型まき網漁業で漁獲されている。</p> <p>本県沿岸への春の来遊量が海況により変わることから、来遊予測を立てることが難しく、場合によっては早期是正の漁獲制限を実施することになる。</p> <p>令和3(2021)年12月の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)等で、令和4(2022)年の大型魚の漁獲枠が15%増枠され、小型魚に振り替えられたものの、さらなる増枠が望まれる。</p>
<p><b>要望内容</b></p> <p>中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)等国際会議で議論をリードして、増枠に向けて、引き続き、強く働きかけてもらいたい。</p> <p>国の留保枠については、これまでと同様に、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いする。</p>	<p><b>要望内容</b></p> <p>中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)等国際会議で議論をリードして、増枠に向けて、引き続き、強く働きかけてもらいたい。</p> <p>国の留保枠については、これまでと同様に、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いする。</p>

## IV 沿岸資源の適正な利用について

### (1) 北海道連合海区（継続：経緯変更）

令和6年度要望	参考（令和5年度要望）
<p><b>要望</b></p> <p>北太平洋公海におけるサンマ等の資源管理措置について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>北太平洋公海におけるサンマ等の資源管理措置について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>令和5年3月に開催された北太平洋漁業委員会（NPFC）において、公表されたサンマの資源評価結果（評価期間：1980～2021年）に基づき、我が国は、NPFC条約水域（公海）における総漁獲量の縮減等を提案し、現行措置の約25%削減で合意に至った。</p> <p>一方、かねてより我が国が提案してきた、条約水域（公海）における国別漁獲枠の設定については、合意が得られていない。</p> <p>我が国のサンマ漁獲量が減少する中で、日本周辺海域における資源の維持を図り、漁獲規制の実効性を担保するには、公海における国際的な資源量評価に基づく適正な漁獲割当量の設定と、国別配分による資源管理措置の早期の導入が必要である。</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>令和3年2月に開催された北太平洋漁業委員会（NPFC）において、公表されたサンマの資源評価結果（評価期間：1980～2019年）に基づき、我が国は、NPFC条約水域（公海）における総漁獲量の縮減等縮減等を提案し、現行措置の40%削減で合意に至った。</p> <p>一方、前回会合より我が国が提案してきた、条約水域（公海）における国別漁獲枠の設定については、合意が得られず継続協議となり、令和4年は会議開催の延期となっている。</p> <p>我が国のサンマ漁獲量が減少する中で、日本周辺海域における資源の維持を図り、漁獲規制の実効性を担保するには、公海における国際的な資源量評価に基づく適正な漁獲割当量の設定と、国別配分による資源管理措置の早期の導入が必要である。</p>

<p><b>要望内容</b></p> <p>北太平洋公海におけるサンマ等の資源について、海洋環境の変化を考慮した精度の高い資源評価を実現し、評価結果に基づいて適正な漁獲割当を国別に設定するなど、実効性のある国際的な資源管理措置が早期に実現できるよう、我が国の強い指導により、強力に推進すること。</p>	<p><b>要望内容</b></p> <p>北太平洋公海におけるサンマ等の資源について、海洋環境の変化を考慮した精度の高い資源評価を実現し、評価結果に基づいて適正な漁獲割当を国別に設定するなど、実効性のある国際的な資源管理措置が早期に実現できるよう、我が国の強い指導により、強力に推進すること。</p>
---	---

(2) 北海道連合海区 (継続：内容変更))

令和6年度要望	参考 (令和5年度要望)
<p><b>要望</b></p> <p>沿岸資源の適正な利用について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>沿岸資源の適正な利用について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>令和2年12月1日より施行となった改正漁業法において、国は、資源管理はTACによる管理を行うことを基本としたところだが、これまで提示された新たなルールに基づく資源評価結果やTAC設定の基礎となる将来予測について、現場の実態に即した内容となっておらず、また、沿岸漁業は様々な魚種を多種多様な漁法で漁獲していることから、選択漁獲が困難であるなど数量管理と相性が悪く、実施に向けて多くの課題があることなどから、現状、本道の関係漁業者等の理解は得られていない。</p> <p>また、国は、「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」において、ホッケ、ブリ等を令和5年までにTAC管理にする考えを示しているが、ホッケについては、沿岸・沖合が</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>令和2年12月1日より施行となった改正漁業法において、国は、資源管理はTACによる管理を行うことを基本としたところだが、これまで提示された新たなルールに基づく資源評価結果やTAC設定の基礎となる将来予測について、現場の実態に即した内容となっておらず、また、沿岸漁業は様々な魚種を多種多様な漁法で漁獲していることから、選択漁獲が困難であるなど数量管理と相性が悪く、実施に向けて多くの課題があることなどから、現状、本道の関係漁業者等の理解は得られていない。</p> <p>また、国は、「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」において、ホッケ、ブリ等を令和5年までにTAC管理にする考えを示しているが、ホッケについては、沿岸・沖</p>

協調して、漁業者による自主的な資源管理をこれまで継続してきたことより、着実に資源が回復に向かっている状況にある。

このため、国は、新たな資源管理を進めるにあたっては、期限ありきでTAC管理を拙速に導入するのではなく、魚種毎の資源管理目標の設定や資源評価、将来予測の結果について十分な検討と改善を図り、漁業関係者に対する十分な説明と議論を尽くすとともに、資源管理の手法の検討にあたっては、地域の実情に則した資源管理の取組を十分に尊重するなどし、あわせて本道関係漁業者等の理解を得ていくことが重要である。

また、資源管理目標の設定や漁獲シナリオの検討にあたっては、漁業者が安定して漁業を営むことが出来るよう、生物学的な側面だけでなく、漁業の経営状況や対象魚種の漁業による利用実態及び消費・流通上の特性を踏まえ、産業としての持続性を考慮・反映させたTAC管理を実現していくことが、漁業の成長産業化に向けて必要である。

合が協調して、漁業者による自主的な資源管理をこれまで継続してきたことにより、着実に資源が回復に向かっている状況にある。

このため、国は、新たな資源管理を進めるにあたっては、期限ありきでTAC管理を拙速に導入するのではなく、魚種毎の資源管理目標の設定や資源評価、将来予測の結果について十分な検討と改善を図り、漁業関係者に対する十分な説明と議論を尽くすとともに、資源管理の手法の検討にあたっては、地域の実情に則した資源管理の取組を十分に尊重するなどし、あわせて本道関係漁業者等の理解を得ていくことが重要である。

また、資源管理目標の設定や漁獲シナリオの検討にあたっては、漁業者が安定して漁業を営むことが出来るよう、生物学的な側面だけでなく、漁業の経営状況や対象魚種の漁業による利用実態及び消費・流通上の特性を踏まえ、産業としての持続性を考慮・反映させたTAC管理を実現していくことが、漁業の成長産業化に向けて必要である。

## 要望内容

- 1 新たな資源管理の取り進めについて、行政、研究機関の指導のもと、関係漁業者が連携して実施し、着実に効果をあげている自主的な資源管理の取組や、意向を十分尊重し、沿岸漁業の混獲が多い、本道漁業の実情を踏まえた資源管理が行われるよう議論を尽くすこと。
- 2 スケトウダラをはじめとするTAC魚種の資源評価や将来予測において、資源調査方法の見直しなど改善と充実を図り、そ

## 要望内容

- 1 新たな資源管理の取り進めについて、行政、研究機関の指導のもと、関係漁業者が連携して実施し、着実に効果をあげている自主的な資源管理の取組や、意向を十分尊重し、沿岸漁業の混獲が多い、本道漁業の実情を踏まえた資源管理が行われるよう議論を尽くすこと。
- 2 スケトウダラをはじめとするTAC魚種の資源評価や将来予測において、資源調査方法の見直しなど改善と充実を図

<p>の精度を高めること。</p> <p>3 新たなTAC対象魚種の設定にあたっては、生態研究など最善の科学を用いて資源評価や将来予測の精度を十分に高めた上で、解らないことは正直に包み隠さず、関係漁業者等の理解と協力が得られるまで説明と協議を尽くすこととし、期限ありきの拙速な取り進めは決して行わないこと。またTAC管理を実際に開始する際には、断片的に生物学的な側面のみで資源管理目標や将来予測を一方向的に決定することなく、対象魚種の漁業による利用実態及び消費・流通上の特性を踏まえ、漁家の経営が成立するための、産業としての持続性を考慮・反映したものとすること。</p>	<p>り、その精度を高めること。</p> <p>3 新たなTAC対象魚種の設定にあたっては、最善の科学を用いて資源評価や将来予測の精度を十分に高めた上で、解らないことは正直に包み隠さず、関係漁業者等の理解と協力が得られるまで説明と協議を尽くすこととし、期限ありきの拙速な取り進めは決して行わないこと。またTAC管理を実際に開始する際には、断片的に生物学的な側面のみで資源管理目標や将来予測を一方向的に決定することなく、対象魚種の漁業による利用実態及び消費・流通上の特性を踏まえ、漁家の経営が成立するための、産業としての持続性を考慮・反映したものとすること。</p>
---	--

### (3) 青森県東部海区 (継続：同文)

令和6年度要望	参考 (令和5年度要望)
<p><b>要望</b></p> <p>沿岸漁業と沖合漁業の調整について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>沿岸漁業と沖合漁業の調整について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>全国有数の好漁場である青森県太平洋沿岸・沖合海域では、多種多様な沿岸漁業や大中まき網、沖合底びき網、大型いか釣りの大臣許可による沖合漁業が輻輳して営まれています。</p> <p>当該海域では、TAC制度の下、大臣許可漁業によりスルメイカが集中漁獲され、同一の資源を利用する小型いかつり漁業等の中小零細な沿岸漁業に大きな影響を与えています。</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>全国有数の好漁場である青森県太平洋沿岸・沖合海域では、多種多様な沿岸漁業や大中まき網、沖合底びき網、大型いか釣りの大臣許可による沖合漁業が輻輳して営まれています。</p> <p>当該海域では、TAC制度の下、大臣許可漁業によりスルメイカが集中漁獲され、同一の資源を利用する小型いかつり漁業等の中小零細な沿岸漁業に大きな影響を与えています。</p>

また、共同漁業権漁場などの地先海域では種苗放流や小型魚再放流などの資源保護による資源増大の取組が行われていますが、大臣許可漁業については、操業区域の公的規制ラインや各種協定などにより制限されているものの、我が国の水産資源の減少にも係わらず、その取組は些か硬直的と言わざるを得ません。

さらに、沿岸漁業者は、近傍で航行、操業する大臣許可漁業漁船の安全面での直接的な脅威や沿岸域を回遊する系群の更なる資源減少を危惧しており、これらの問題を解決するため、TAC管理等の資源管理の強化に加えて、漁業者が安定的な生産活動を行うための沿岸、沖合両漁業者の協議による操業調整が必要不可欠であります。

つきましては、これらの課題を解決するために、以下について国の特段の措置を要望いたします。

また、共同漁業権漁場などの地先海域では種苗放流や小型魚再放流などの資源保護による資源増大の取組が行われていますが、大臣許可漁業については、操業区域の公的規制ラインや各種協定などにより制限されているものの、我が国の水産資源の減少にも係わらず、その取組は些か硬直的と言わざるを得ません。

さらに、沿岸漁業者は、近傍で航行、操業する大臣許可漁業漁船の安全面での直接的な脅威や沿岸域を回遊する系群の更なる資源減少を危惧しており、これらの問題を解決するため、TAC管理等の資源管理の強化に加えて、漁業者が安定的な生産活動を行うための沿岸、沖合両漁業者の協議による操業調整が必要不可欠であります。

つきましては、これらの課題を解決するために、以下について国の特段の措置を要望いたします。

### 要望内容

- 1 沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については、漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないよう、TAC管理等の資源管理の強化に加えて、国主導により関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。
- 2 国においては、沿岸漁業者が利用する水産資源が減少している状況を踏まえ、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じたうえで、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を目的とする関係者会議の積極的で継続的な開催及び大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しによる実効性のある

### 要望内容

- 1 沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については、漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないよう、TAC管理等の資源管理の強化に加えて、国主導により関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。
- 2 国においては、沿岸漁業者が利用する水産資源が減少している状況を踏まえ、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じたうえで、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を目的とする関係者会議の積極的で継続的な開催及び大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しによる実効性

<p>規制措置を検討すること。</p> <p>3 なお、資源管理の強化にあたっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。</p>	<p>のある規制措置を検討すること。</p> <p>3 なお、資源管理の強化にあたっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。</p>
---	--

#### (4) 宮城海区 (継続：同文)

令和6年度要望	参考 (令和5年度要望)
<p><b>要望</b></p> <p>沿岸漁業と沖合漁業 (大中型まき網漁業) の調整について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>沿岸漁業と沖合漁業 (大中型まき網漁業) の調整について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>宮城海区においては、沿岸漁業と沖合漁業との間において以前から資源及び漁場の利用を巡る競合問題が発生している。</p> <p>中でも、大中型まき網漁業については、操業禁止ラインの基点の一部が極めて沿岸に近い海域に設定されており、また漁獲圧が非常に高いことから、地先の資源へ大きな影響を与えることが懸念されている。</p> <p>一部の海域では、沿岸漁業と大中型まき網漁業との話し合いが行われ、操業ルールの暫定合意がなされているものの、依然として双方の主張には隔たりがある。更に他の海域においては、合意形成にいたっていないところもある。</p> <p>また、これまでも、まき網船と沿岸漁船との間で漁具被害の発生や漁獲物の海洋投棄</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>宮城海区においては、沿岸漁業と沖合漁業との間において以前から資源及び漁場の利用を巡る競合問題が発生している。</p> <p>中でも、大中型まき網漁業については、操業禁止ラインの基点の一部が極めて沿岸に近い海域に設定されており、また漁獲圧が非常に高いことから、地先の資源へ大きな影響を与えることが懸念されている。</p> <p>一部の海域では、沿岸漁業と大中型まき網漁業との話し合いが行われ、操業ルールの暫定合意がなされているものの、依然として双方の主張には隔たりがある。更に他の海域においては、合意形成にいたっていないところもある。</p> <p>また、これまでも、まき網船と沿岸漁船との間で漁具被害の発生や漁獲物の海洋投</p>

<p>による問題が生じていた。さらに、沿岸漁業において、深刻な不漁が続いており、新たな魚種の水揚げや、新たな漁業許可導入等の検討を進める上で、大臣許可漁業との調整をしていく必要があるため。</p>	<p>棄による問題が生じていた。さらに、沿岸漁業において、深刻な不漁が続いており、新たな魚種の水揚げや、新たな漁業許可導入等の検討を進める上で、大臣許可漁業との調整をしていく必要があるため。</p>
<p><b>要望内容</b></p> <p>沿岸漁業者と大臣許可漁業者との調整について、両者の共存共栄のため、必要に応じて当事者同士の話し合いの場の設定に努めるとともに、案件に応じて国が主導して円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。</p>	<p><b>要望内容</b></p> <p>沿岸漁業者と大臣許可漁業者との調整について、両者の共存共栄のため、必要に応じて当事者同士の話し合いの場の設定に努めるとともに、案件に応じて国が主導して円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。</p>

## (5) 茨城海区（新規）

令和6年度要望	
<p><b>要望</b></p> <p>温暖化の影響等による海洋環境の変化に対応するための 漁業調整規則の認可の審査の迅速化</p>	
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>漁業生産維持のため、漁期や漁場の変更、新たに来遊する魚種の利用が進められており、そのためには、海洋環境による従来漁期や漁場の変化、既存の漁獲情報のない魚種の来遊等調整規則の改正が必要な状況がある。</p> <p>既存の漁獲データがないなど審査に時日を要した場合、漁業者への不利益が発生することが考えられる。</p>	
<p><b>要望内容</b></p> <p>過去の漁獲データが充分でない魚種について、モニタリングの実施やその結果による資源管理等、資源に悪影響を与えないような措置が県として十分に担保されると認められるとき等の手続きの迅速化</p>	

## (6) 茨城海区 (新規)

令和6年度要望	
<b>要望</b>	<p>風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元のみだけではなく漁場利用等で関係する他県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること</p>
<b>要望に至った経緯</b>	<p>近年、地球温暖化の緩和を進めるための脱炭素化の流れの中で、洋上の大規模風力発電の計画が各地で検討されている。海面では多くの関係者が存在し、利益関係が複雑な場合も多い。</p> <p>しかし、海面を利用している漁業者への説明は、必ずしも十分とは言えないケースがあり、開発者、地元自治体、漁業者の間で摩擦や不信感を生んでいる場合がある。</p> <p>特に入会海面では、地元以外の漁業者に対する説明は十分になされていない場合がある。</p> <p>このような事態を回避するためにも、計画の早い段階からの情報の開示と協議の場が必要と考えられる。</p>
<b>要望内容</b>	<p>風力発電等の海上の大規模開発事業について、採択以前、検討段階からの計画の開示や丁寧な説明の実施。</p>

## (7) 千葉海区 (継続：経緯・内容変更)

令和6年度要望	参考 (令和5年度要望)
<b>要望</b>	<b>要望</b>
<p>マサバ太平洋系群の資源の安定確保に向けた必要措置について</p>	<p>マサバ太平洋系群の資源の安定確保に向けた必要措置について</p>
<b>要望に至った経緯</b>	<b>要望に至った経緯</b>
<p>令和4年度資源評価結果によると、マサバ太平洋系群の資源は高い値で横ばい傾向、令和3年度漁期の親魚量は164.4万トンで、M</p>	<p>令和3年度資源評価結果によると、マサバ太平洋系群の親魚量は増加傾向にあるが、令和2年度漁期の親魚量は132.8万トン</p>

S Yを実現する親魚量154.5 万トンをわずかに上回っている。また、同漁期の漁獲圧はMS Yを実現する漁獲圧をわずかに下回っている。

このような資源状況にあるものの、黒潮の大蛇行が過去最長となる中、本県漁業者が主に操業する沿岸域では低調な水揚げ状況が続いている。一方で、我が国の排他的経済水域内で漁獲強度が強いロシア漁船による漁獲が急増しており、漁具被害も発生するなど、本県漁業者は資源への影響、操業の安全を危惧している。

マサバ太平洋系群の資源を安定確保するためには、外国漁船の漁獲量のほか、その組成についても透明化し、資源管理のより一層の強化を図るとともに、マサバ太平洋系群の主産卵場である伊豆諸島近海での漁獲強度が強い大中型まき網漁業の操業に十分な注意を払う必要がある。

で、MS Yを実現する親魚量154.5万トンを下回っており、同漁期の漁獲圧はMS Yを実現する漁獲圧を上回っている。

また、このような資源状況の中、我が国の排他的経済水域内でロシア漁船による漁獲が急増しており、ロシア漁船による漁具被害が発生するなど、本県漁業者は資源への影響、操業の安全を危惧している。

よって、マサバ太平洋系群の資源を安定確保するためには、資源管理のより一層の強化を図るとともに、マサバ太平洋系群の主産卵場である伊豆諸島近海での漁獲強度が強い大中型まき網漁業や外国船の操業に十分な注意を払う必要がある。

## 要望内容

- 1 親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導すること。また、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、漁獲物の組成等の透明化等、資源に影響が及ばないよう管理するとともに、我が国の漁船の安全操業を図ること。
- 2 伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注

## 要望内容

- 1 親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、我が国の漁船の安全操業を図ること。
- 2 伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。

<p>視し、適時、適切な指導を行うこと。</p> <p>3 大中小型まき網漁業の違反操業を抑止するため、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSでは対応できない違法行為に対し、漁業取締船などによる監視・取締を強化すること。</p>	<p>3 大中小型まき網漁業の違反操業を抑止するため、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSでは対応できない違法行為に対し、漁業取締船などによる監視・取締を強化すること。</p>
--	---

(8) 千葉海区 (継続：経緯変更)

令和6年度要望	参考 (令和5年度要望)
<p><b>要望</b></p> <p>公海におけるサンマ・マサバの資源管理について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>公海におけるサンマ・マサバの資源管理について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>近年、北太平洋公海において、外国漁船がサンマやマサバを大量漁獲しており、我が国漁業への悪影響が懸念されている。</p> <p>令和4年に北太平洋漁業委員会 (N P F C) が行った資源評価によると、北太平洋のサンマについては、資源が低水準で減少傾向にあり、近年の資源量がM S Y水準を下回っているとのことであった。これに基づき我が国主導の下、N P F Cにおいて協議が行われ、令和5年と6年の資源管理措置は、令和4年の漁獲枠を25%削減することで合意されたが、<u>各国のサンマの漁獲量が減少している中、この漁獲枠であっても資源回復に寄与するかは不確実である。</u></p> <p>また、北太平洋のマサバについては、資源量の増加に伴って排他的経済水域外において、外国船による漁獲が増加している一方で、N P F Cによる資源評価がなされておらず、十分な資源管理措置が講じられていない</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>近年、北太平洋公海において、外国漁船がサンマやマサバを大量漁獲しており、我が国漁業への悪影響が懸念されている。</p> <p>令和3年に北太平洋漁業委員会 (N P F C) が行った資源評価によると、北太平洋のサンマについては、資源が低水準で減少傾向にあり、近年の資源量がM S Y水準を大きく下回っているとのことであった。これに基づき我が国主導の下、N P F Cにおいて協議が行われ、令和3年と4年の資源管理措置は、現行の漁獲枠を40%削減することで合意されたが、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を大きく上回る数量であり、資源回復に寄与するかは不確実である。</p> <p>また、北太平洋のマサバについては、資源量の増加に伴って排他的経済水域外において、外国船による漁獲が増加している一方で、N P F Cによる資源評価がなされておらず、十分な資源管理措置が講じられて</p>

<p>状況にある。</p> <p>我が国周辺海域と公海にまたがって回遊する水産資源を適正利用していくためには、早期に実効ある資源管理措置に取り組む必要があり、漁獲数量規制の見直し（漁獲上限の見直し）が必要である。</p>	<p>いない状況にある。</p> <p>我が国周辺海域と公海にまたがって回遊する水産資源を適正利用していくためには、早期に実効ある資源管理措置に取り組む必要があり、漁獲数量規制の見直し（漁獲上限の見直し）が必要である。</p>
<p><b>要望内容</b></p> <p>1 外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響を科学的に評価し、資源量に基づく漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進すること。</p>	<p><b>要望内容</b></p> <p>1 外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響を科学的に評価し、資源量に基づく漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進すること。</p>

### （9）千葉海区（継続）

令和6年度要望	参考（令和5年度要望）
<p><b>要望</b></p> <p>カツオ資源の管理強化について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>カツオ資源の管理強化について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>令和4年に太平洋共同体事務局（SPC）が行った資源評価によると、日本近海に来遊する中西部太平洋のカツオ資源は、資源水準が高位、資源動向が減少で、資源は適度に利用されているとのことである。</p> <p>しかしながら、本種の分布縁辺部にあたる日本近海ではカツオ漁獲量は減少し、特に沿</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>令和元年に太平洋共同体事務局（SPC）が行った資源評価によると、日本近海に来遊する中西部太平洋のカツオ資源は、資源水準が高位、資源動向が減少で、資源は適度に利用されているとのことである。</p> <p>しかしながら、本種の分布縁辺部にあたる日本近海ではカツオ漁獲量は減少し、特</p>

<p>岸域のひき縄釣りによる漁獲の減少が顕著となっており、この原因として、赤道海域での大型まき網漁業による大量漁獲の影響が懸念されている。</p> <p>そのため、赤道海域での大型まき網漁業による大量漁獲が資源に及ぼす影響と日本近海への来遊量との関係性を究明し、大型まき網漁業の漁獲努力量の大幅な削減など、我が国が主導して、科学的根拠に基づく実効ある国際的な資源管理措置に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>に沿岸域のひき縄釣りによる漁獲の減少が顕著となっており、この原因として、赤道海域での大型まき網漁業による大量漁獲の影響が懸念されている。</p> <p>そのため、赤道海域での大型まき網漁業による大量漁獲が資源に及ぼす影響と日本近海への来遊量との関係性を究明し、大型まき網漁業の漁獲努力量の大幅な削減など、我が国が主導して、科学的根拠に基づく実効ある国際的な資源管理措置に取り組んでいく必要がある。</p>
<p><b>要望内容</b></p> <p>赤道海域におけるカツオ資源調査の充実と、国際的な管理目標や管理措置の科学的根拠に基づく実効ある内容への見直しを我が国の主導により、強力に推進すること。</p>	<p><b>要望内容</b></p> <p>赤道海域におけるカツオ資源調査の充実と、国際的な管理目標や管理措置の科学的根拠に基づく実効ある内容への見直しを我が国の主導により、強力に推進すること。</p>

## (10) 東京海区（継続）

令和6年度要望	参考（令和5年度要望）
<p><b>要望</b></p> <p>日本沿岸へのカツオ資源の来遊量回復に向けた取組強化について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>日本沿岸へのカツオ資源の来遊量回復に向けた取組強化について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>東京都の島しょ地域において、春に北上するカツオを対象とした曳縄漁業は大変重要な漁業となっている。しかしながら、近年、曳縄で漁獲されるカツオは不漁傾向が著しく、また、日本の他の沿岸地域でも同様な状況である。</p> <p>漁獲量の低迷については、太平洋を広範囲</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>東京都の島しょ地域において、春に北上するカツオを対象とする曳縄漁業は大変重要な漁業である。しかしながら、近年、曳縄で漁獲されるカツオは不漁傾向が著しく、また、このような状況は、日本の他の沿岸地域でも同様な状況である。</p> <p>漁獲量の低迷については、太平洋を広範囲</p>

に回遊するカツオ資源が、日本沿岸に来遊する前に、赤道海域における大型まき網漁船により大量に漁獲され、カツオの来遊量の減少を招いていることが主な原因の一つではないかとの指摘もある。

その一方、WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）においては、加盟する多くの島嶼国からは資源状態が良好とする主張が強く、日本側の指摘は通らず、管理措置の強化についても合意に至らないままにきている。

太平洋におけるカツオ資源について、国際的な取組による調査等も進められてはいるが、近年の漁獲低迷を脱するためには、資源状況を的確に把握し、日本沿岸のカツオ資源の来遊量を回復させることが急務である。

囲に回遊するカツオが、日本沿岸に来遊する前に赤道海域で大型まき網漁船により大量に漁獲され、カツオの来遊資源の減少を招いていることが主な原因の一つではないかとの指摘もある。

その一方で、WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）においては、加盟する島嶼国の多くからは、資源状態も良好であるとして日本の主張が通らず、管理措置の強化について合意に至らないままにきている。

太平洋を広く回遊するカツオ資源は、国際的な取組による調査等が進められているが、近年の漁獲低迷を脱するためには、よりの確な資源状況を把握し、日本沿岸へのカツオ資源の来遊量を回復させることが急務である。

### 要望内容

1 日本沿岸におけるカツオの来遊量と赤道海域における漁獲との因果関係について、引き続き究明を行い、国際的な管理機関において、管理措置の強化の働きかけを進めること。

2 日本沿岸におけるカツオ資源の来遊量の低迷が続くため、大臣許可である大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大型船と沿岸の小型船との間で、漁場競合等が生じている。

沿岸漁業の安定した操業確保のため、大臣許可漁業との資源の利用並びに操業調整の対策や取組を進めること。

### 要望内容

1 赤道海域における漁獲と日本沿岸におけるカツオの来遊量との因果関係について、引き続き究明を進め、国際的な管理機関における働きかけを進めること。

2 日本沿岸のカツオ資源については、来遊量の低迷が続くため、限られた魚群に対し、大臣許可である大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大型船と沿岸曳縄漁業の小型船との間で、漁場競合等が生じている。

沿岸漁業の安定した操業確保のため、大臣許可漁業との資源利用並びに操業調整の対策や取組を進めること。

(11) 東京海区 (継続：経緯変更)

令和6年度要望	参考 (令和5年度要望)
<p><b>要望</b></p> <p>大中型まき網漁船のVMS航跡情報の運用・活用について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>大中型まき網漁船のVMS航跡情報の運用・活用について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>大臣許可漁業におけるVMS設置は、平成24年には大中型まき網漁業で、29年許可の一斉更新からは指定漁業の全許可船に義務付けられてきた。</p> <p>令和2年12月1日改正漁業法が施行され、第52条第2項において、VMSの設置命令が新たに規定される一方で、指定漁業の一斉更新の制度は廃止となった。また、同法第6条で、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずることが、「国及び都道府県の責務」として規定された。しかしながら、漁業法改正前のVMS設置の導入の経緯を理由として、いまだに航跡情報の確認は国の担当者のみに限られ、都道府県の取締担当者も確認する協力体制ができていない。</p> <p>現在の大臣許可漁業は、<u>改正後の漁業法によって</u>、TACやIQ制度導入とともに、漁船の大型化等の規制緩和も措置され、<u>出漁機会の増加、市場価値のある時に</u>、効率的に漁獲することが可能となり、改革の恩恵を受けることになった。一方で、同じ資源を利用している沿岸の小型船にとっては、優良な漁場から資源を先取りされるため、逆に、操業や経営の圧迫につながっている。</p> <p>国は、「水産資源の持続的利用」と「産業としての持続的成長」の実現を提唱し、水産</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>大臣許可漁業におけるVMS設置の義務付けについては、大中型まき網漁業は平成24年の許可の一斉更新から、29年の一斉更新からは指定漁業の全許可船に行われている。しかし、指導・取締りの目的のみに使用することを条件に導入した経緯を理由として、航跡情報を直接確認できるのは水産庁担当者に限られ、都道府県の取締担当者も確認することができない。</p> <p>令和2年12月1日改正漁業法が施行され、第52条第2項において、VMSの設置命令が新たに規定される一方で、指定漁業の一斉更新の制度は廃止となった。また、同法第6条の「国及び都道府県の責務」として、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るための必要な措置を講ずることが規定された。</p> <p>大臣許可漁業については、TAC制度、さらにIQ導入とともに、漁船の大型化等の規制緩和も措置され、沿岸の小型船が出漁困難な荒天時にも、同じ水産資源を、市場価値のある時に、効率的に漁獲することが可能になり、改革の恩恵を受けることになった。一方、沿岸の小型船にとっては、優良な漁場から資源を先取りされ、逆に、操業や経営の圧迫につながる。</p> <p>また、国は「水産資源の持続的利用」と</p>

資源の減少と魚価の低下を招く漁場競合防止のため、操業情報の開示による資源管理の促進と漁家経営の安定を両立する試みも進めている。

そのため、現在改正後の漁業法の柱となった「資源管理施策の推進」のため、大臣許可漁業と沿岸漁業との円滑な操業調整について、国及び都道府県の担当者双方が協力した体制で、取り組めるよう要望する。

については、「資源管理の積極的な取組み」や「経営の維持安定化の取組み」による沿岸資源の適正な利用のため、VMS情報の多様な運用や活用を図るよう、次の事項を要望する。

「産業としての持続的成長」を実現するスマート水産業を提唱し、水産資源の減少と魚価の低下を招く漁場競合の防止のため、操業情報の開示による資源管理の促進と漁家経営の安定を両立する試みも、国から紹介されている。

そのため、大中型まき網漁業と沿岸漁業との円滑な操業調整については、新たに漁業法の柱となった資源管理施策の推進のために、VMS航跡情報も参考にして、国及び都道府県の担当者双方が協力した体制で、取り組めるよう要望する。

については、沿岸資源の適正な利用のため、「資源管理の積極的な取組み」や「経営の維持安定化の取組み」に不可欠なVMS情報の多様な運用や活用を図るよう、次の事項を要望する。

### 要望内容

- 1 沿岸資源の適正な利用や新たな数量管理への移行の取組み、資源評価の向上等のため、VMS情報の多様な活用等について、国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。
- 2 漁業法改正等に伴い「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

### 要望内容

- 1 沿岸漁業と沖合漁業とで競合する水産資源や漁場において、沿岸資源の適正な利用や新たな数量管理への移行の取組み、資源評価の向上等には、操業状況の把握は必須である。そのため、VMS情報の多様な活用等について、国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。
- 2 沿岸漁業と沖合漁業が競合する海域・漁場については、漁業法改正等に伴い、改めて、水産資源の適切な管理や漁業秩序の確立等を推進するため、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

## (12) 神奈川県 (継続)

令和6年度要望	参考 (令和5年度要望)
<p><b>要望</b></p> <p>マサバ太平洋系群に関する新たな資源管理について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>マサバ太平洋系群に関する新たな資源管理について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>水産庁の資料、マサバ太平洋系群 (2021 年 12 月 24 日公開) で示されたマサバ関係の資料では、目標管理基準値(案)が 154 万トンとなっており、これはホッケー・スティックモデルを仮定して推定されたもので、1970 年以降一度も実現したことがない非現実的な親魚量となっている。</p> <p>また、<u>上記資料の図6</u>に示された神戸プロットを見ると、1990 年から 2010 年までの 21 年間のマサバの親魚量水準は上記目標管理基準値(案)154 万トンの 20%以下と極めて低く、また、漁獲圧も MSY を達成する漁獲圧の 1-8 倍と極めて高いにもかかわらず、2010 年以降、親魚量は大きく増大している。このような現象は、MSY 理論では説明ができず、MSY 理論に科学的合理性がないことを示すものである。</p> <p>また、<u>上記資料の図4</u>に示された再生産関係を見ると、親魚量が 0 トンから 150 万トンの範囲では、ホッケー・スティックモデルよりも比例モデルの方が妥当であり、比例モデルを用いた場合についても、シミュレーション結果を示し、どちらの結果を採用すべきであるか、検討すべきである。</p> <p>また、<u>上記資料の表1</u>に示された親魚量の将来予測値を見ると、2023 年以降の親魚量の平均値は、漁獲管理規則 (<math>\beta</math>) を 1.0 とし</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>水産庁の資料、マサバ太平洋系群 (2021 年 12 月 24 日公開) で示されたマサバ関係の資料では、目標管理基準値(案)が 154 万トンとなっており、これはホッケー・スティックモデルを仮定して推定されたもので、1970 年以降一度も実現したことがない非現実的な親魚量となっている。</p> <p>また、神戸プロットを見ると、1990 年から 2010 年までの 21 年間のマサバの親魚量水準は上記目標管理基準値(案)154 万トンの 20%以下と極めて低く、また、漁獲圧も MSY を達成する漁獲圧の 1-8 倍と極めて高いにもかかわらず、2010 年以降、親魚量は大きく増大している。このような現象は、MSY 理論では説明ができず、MSY 理論に科学的合理性がないことを示すものである。</p> <p>さらに、再生産関係を見ると、親魚量が 0 トンから 150 万トンの範囲では、ホッケー・スティックモデルよりも比例モデルの方が妥当であり、比例モデルを用いた場合についても、シミュレーション結果を示し、どちらの結果を採用すべきであるか、検討すべきである。</p> <p>また、親魚量の将来予測値を見ると、2023 年以降の親魚量の平均値は、漁獲管理規則 (<math>\beta</math>) を 1.0 としても、目標管理基準値(案)を大きく上回っており、<math>\beta</math> を 0.9 とする合理</p>

<p>ても、目標管理基準値(案)を大きく上回っており、<math>\beta</math>を0.9とする合理性はない。</p> <p>この基準値(案)を達成するためには、漁業者に、大きな負担を強いることとなり、これまでの漁獲量と親魚量の推移から見て、合理的で現実的な漁獲管理とは言えず、漁業者の納得を得られるものではない。</p>	<p>性はない。</p> <p>この基準値(案)を達成するためには、漁業者に、大きな負担を強いることとなり、これまでの漁獲量と親魚量の推移から見て、合理的で現実的な漁獲管理とは言えず、漁業者の納得を得られるものではない。</p>
---	--

<p><b>要望内容</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 MSY 理論やホッケー・スティックモデルによる目標管理基準値は現実的ではないため、レジームシフトなどの海洋環境の変化・変動も加えることにより、<u>漁業者も納得できる、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。</u></li> <li>2 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行うこと。</li> <li>3 マサバ太平洋系群の資源を回復するためには、外国漁船による公海上での乱獲を防ぐことも不可欠であることから、国際的な連携体制のもと、実効性のある資源管理の取組みを進めること。</li> </ol>	<p><b>要望内容</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 MSY 理論やホッケー・スティックモデルによる目標管理基準値は現実的ではないため、レジームシフトなどの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。</li> <li>2 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行うこと。</li> <li>3 マサバ太平洋系群の資源を回復するためには、外国漁船による公海上での乱獲を防ぐことも不可欠であることから、国際的な連携体制のもと、実効性のある資源管理の取組みを進めること。</li> </ol>
--	---

(13) 三重海区 (継続：経緯変更)

令和6年度要望	参考 (令和5年度要望)
<p><b>要望</b></p> <p>沿岸カツオ資源について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>沿岸カツオ資源について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>本県では、令和5(2023)年春季(1~5月)は曳縄漁が88.7トンと過去10年間平均(46.4トン)を上回った。ただし、過去の漁獲量と比べると減少した状態が続いている。</p> <p>また、竿釣、曳縄ともに小型魚の漁獲が少なく、来年度以降の資源量減少が心配される。小型魚の漁獲が少ない原因の一つとして熱帯・亜熱帯からの来遊量の減少が考えられる。</p> <p>カツオは広域に回遊する国際資源であり、こうした日本の沿岸域におけるカツオの不漁は、赤道域での漁獲増の影響の可能性が示唆されている。</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>太平洋沿岸域でカツオの不漁が続く中、令和4(2022)年春季(1~5月)は小型竿釣による漁獲量が過去10年平均を上回る海域が見られた。一方で曳縄漁は不振であり、本県でも熊野灘沿岸域で主に操業する曳縄漁は、令和4年は20.3トンで過去10年間平均(56.3トン)の36%であった。</p> <p>また、竿釣、曳縄ともに中型魚及び小型魚の漁獲が少なく、来年度以降の資源量減少が心配される。中型魚及び小型魚の漁獲が少ない原因の一つとして熱帯・亜熱帯からの来遊量の減少が考えられる。</p> <p>カツオは広域に回遊する国際資源であり、こうした日本の沿岸域におけるカツオの不漁は、赤道域での漁獲増の影響の可能性が示唆されている。</p>
<p><b>要望内容</b></p> <p>中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)等国際会議において議論をリードして、適切な資源管理措置の導入を働きかけ、沿岸カツオ資源の来遊量を増やすこと。</p>	<p><b>要望内容</b></p> <p>中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)等国際会議において議論をリードして、適切な資源管理措置の導入を働きかけ、沿岸カツオ資源の来遊量を増やすこと。</p>

(14) 三重海区 (継続：経緯変更)

令和6年度要望	参考 (令和5年度要望)
<p><b>要望</b></p> <p>沿岸サンマ資源について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>沿岸サンマ資源について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>三重県沿岸のサンマは、県南部の熊野灘海域で漁獲されるが、漁期ごとの変動はあるものの、平成20(2008)年にはおよそ3千トンあった漁獲量が平成25(2013)年漁期以降は、1千トンを下回り、令和2(2020)年以降は1トン未満と極めて少なく漁業として成立していない状態が続いている。県南部への来遊量の激減は、漁業だけでなく、サンマは県南部地域の郷土料理(サンマ寿司、サンマの丸干し)にも使用されるので、周辺産業への影響も大きい。</p> <p>令和5年3月の北太平洋漁業委員会(NPFC)第7回年次会合で、<u>2023年及び2024年漁期における分布海域全体での総漁獲可能量を25万トン以内、公海への漁獲割当て量(TAC)を15万トンに削減して管理することが合意された。</u></p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>三重県沿岸のサンマは、県南部の熊野灘海域で漁獲されるが、漁期ごとの変動はあるものの、平成25(2013)年漁期以降は、1千トンを下回り、令和2(2020)年及び令和3(2021)年は1トン未満と極めて少なく漁業として成立していない。県南部への来遊量の激減は、漁業だけでなく、サンマは県南部地域の郷土料理(サンマ寿司、サンマの丸干し)にも使用されるので、周辺産業への影響も大きい。</p> <p>令和3年2月の北太平洋漁業委員会(NPFC)第6回年次会合で、2021年及び2022年漁期における分布海域全体での総漁獲可能量を33万3千750トンとし、公海への漁獲割当て量(TAC)を19万8千トンとして管理することが合意された。</p>
<p><b>要望内容</b></p> <p>北太平洋公海でのサンマ資源について、北太平洋漁業委員会(NPFC)等国際会議において、科学的根拠に基づく漁獲割当て量の国別配分の適正な割当てや数量監視の強化について、<u>引き続き、議論をリードしていただき、沿岸サンマ資源の来遊量を増やすこと。</u></p>	<p><b>要望内容</b></p> <p>北太平洋公海でのサンマ資源について、北太平洋漁業委員会(NPFC)等国際会議において、科学的根拠に基づく漁獲割当て量の国別配分の適正な割当てや数量監視の強化について議論をリードしていただき、沿岸サンマ資源の来遊量を増やすこと。</p>

## V 漁業法改正後の制度運用について

### (1) 静岡海区（継続：経緯変更）

令和6年度要望	参考（令和5年度要望）
<p><b>要望</b></p> <p>漁業法改正後の制度運用について （新たな資源管理措置等について）</p>	<p><b>要望</b></p> <p>漁業法改正後の制度運用について （新たな資源管理措置等について）</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>自主的資源管理については、自分達の地区はもとより、同種を利用する漁業種類においても、従前からその重要性を理解し、取組を進めてきたところである。</p> <p>一方、漁業法改正後に示された新たな資源管理の推進に関するロードマップに基づく手続が進められており、既に TAC 移行が決まった魚種もある。</p> <p>今後、新たな TAC 魚種の選定や枠の配分が行われれば、若手漁業者が操業経験を積める機会が減少し、操業技術の継承が十分に行われなことが懸念される。また、水揚減による地域産業の衰退も懸念される。</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>漁業法が改正され、新たな資源管理の推進に関するロードマップが国から示されたところである。資源管理の重要性は理解しており、自分達の地区や、同種の漁業種類においても自主的資源管理を従前から進めてきたところである。</p> <p>今後、新たな TAC 魚種の選定や枠の配分が行われれば、若手漁業者が操業経験を積める機会が減少し、操業技術の継承が十分に行われなことが懸念される。また、水揚減による地域産業の衰退も懸念される。</p>
<p><b>要望内容</b></p> <p>漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。</p>	<p><b>要望内容</b></p> <p>漁獲量の規制には、漁業機会の減少が伴う。新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。</p>

(2) 静岡海区 (継続：経緯・内容変更)

令和6年度要望	参考 (令和5年度要望)
<p><b>要望</b></p> <p>漁業法改正後の制度運用について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>漁業法改正後の制度運用について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>T A C魚種の漁獲に関する監視体制については、太平洋クロマグロで漁獲監視の高度化を図る新たな監視手段等の検証が始まるところと聞いているが (※注：R5実証事業を実施。R6国予算要求中)、現時点では検証段階であり、監視体制に不備があった場合は、正確な漁獲量や流通ルートの把握が難しく、漁獲枠が遵守されない可能性がある。</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>T A C魚種の漁獲については監視体制が整備されておらず、正確な漁獲量や流通ルートの把握が難しく、漁獲枠が遵守されない可能性がある。</p>
<p><b>要望内容</b></p> <p>太平洋クロマグロを含むT A C魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合、流通ルートが必ず把握でき、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。</p>	<p><b>要望内容</b></p> <p>T A C魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合、流通ルートが必ず把握でき、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。</p>

## VI 外国漁船問題等について

### (1) 北海道連合海区（継続：同文）

令和6年度要望	参考（令和5年度要望）
<p><b>要望</b></p> <p>対ロシア漁業における操業機会の確保について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>対ロシア漁業における操業機会の確保について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>現在、北海道では、ロシア連邦との漁業協定に基づき、地先沖合漁業を始め4種の漁業が行われており、地域経済において重要な役割を果たしていることから、今後とも協定の下での操業が継続されることはもとより、対ロ交渉において、協力金の引き下げ等の操業条件の緩和や、国による支援の継続が必要となっている。</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>現在、北海道では、ロシア連邦との漁業協定に基づき、地先沖合漁業を始め4種の漁業が行われており、地域経済において重要な役割を果たしていることから、今後とも協定の下での操業が継続されることはもとより、対ロ交渉において、協力金の引き下げ等の操業条件の緩和や、国による支援の継続が必要となっている。</p>
<p><b>要望内容</b></p> <p>地先沖合漁業を始めとする対ロ漁業の操業機会の確保を強力に推進するとともに、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援を行うこと。</p>	<p><b>要望内容</b></p> <p>地先沖合漁業を始めとする対ロ漁業の操業機会の確保を強力に推進するとともに、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援を行うこと。</p>

### (2) 宮城海区（継続：経緯・内容変更）

令和6年度要望	参考（令和5年度要望）
<p><b>要望</b></p> <p>ロシア大型冷凍トロール船による漁具被害対策について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>ロシア大型冷凍トロール船による漁具被害対策について</p>

## 要望に至った経緯

我が国排他的経済水域内では、本国とロシアの2国間協議による「日ソ地先沖合漁業協定」に基づき、ロシア大型冷凍トロール船の操業が認められており、本県沿岸海面においてはイトヒキダラやイワシ・サバを漁獲対象とした操業が行われている。

本県沖合では、秋から春にかけて操業が行われているが、漁具被害を回避するための船間連絡体制が整備されていないため、平成27年度以降、かじき等流し網漁船及び沿岸まぐろはえ縄漁船の漁具が切断されるなどの被害が発生している。そのため、沿岸漁船漁業者の漁場確保及び安全操業体制の確立が望まれている。

「日ロ地先沖合漁業交渉」において、操業禁止ラインや船間距離及び入域隻数の見直しが行われた水域もあることから、引き続き、積極的な交渉や国の支援が必要となっている。

さらに、韓国・中国等外国漁船操業対策事業で、漁具被害を受けて新たに漁具を購入した場合、購入費の全額ではなく2分の1の補助となっており、半分は被害者が負担することになっている。また、加害船が特定される場合は、当該事業の申請ができないため、被害を受けた側の負担が大きい。

〈参考〉

平成27年度以降のロシア大型冷凍トロール船による被害状況

## 要望に至った経緯

我が国排他的経済水域内では、本国とロシアの2国間協議による「日ソ地先沖合漁業協定」に基づき、ロシア大型冷凍トロール船の操業が認められており、本県沿岸海面においてはイトヒキダラやイワシ・サバを漁獲対象とした操業が行われている。

本県沖合では、秋から春にかけて操業が行われているが、漁具被害を回避するための船間連絡体制が整備されていないため、平成27年度以降、かじき等流し網漁船及び沿岸まぐろはえ縄漁船の漁具が切断されるなどの被害が発生していることから、沿岸漁船漁業者の漁場確保及び安全操業体制の確立が望まれている。

さらに、韓国・中国等外国漁船操業対策事業で、漁具被害を受けて新たに漁具を購入した場合、購入費の全額ではなく2分の1の補助となっており、半分は被害者が負担することになっている。また、加害船が特定される場合は、当該事業の申請ができないため、被害を受けた側の負担が大きいことが懸念される。

漁業種類	月日	場所	被害漁具
かじき等流し網漁船2隻	H27.10.5	N38° 56' E142° 15'	流し網一式 (1.4km相当)
沿岸まぐろはえ縄1隻	H27.11.10	N38° 48' E142° 11'	延縄漁具一式 (幹縄10km相当)
かじき等流し網漁船1隻	H29.12.4	N38° 37' E142° 28'	流し網一式 (100m相当)
かじき等流し網漁船1隻	H29.12.4	N38° 16' E142° 13'	流し網一式 (1.0km相当)
かじき等流し網漁船3隻	H30.11.21	N38° 41' ~N38° 47' E142° 10'	流し網一式 (270m相当)
かじき等流し網漁船1隻	R1.12.11	N38° 21' E142° 17'	流し網一式 (64m相当)

要望内容	要望内容
<p>1 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を未然に防止するための連絡体制を構築すること。</p> <p>2 現実に漁具被害が発生していることから、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補助や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。</p>	<p>1 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための体制を構築すること。</p> <p>2 現実に漁具被害が発生していることから、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補助や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。</p>

### (3) 東京海区 (継続)

令和6年度要望	参考 (令和5年度要望)
<p><b>要望</b></p> <p>伊豆諸島・小笠原海域における外国漁船の違法操業の取締り強化等について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>伊豆諸島・小笠原海域における外国漁船の違法操業の取締り強化等について</p>

## 要望に至った経緯

従来から、東京海区では、小笠原海域における台湾漁船による違法操業について、取締強化の要望提案を毎年提出してきた。

更に、平成26年9月には、中国のサンゴ密漁船が小笠原海域から伊豆諸島海域の広範囲に、多いときには1日200隻以上押し寄せ、違法操業が堂々に行われるという事態が発生した。その後、水産庁や海上保安庁による監視及び取締りの体制強化や罰則強化が行われるとともに、中国当局に対する政府間交渉等によって、現在では密漁船は確認されなくなっている。

また、令和3年3月には、海上保安庁による大型巡視船が、小笠原に新たに配備され、監視及び取締りの強化が図られたところである。

その一方で、密漁船の操業によって、地元漁業者が大切にしてきた貴重なサンゴ資源が毀損され、更に海底には大量に放置された漁具により、サンゴ以外の水産資源の生育環境の悪化や漁場の荒廃を招き、いまだに操業に多大なる支障を及ぼしている。

外国漁船による違法操業については、地元漁船のみならず同海域における他県漁船の操業にも多大な影響を与えている。また、最近の日本周辺の公海における大型外国漁船の操業は、水産資源を大量に漁獲する新たな脅威であり、不安感も増している。今後とも、外国漁船の違法操業が二度と繰り返されることのないよう、次の事項を強く要望する。

## 要望に至った経緯

東京海区では、従来から小笠原海域における台湾漁船による違法操業について、取締強化の要望提案を毎年提出してきた。

更に、平成26年9月には、中国のサンゴ密漁船が小笠原海域に止まらず伊豆諸島海域にまで、多いときには1日200隻以上押し寄せ、違法操業が堂々に行われるという事態が発生した。その後、水産庁や海上保安庁による監視・取締りの体制強化や罰則強化が行われるとともに、中国当局に対する政府間交渉等によって、密漁船は確認されなくなっている。

また、令和3年3月には小笠原に大型巡視船が配備され、監視及び取締りの強化が図られたところである。

しかしながら、地元漁業者が大切にしてきた貴重なサンゴ資源が毀損されたばかりでなく、漁具の廃棄などによりサンゴ以外の水産資源の生育環境の悪化、漁場の荒廃により、いまだに漁業操業に多大なる支障を招いている。

違法操業は、地元漁船のみならず同海域における他県漁船の操業にも多大な影響を与え、また、年々、大型外国漁船が、日本近海の公海において、水産資源を大量に漁獲する操業も新たな脅威となり、不安感も増している。今後、外国漁船の違法操業が二度と繰り返されることのないよう、次の事項を強く要望する。

<p><b>要望内容</b></p> <p>1 伊豆諸島・小笠原海域における取締り体制を一層強化し、外国漁船の違法操業に対する徹底した取締りを実施すること。</p> <p>2 サンゴ網等の放置された漁具の除去を進め、早期に漁場回復が図られるよう対策の充実・強化をすること。</p>	<p><b>要望内容</b></p> <p>1 伊豆諸島・小笠原海域における取締り体制を一層強化し、外国漁船の違法操業に対する徹底した取締りを実施すること。</p> <p>2 放置されたサンゴ網等を除去し、早期に漁場回復が図られるよう対策の充実・強化をすること。</p>
--	---

## VII 海洋性レジャーとの調整等について

### (1) 北海道連合海区（一部新規：経緯・内容変更）

令和6年度要望	参考（令和5年度要望）
<p><b>要望</b></p> <p>遊漁と漁業の調整について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>遊漁と漁業の調整について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>本道は、わが国最大のさけ・ます漁業の生産拠点であり、漁業者負担による人工ふ化放流事業によって、その資源が支えられているが、近年は来遊数が全盛期を大きく下回る状況にあり、資源回復が喫緊の課題となっている。</p> <p>一方、遊漁者によるさけ釣りは増加の一途を辿っており、相当数のさけ・ますが釣獲されていると考えられるが、具体的な数量の把握には至っていない。</p> <p>さけ定置網漁業は資源保護の観点から、親魚確保のための網揚げなどの自主規制を行っているが、遊漁者によるさけ釣りは、制限</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>本道の漁業者は、さけ・ます資源の持続的利用のため、ふ化放流事業や操業時期の調整など再生産親魚の確保に取り組んでいる。</p> <p>一方、遊漁については規制や制限がなく、毎年、多くの釣り人によって相当数のさけ・ますが釣獲されていると考えられるが、具体的な数量の把握には至っていない。</p> <p>今後、さけ・ます資源を持続的に利用していくためには、遊漁による資源への影響を検証し、適確に管理していく必要がある。</p> <p>また、近年は免許が不要なミニボート（ゴムボート等）を使用する遊漁者が増加して</p>

されておらず、親魚の河川遡上にも大きな影響を及ぼしているものと危惧される。

また、釣り人のマナーも悪化しており、海岸域等で遊漁者が殺到して場所取りや違法駐車、釣果物やゴミの投棄等のトラブルも発生している。

今後、さけ・ます資源を持続的に利用していくためには、遊漁者による資源への影響を検証し、適確に管理していく必要がある。

また、近年は規制緩和により免許が不要なミニボート（ゴムボート等）を使用する遊漁者が増加しており、海上における基本的なルールや航行に関する知識の不足や船体の特性（低安定性や他船舶からの低視認性）を理解していない遊漁者が多いことから、漁船の航行や操業への支障、また、漁具被害などの問題が生じているほか、毎年、海難事故も発生している状況にある。

このようなことから、漁業者の間には遊漁者に対する不信感が募っており、今後大きなトラブルになることが懸念される。

おり、海上における基本的なルールや航行に関する知識の不足や船体の特性（低安定性や他船舶からの低視認性）を理解していない遊漁者が多いことから、漁船の航行や操業への支障、また、漁具被害などの問題が生じているほか、毎年、海難事故も発生している状況にある。

このようなことから、漁業者の間には遊漁者に対する不信感が募っており、今後大きなトラブルになることが懸念される。

### 要望内容

- 1 海岸域等の遊漁者のほか、プレジャーボート、遊漁船を利用する遊漁者などに対して、さけ・ますなどを始めとする漁業者の主要な漁獲対象である魚種については、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理する制度を創設すること。
- 2 遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者・地元住民とのトラブルを防止するための枠組を構築すること。

### 要望内容

- 1 漁業者と遊漁者が同一の資源を利用していることから、遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理する制度を創設すること。
- 2 ミニボート（ゴムボート等）については、定期的な安全講習の義務化や安全航行のための制度創設や衝突防止のための反射板等装置の設置を義務化するなど実効性のある対策を実施すること。

<p>3 <u>利用者が増加傾向にあるミニボート（ゴムボート等）</u>については、定期的な安全講習の義務化や安全航行のための制度創設、衝突防止のための反射板等装置の設置を義務化するなど実効性のある対策を実施すること。</p>	
---	--

## （２）福島海区（継続：同文）

令和6年度要望	参考（令和5年度要望）
<p><b>要望</b></p> <p>遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>本県の漁業者は、厳しい漁業規制や資源管理に基づき操業を行っており、さらに自主的なサイズ規制や数量規制、人工礁等の保護区設定等を行い、資源の持続的利用に取り組んでいる。</p> <p>一方、遊漁船やプレジャーボート等の遊漁者については、自由に採捕しているのが現状であり、漁業者が取り組んでいる資源管理等について協力要請するにも、ほとんどが組織化されておらず、周知する方法に苦慮している。</p> <p>また、近年は、SNSなどの情報が発達したこともあり、県域を越えての遊漁船や遊漁者も多く、地元漁業者からの反発の声が高まっており、トラブルに発展することが危惧されている。</p> <p>本要望については、多くの都道府県が抱えている課題であり、また、解決には時間を要することが想定されることから、継続要望としたい。</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>本県の漁業者は、厳しい漁業規制や資源管理に基づき操業を行っており、さらに自主的なサイズ規制や数量規制、人工礁等の保護区設定等を行い、資源の持続的利用に取り組んでいる。</p> <p>一方、遊漁船やプレジャーボート等の遊漁者については、自由に採捕しているのが現状であり、漁業者が取り組んでいる資源管理等について協力要請するにも、ほとんどが組織化されておらず、周知する方法に苦慮している。</p> <p>また、近年は、SNSなどの情報が発達したこともあり、県域を越えての遊漁船や遊漁者も多く、地元漁業者からの反発の声が高まっており、トラブルに発展することが危惧されている。</p> <p>本要望については、多くの都道府県が抱えている課題であり、また、解決には時間を要することが想定されることから、継続要望としたい。</p>

<p><b>要望内容</b></p> <p>遊漁船やプレジャーボート、遊漁者の組織化を国が中心となり進め、漁業者が取り組んでいる資源管理等について、協議、周知できる体制を整えていただきたい。</p> <p>遊漁に関する全国的な資源管理のルール導入をお願いしたい（資源状況に応じた持ち帰り可能なサイズ、数量等の制限）。</p>	<p><b>要望内容</b></p> <p>遊漁船やプレジャーボート、遊漁者の組織化を国が中心となり進め、漁業者が取り組んでいる資源管理等について、協議、周知できる体制を整えていただきたい。</p> <p>遊漁に関する全国的な資源管理のルール導入をお願いしたい（資源状況に応じた持ち帰り可能なサイズ、数量等の制限）。</p>
--	--

### (3) 神奈川海区（継続）

令和6年度要望	参考（令和5年度要望）
<p><b>要望</b></p> <p>ミニボートによる危険行為の防止について</p>	<p><b>要望</b></p> <p>ミニボートによる危険行為の防止について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>海上保安庁によると、近年、船舶の海難事故隻数は減少傾向にあるが、<u>ミニボートも令和4年は減少したものの、依然として多く発生している。</u></p> <p>（令和4年：ミニボートの事故106隻、前年度比▲5隻）</p> <p>ミニボートは、船舶検査も小型船舶操縦免許も不要で航行区域の制限もなく、船舶の操縦や安全性についての講習の受講機会も少ないということもあり、転覆や機関故障などの事故が多発している。</p> <p>また、ミニボートはその構造上、漁船から見えにくくレーダーにも映りにくいため、漁船との衝突事故の危険性を抱えるとともに、定置網、養殖用イケス、ブイへの接近・破損</p>	<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>海上保安庁によると、近年、船舶の海難事故隻数は減少傾向にあるが、プレジャーボートは増加傾向にあり、特にミニボートの増加は顕著である。（令和3年：ミニボートの事故121隻、前年度比+18隻）</p> <p>ミニボートは、船舶検査も小型船舶操縦免許も不要で航行区域の制限もなく、船舶の操縦や安全性についての講習の受講機会も少ないということもあり、転覆や機関故障などの事故が多発している。</p> <p>また、ミニボートはその構造上、漁船から見えにくくレーダーにも映りにくいため、漁船との衝突事故の危険性を抱えるとともに、定置網、養殖用イケス、ブイへの接近・破損など漁業操業にあたっての妨害</p>

など漁業操業にあたっての妨害要因ともなることも懸念される。

国においても、民間団体と連携しつつ、利用者への啓発活動や、必要な知識や装備、技術等を総合安全情報サイト(ウォーターセーフティガイド)を通じて発信しているが、ミニボートの事故は増加の一途をたどっていることから、海面における事故防止及び人命の安全確保、さらに漁業操業妨害行為防止のためには、情報提供・普及啓発だけでは不十分で、規制強化も含めた効果的な対策を講ずる必要がある。

### 要望内容

1 ミニボートの購買者等に対する船舶の操縦や安全性についての講習受講を、インターネット購買者も含めた販売条件とするとともに、安全情報の提供や事故時の対応を円滑に行うため、購買者の氏名・連絡先情報を整備するよう、ボート製造・販売業界を強く指導すること。

また、安全な航行や漁船との衝突事故防止のため、目印となる旗やレーダー反射板の掲示、ポールを立てる装置の設置については、業界への指導や購買者等への普及啓発の強化だけではなく、可能なものについては設置の義務化の検討を行うこと。

2 海面における航行区域(距離)の制限、夜間航行の制限、年齢制限、安全装置の義務化など、ミニボートの安全を確保するための制度改正に取り組むこと。特に、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、ミニボートの登録制度や船舶検査制度

要因ともなることも懸念される。

国においても、民間団体と連携しつつ、利用者への啓発活動や、必要な知識や装備、技術等を総合安全情報サイト(ウォーターセーフティガイド)を通じて発信しているが、ミニボートの事故は増加の一途をたどっていることから、海面における事故防止及び人命の安全確保、さらに漁業操業妨害行為防止のためには、情報提供・普及啓発だけでは不十分で、規制強化も含めた効果的な対策を講ずる必要がある。

### 要望内容

1 ミニボートの購買者等に対する船舶の操縦や安全性についての講習受講を、インターネット購買者も含めた販売条件とするとともに、安全情報の提供や事故時の対応を円滑に行うため、購買者の氏名・連絡先情報を整備するよう、ボート製造・販売業界を強く指導すること。

また、安全な航行や漁船との衝突事故防止のため、目印となる旗やレーダー反射板の掲示、ポールを立てる装置の設置については、業界への指導や購買者等への普及啓発の強化だけではなく、可能なものについては設置の義務化の検討を行うこと。

2 海面における航行区域(距離)の制限、年齢制限、安全装置の義務化など、ミニボートの安全を確保するための制度改正に取り組むこと。特に、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、

<p>の導入など、実効性のある対策を講じること。</p> <p>3 海難事故等に伴い漁船が救難活動を行なった場合や漁具等を破損された場合などに、漁業者に費用や損害を確実に補てんするため、ミニボートのプレジャーボート責任保険への加入を義務づけること。</p>	<p>ミニボートの登録制度や船舶検査制度の導入など、実効性のある対策を講じること。</p> <p>3 海難事故等に伴い漁船が救難活動を行なった場合や漁具等を破損された場合などに、漁業者に費用や損害を確実に補てんするため、ミニボートのプレジャーボート責任保険への加入を義務づけること。</p>
--	---

#### (4) 静岡海区（新規）

令和6年度要望	
<p><b>要望</b></p>	<p>遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について</p>
<p><b>要望に至った経緯</b></p> <p>国は水産基本計画で「海業」の振興を謳っており、沿岸地域の活性化や水産業への理解促進することを目指している。同時に、そういった地域に観光客や釣り客が押し寄せた場合、海辺の利用に関するマナーが懸念されるところであり、海業推進とともに情報の広い周知に取り組む必要がある。</p>	
<p><b>要望内容</b></p>	<p>現在、「浜の活力再生・成長促進交付金事業」において密漁防止看板の作成等に関する支援を活用し、遊漁ルールの周知に努めているところである。周知対象を拡大しようと看板の表示を外国語併記としている地区もあり、一定の効果が得られているところである。</p> <p>しかし、全ての海岸に看板を設置することは難しいため、より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施していただけるよう要望する。</p>

# 議 事

## 【第2号議案】

次年度開催海区について

第2号議案 次年度開催海区について

愛知海区漁業調整委員会（案）

	都道県	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
東日本ブロック会議	北海道							○		
	青森								○	
	岩手									○
	宮城									
	福島									
	茨城									
	千葉	○								
	東京		○							
	神奈川			○						
	静岡				○					
	愛知					○				
三重						○				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
総会		東京	東京	宮城	東京	東京	山口	東京	東京	九州
事務局長研修		大分	兵庫	岡山	北海道	熊本	秋田	滋賀	宮城	長崎
職員研修会		山口	島根	三重	鹿児島	広島	鳥取	岩手	青森	高知

## 議 事

### 【その他】

ブロック内照会事項について

## 会議議題として提案された事項

### 1) 提案海区 福島海区、静岡海区

#### 議 題

海の異変や気候変動による漁獲魚種の変化と漁業調整問題について  
(情報交換)

#### 内 容

近年、海の異変や気候変動の影響によると思われる漁獲魚種の大きな増減が見られており、増加した魚種に対する漁業調整の対応（漁業権、漁業承認等）が追いついていない状況や逆に潮流が速くなり、養殖施設がおけなくなったので漁業権を廃止した場所を今後どの活用するかといった問題など各海区の状況や対応について情報交換をお願いしたい。

## 2) 提案海区 東京海区

<p>議 題</p> <p>政府要望提案事項の取扱いについて（特に、長期あるいは継続要望事項）</p>
<p>内 容</p> <p>「政府要望提案」は、①ブロック会議において、各海区の「個別要望事項」を「ブロック要望」としてとりまとめ、次に②全漁調連（理事会や会長副会長会議）で原案を作成し、③翌年の通常総会で決定後、④「全漁調連要望書」として、政府関係機関に提出されています。</p> <p>最近は、ブロック会議や通常総会では、「水産改革関係」、「資源管理の推進」、「くろまぐろ関係」や「海面利用関係」等要望事項も多岐で、提案数も増え、「要望提案（各海区提出）」や「要望書（案）」について、資料説明が中心となり、委員や水産庁担当者との意見交換等の審議に十分時間が割かれることが少なく感じています。この点は、毎年政府要望を行う際でも、国との具体的な意見交換について同様の状況と思います。</p> <p>特に、新型コロナウイルス感染症のまん延以降の数年は、意見交換の機会が失われ、文書による回答で、とりわけ「継続要望事項」については、ほぼ毎年同じ文面となり、要望を行った海区としても形骸化している印象が否めませんし、今後の対応策についても、同じ文面から類推せざるをえない状況です。</p> <p>海区からの「継続要望事項」は、単に形式的（儀礼的）に提出しているのではなく、「深刻で重要な事項」かつ「未解決な事項」のため、取り下げずに、毎年提案していることは、いずれの海区においても同様と思います。</p> <p>そのため、以下の点について、各海区委員会のご意見を伺いたいと思います。</p> <p>(1) 政府要望提案は、「全国共通の課題」としてとりまとめが行われるため、「個別具体的」ではなく「全国的な要望」につながる内容に限定したらどうか。 参考：『要望事項とりまとめの留意点について 平成19年全漁調連会長』 「2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。」</p> <p>(2) 「個別具体的な提案」については、「要望事項」とは切り離して、別議題（会議議題）として意見交換等を行うことにしたらどうか。</p> <p>(3) 「要望結果」において、具体的な回答や提案も示されない場合、「全漁調連」と「要望先の政府機関」との間で協議を行う機会を、別途設置する等検討したらどうか（全漁調連が窓口として）。</p> <p>最後に、水産庁において、各海区から継続的な要望提案があるが「具体的な解決策が提示されない事項」について、今後の取組み等の方向性、あるいはご助言等ご意見を伺いたいと思います。</p>

海の異変や気候変動による漁獲魚種の変化と漁業調整問題について（回答）

海区名	内 容
北海道	<p>近年、北海道では秋さけ定置網にブリが大量に漁獲されるなど、今まで漁獲が少なかった暖流系の魚種の漁獲が見られるほか、アワビが生息海域を広げている状況にある。</p> <p>漁業権等の問題としては、生息海域を広げたアワビは、特定水産動植物に指定されていることもあり、新たな海域における漁業権の設定に向け事務を進めており、また今年、道内の太平洋側でオオズワイガニが異常発生し、刺し網等への羅網による漁業被害が生じたことから、特別採捕許可で対応した。</p> <p>日本海側においては、道内の主要魚種である養殖ホタテ貝の斃死や生育不良等の被害が発生しており、将来的には撤退や規模縮小も考えられる状況にある。ホタテの養殖施設を撤去し、他漁業の操業による漁場の有効活用には、設置している養殖資材を固定させるアンカーブロックの撤去が必要であり、相当の費用がかかることから、円滑な漁場利用が難しい状況にある。</p> <p>また、ブリなど新たに漁獲が増えた魚種については、これまで道内で流通や消費がされていなかったため、ブランド化や消費拡大の取組が必要である。</p>
青森東部	<p>海の異変等により大きく増減した魚種に対し、漁業調整の対応（漁業権、漁業承認等）が追いついていない事例はないが、本県沖にクロマグロの漁場形成されることに関連し、その餌として使用する魚種（スルメイカ）の採捕が漁業制度（許可、承認）に抵触する虞や地域の資源管理（地先毎の休漁日の設定等）へ影響することが懸念されている。</p>
岩手	<p>1 漁獲が増加している魚種：マイワシ、サバ、ブリ、サワラ、タチウオ等 漁獲が減少している魚種：サケ、サンマ、スルメイカ等</p> <p>2 漁業調整の対応</p> <p>(1) 漁業権漁業（令和5年9月1日免許）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一区：さけ・ます小割式、あさり、うに等を養殖種目に追加</li> <li>・二区：うに養殖業を新規免許</li> </ul> <p>(2) 漁船漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイワシの採捕を目的とした火光利用敷網、すくい網漁業の試験操業を実施（令和元年度から特別採捕許可により対応）。現在、知事許可漁業への移行について検討中。</li> <li>・ブリ、サワラ等を漁獲する漁具・漁法について、先進地視察の動きあり。</li> </ul> <p>3 急潮等による漁場環境の変化</p> <p>急潮による定置網などの漁具被害は、過去にも時々発生していたが、その状況に大きな変化はない（急潮の影響による廃止漁業権漁場はない）。</p>
宮城	<p>本県では、近年歴史的な不漁が続いているサンマ漁業について、資源が増加傾向にあるマイワシを採捕できるよう、県内の漁業団体や北部太平洋まき網漁業者組合連合会等の関係機関と調整を行い、令和2年度から小型サンマ漁船によるマイワシ採捕の試験操業を行っている。</p> <p>このほか、海洋環境の変化に対応した新たな操業体制への転換や対策について検討を行うため、漁業者団体、流通団体、研究機関等で構成する「宮城県沿岸漁船漁業不漁対策検討会」を昨年から開催し、沿岸漁船漁業が目指すべき方向性の取りまとめを行った。</p> <p>本県では、潮流が速くなった等の理由で漁業権を廃止した漁場はないものの、環境変化に柔軟に対応するため、本年行った漁業権の一斉切替えにおいて、区画漁業権の漁場計画における漁業の名称を従来の個別の養殖品目名から、「藻類養殖業」のように養殖品目を包括する表現に見直し、免許の存続期間中でもその範囲内で養殖品目を変更できるようにした。定置漁業についても、漁獲対象魚種や来遊時期が変化していることから、地元調整が整った漁場については漁業の時期を見直した。</p> <p>（減少傾向にある魚種：サケ、サンマ、コウナゴ、ツノナシオキアミなど）</p>

福島	<p>福島海区では、2019年頃を境に漁獲魚種の大きな増減が見られており、以下のような課題があることから、各海区の状況、対応について情報交換をお願いする提案をした。</p> <p><b>【減少した魚種】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ズワイガニ（沖合底びき網漁業の操業回数減）</li> <li>・コウナゴ（船びき網漁業の休漁）</li> </ul> <p><b>【増加した魚種】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イセエビ（漁業権の設定なし）</li> <li>・トラフグ（はえなわ漁業は自由漁業） （自主的な資源管理：全長35cm以上、操業期間10月～翌年2月）</li> <li>・タチウオ（産卵期にも漁獲しており、資源管理なし）</li> </ul>
茨城	<p>茨城においては海面の養殖施設の事例はないが、イカナゴやオキアミ等の寒流系の魚類の不漁やトラフグやイセエビ等の暖流系の魚種が増加、チョウセンハマグリ等の卓越群の発生、霞ヶ浦北浦海区ではワカサギ資源が急速な減少といった状況が起きており、これに対する対応を検討中である。</p>
千葉	<p>○黒潮の大蛇行により、房総沖を流れる黒潮の流速が早まり、急潮が頻繁に発生し、時には定置網に大きな被害を与えている。</p> <p>○温暖化による海水温の上昇により、内房地区を中心に、アイゴ、ブダイ、イスズミ等の植食性魚類やガンガゼ、ムラサキウニによる食害で藻場が消失しており、磯根魚種の漁獲量が大きく減少している。</p> <p>関係漁協では、食害生物の駆除やスポアバックの設置による種の供給、アラメ、カジメの移植などの対策を行っているが、効果を上げるまでに至っていない。</p>
東京	<p>東京海区は、東京湾の内湾海域、伊豆諸島・小笠原諸島（火山列島含む）の島しょ海域と、非常に広範囲の海域を管轄し、また、日本全国の各地域からの沿岸漁船のみならず、大臣許可の様々な大型漁船の操業も行われています。その中で、「海の異変」や「気候変動」による影響も様々となっています。</p> <p>特に、顕著な例は、黒潮の大蛇行が長期間に及んでいることもあり、「磯焼け」として、海藻類の減少が著しく、同時に磯根資源である貝類やイセエビ類も漁獲量が大幅に減少しています。</p> <p>その一方で、増加した水産資源というものは特になく、東京海区の沿岸漁業者の経営は大変厳しいものになっています。</p> <p>更に、その限られた資源を「資源管理」や「操業調整」等で、適切かつ有効に利用している中で、他地域からの新規参入（参入希望）する漁船や遊漁船（プレジャーボートを含む）の増加、新たな漁法等が持ち込まれることで操業の混乱、漁場の狭隘化が日常的となり、これまで培われてきた近県との漁業調整にも大きく影響を与える状況となっています。</p> <p>東京海区においては、増加した「魚種」への対応というよりも、増加した「他地域からの漁船」、「遊漁船」や「プレジャーボート」対策が急務となっている現状です。</p>
神奈川	<p>近年、本県ではタチウオ、トラフグ等の漁獲が増えてきています。現時点で大きなトラブルはありませんが、将来的には遊漁船や他県船も含めた調整が必要となる可能性もあります。現時点では許可制等への移行等は検討していません。</p> <p>海水温上昇により、冬でも藻食性魚類の活動が活発となり、藻類養殖から撤退する漁業者が増えていきます。将来的に区画漁業権の面積を減少させることもありえますが、現時点ではその場所の活用は未検討です。</p> <p>台風大型化などによる定置網被害が見られるようになっていますが、漁業権には影響が出ていません。</p>

静岡	<p>令和5年の漁業権切替え時に、潮流が早くなり魚類養殖に適さなくなった海域の区画漁業権を廃止した地区があるが、その後の活用の目処は立っていない。</p> <p>本県においては、明らかに増加している魚種はないものの、黒潮の蛇行や近年の高水温の影響を受け、継続して磯焼けが発生している。同時に、藻類や藻類を餌とする貝類の生産量が減少しているが、漁業権対象種から外さずに資源の回復を待っているところである。</p> <p>自主的な資源管理及び県による藻場再生のための支援事業・研究は行われているが、地域によっては影響が長引いており、今後の漁業活動を危惧している。</p>
愛知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加した魚種に対し、漁業権や漁業承認等が追いついていない事例は把握していない。</li> <li>・一部地域においてハマグリ資源が増加傾向にあり、今回の漁業権切替えにおいて、第1種共同漁業権対象種に追加した海区漁場計画を承認した。</li> <li>・海の異変等の影響による区画漁業権の廃止はない。</li> <li>・今回の漁業権切替えにおいて、一部漁業権魚種を削除する一方で、新たな養殖対象種(カキ)を追加した事例はある。</li> </ul>
三重	<p>三重県では、さんまのように全国的に漁獲量が少ない状態が続いている魚種や、まさばやまいわしのように、全国的には資源状況が良いと判断されている魚種でも、黒潮の大蛇行などの影響により、漁獲量が減少している魚種があります。しかしながら、今のところ、漁業者から漁業調整などによる対応の要望は上がっていません。</p>